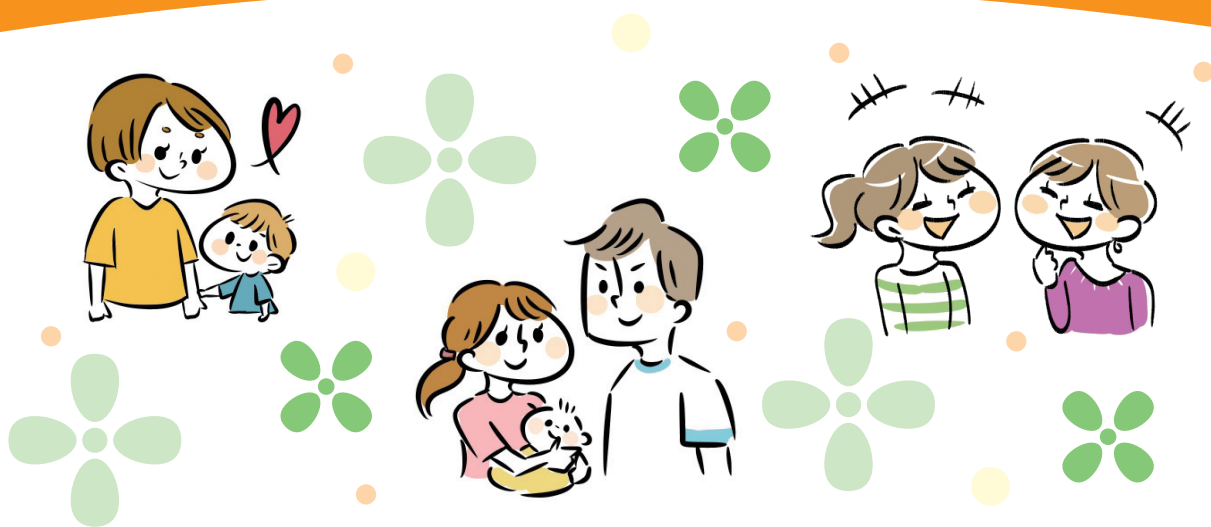


第一期 中津川市こども計画

令和7年度～令和11年度



令和7年3月
岐阜県 中津川市

はじめに

このたび、「こどもたちの笑顔を育み ワクワクする未来へ進みつづけるなかつがわ」を基本理念とし、「第一期中津川市こども計画」を策定しました。

中津川市では、「ひとづくり」、「地域づくり」、「安心づくり」を三つの柱として、将来都市像の実現に向けて、様々な政策に取り組んでいます。

本計画は、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」を勘案しながら、中津川市のすべてのこども・若者・子育てをする人たちを支えるための取り組みをまとめたものです。

この計画により、こどもや若者、子育てをする人のすべてのライフステージのどの瞬間にも寄り添い、すべての人が希望をもって自分らしく成長でき、楽しさや幸せを感じることができる中津川市となるよう努めてまいります。

また、こどもたちの健やかな育ちと、若者や子育てをする人たちを支える社会全体の意識の醸成を図り、子育て支援の推進や、持続可能な都市として、市民の皆さまが安心して暮らし、「住み続けたい」と思えるまちづくりを進めてまいりますので、市民の皆さまをはじめ、関係各位のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご提案を賜りました子ども・子育て会議委員の皆さまをはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴重なご意見をいただきました市民の皆さま、関係者の方々に心から御礼申し上げます。



令和7年3月

中津川市長 **小栗 仁志**

目 次

第1章 計画の策定にあたって	3
1 計画策定の背景と趣旨	3
2 計画の位置付けと期間	4
3 計画策定体制	5
4 こども大綱について	6
5 計画の対象	7
6 SDGsとの関連について	7
第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題	11
1 中津川市を取り巻く現状	11
2 アンケート調査結果概要	22
3 調査結果からみた課題等	52
4 第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画の評価	57
第3章 計画の基本的な考え方	61
1 基本理念	61
2 施策の体系	62
3 計画の指標	63
第4章 施策の展開	67
基本目標1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！ ..	67
基本目標2 どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！	69
基本目標3 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！	69
基本目標4 まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！	71
第5章 量の見込みと確保方策	91
1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって	91
2 量の見込みと確保の内容	96
3 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容..	114
4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	115
第6章 計画の進捗管理	119
1 施策の実施状況の点検	119
2 国・県等との連携	119
資料編	123
1 中津川市子ども・子育て会議条例	123
2 中津川市子ども・子育て会議委員名簿	126
3 計画策定経過	128



第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では少子化・核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、若年層の非正規雇用の増加、育児とキャリアの両立の難しさなど、労働と子育てをめぐる社会環境は依然として厳しい状況にあります。また、児童虐待、不登校、いじめ、こどもの貧困やヤングケアラーなど、こどもを取り巻く様々な課題が深刻化しています。

中津川市（以下「本市」という。）は、「子ども・子育て支援法」に基づき、令和2年3月に「安心、優しさの中で心豊かな親子を育み かがやく未来へ進みつづける中津川」を基本理念とした『第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画』を策定し、さまざまな子育て支援事業に取り組んでいます。

一方、国の動向をみると、令和5年4月に「こども家庭庁」が発足し、あわせてこども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されました。同年12月には「こども大綱」が閣議決定されました。「こども大綱」では全てのこども・若者が、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すために、行政を始め、地域社会全体でこどもたちの成長を支援していくことが求められています。

また、同年12月に閣議決定された「こども未来戦略」では、「加速化プラン」として3年間における少子化対策への集中的な取組が位置付けられたほか、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、就労要件を問わず柔軟に利用できる新たな通園給付である「こども誰でも通園制度」が発足し、令和8年度からの本格的な施行開始に向けて準備が進められています。

本市では、前計画が令和6年度をもって計画期間を満了することに伴い、社会情勢の変化や国の法制度の変更、本市の状況や前計画の進捗状況を踏まえるとともに、「こども大綱」等に基づき、こどもの健やかな育ちと保護者の子育て、こども・若者に対する横断的な支援を社会全体で支援する環境の整備、近年社会問題化しているこどもの貧困対策、ひとり親対策についても総合的に推進していくために、新たに「第一期中津川市こども計画（以下、「本計画」という）」を策定しました。

2 計画の位置付けと期間

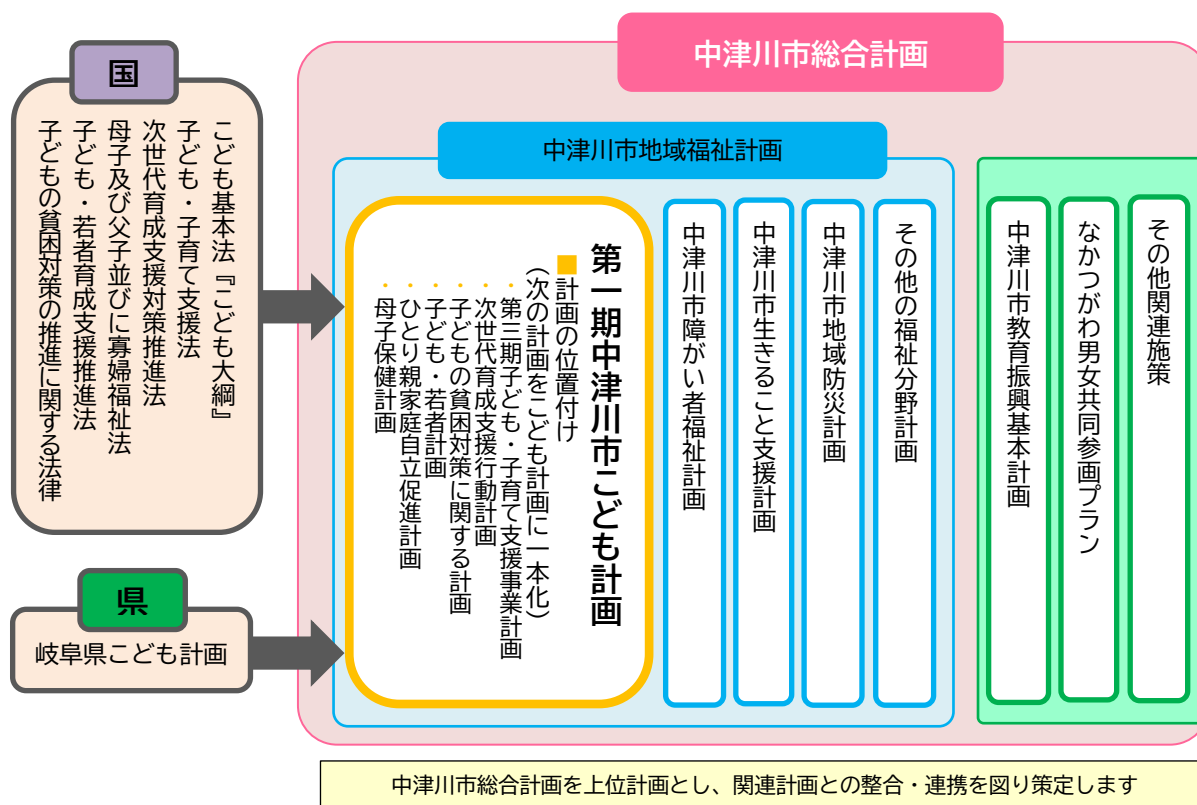
(1) 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第 10 条第 2 項の規定に基づく「市町村こども計画」です。

子ども・子育て支援法第 60 条で示す基本指針に則して、5 年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を定めた、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策推進法に基づく「子どもの貧困対策についての計画」、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する「市町村子ども・若者計画」、次世代育成支援対策推進法による「市町村行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法第 12 条の規定に基づく「ひとり親家庭自立促進計画」、国の「母子保健計画策定指針」に基づく「母子保健計画」を含めます。

なお、本市の最上位計画である「中津川市総合計画」を上位計画とし、分野ごとに策定された関連する他計画との整合性を図り、効果的かつ効率的な施策の推進および進行管理に努めます。

■ こども計画と子育てに関連する計画との関係



(2)計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

■ 計画期間

R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12～
第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画										
					第一期中津川市こども計画					
										次期計画

3 計画策定体制

(1)子育て、こども若者に関するニーズ調査

本計画を策定するにあたり、保護者の方の子育て状況、ご要望やご意見、利用ニーズ等の把握、こども・若者が家庭や学校生活、悩みについてどのように考えているかを把握するため、アンケート調査を実施しました。

※調査結果については22頁から56頁に掲載しています

(2)中津川市子ども・子育て会議

本市の子ども・子育て支援施策については、こども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することから、保護者代表、有識者、労働団体、子育て支援関係者などで構成する「中津川市子ども・子育て会議」にて、第二期計画の進捗及び評価、ニーズ調査、こども計画の内容について協議しました。

4 こども大綱について

(1)こども施策に関する基本的な方針

こども大綱には、「日本国憲法」、「こども基本法」及び「こどもの権利条約」の精神に則り、以下の6本の柱を基本的な方針としていることから、本計画においても、こども施策に関する基本的な方針として位置付けます。

- ①こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ②こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）の打破に取り組む
- ⑥施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2)ライフステージを通したこども施策の推進

こども大綱では「こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する」ことを方針に掲げていることから、こども・若者に対する支援が、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようにするまで続くことが重要です。また、子育て当事者に対しても、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでを「子育て」と捉え、社会全体で支えていくことが求められます。

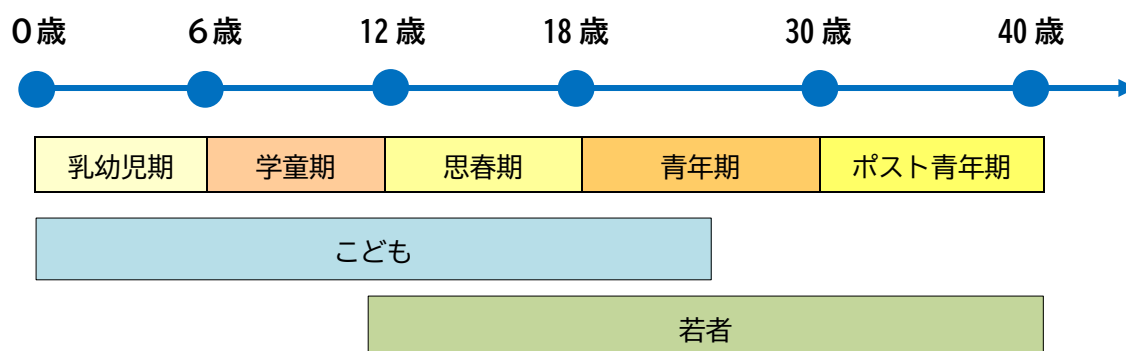
- ・こども・若者が権利の主体であるという認識の社会全体での共有等
- ・多様な遊びや体験、活躍の機会づくり
- ・こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- ・こどもの貧困対策
- ・障害児支援・医療的ケア児等への支援
- ・児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- ・こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

5 計画の対象

本計画はこども・若者・子育て当事者に関する施策について定めます。本計画で、「こども」とは、こども基本法第2条に基づき「心身の発達の過程にある者」とし、必要な支援が特定の年齢で途切れることなく提供されることを図ります。

「若者」については、思春期（中学生年代からおおむね 18 歳まで）及び青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象）の者となります。「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期の全体が対象に入ることとを明確にする場合には、分かりやすく示すという観点から、法令の規定を示す場合を除き、「若者」の表現を用います。

■ こども・若者の年代イメージ



6 SDGsとの関連について

平成 27（2015）年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、令和 12（2030）年までに「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会全体の目標として「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）」が掲げられ、17 の目標が設定されています。

本計画においても、SDGs のゴールの達成に向け、推進していきます。

■ SDGs17 の国際目標





第2章

こども・若者・子育てを取り巻く 現状と課題

第2章 こども・若者・子育てを取り巻く現状と課題

1 中津川市を取り巻く現状

(1)人口推移・世帯の状況

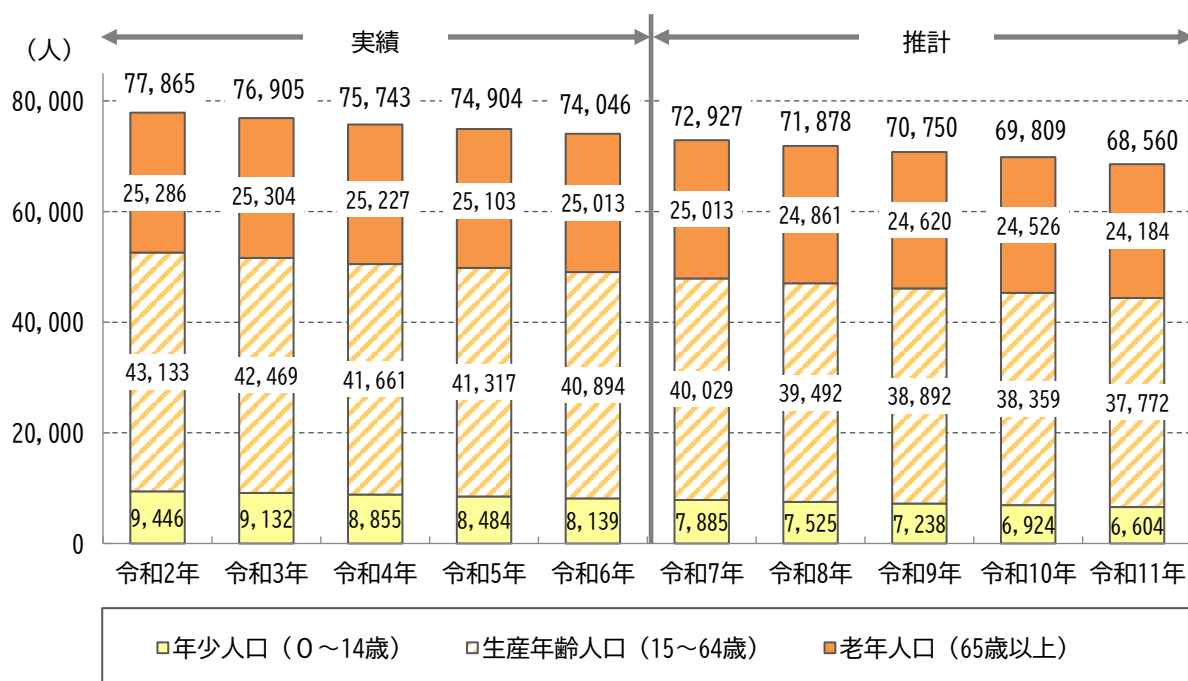
①総人口・年齢3区分別人口の推移

人口は令和2年以降年々減少しており令和6年は74,046人となっています。

年齢3区分別でみると、年少人口（0～14歳）では令和2年では9,446人でしたが、令和6年では1,307人減の8,139人、生産年齢人口（15～64歳）では令和2年では43,133人でしたが、令和6年では2,239人減の40,894人となっています。

また、将来推計をみると、令和11年に向けて人口は減少する見込みとなっています。

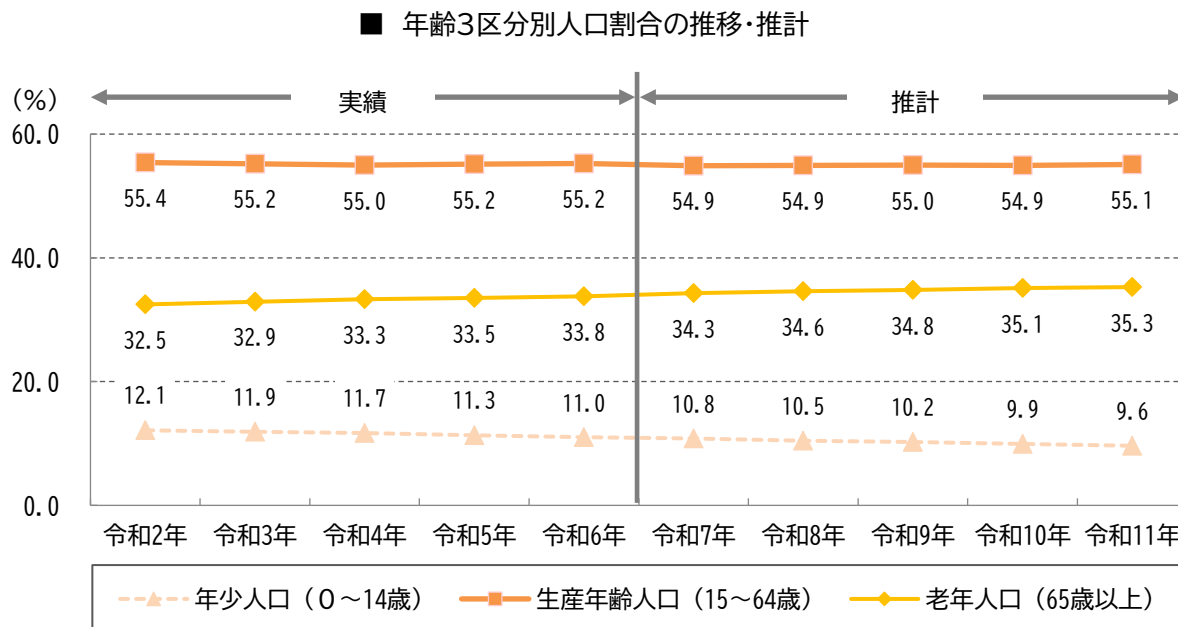
■ 総人口・年齢3区分別人口の推移・推計



資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法にて算出

②年齢3区分別人口割合の推移

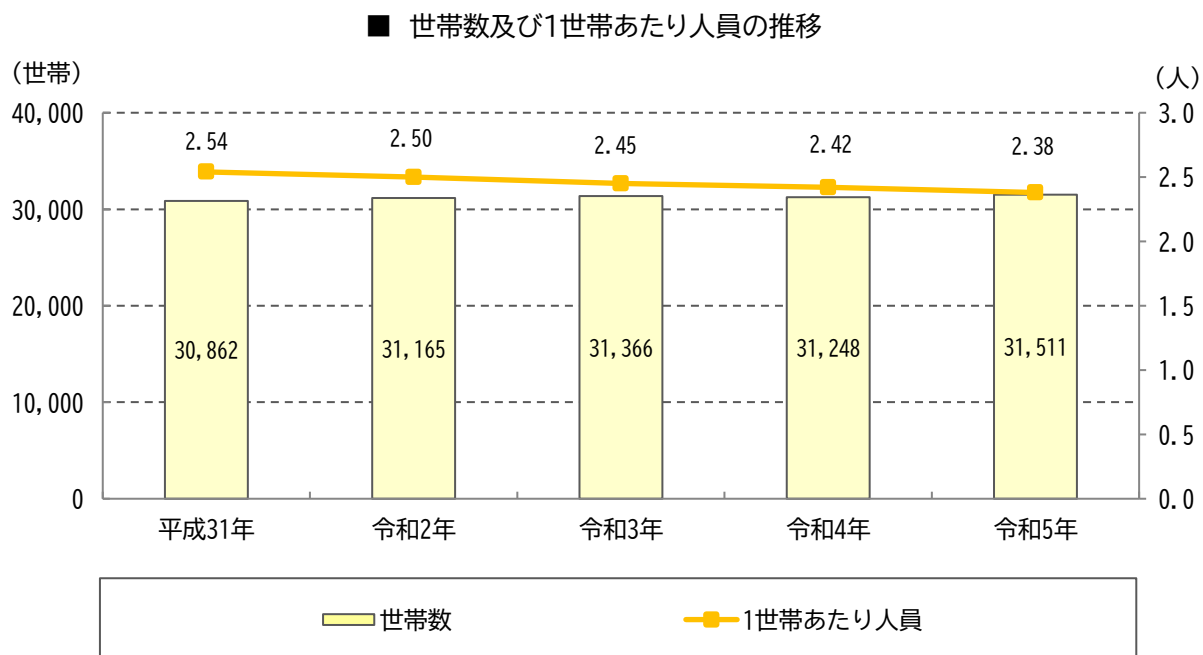
年齢3区分別の人口割合の推移をみると、年少人口（0～14歳）の総人口に占める割合は令和2年では12.1%でしたが、令和6年では1.1ポイント減の11.0%となっております。今後、令和11年度に向けて減少していく傾向にあります。



資料：令和2年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日現在）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

③世帯数の推移

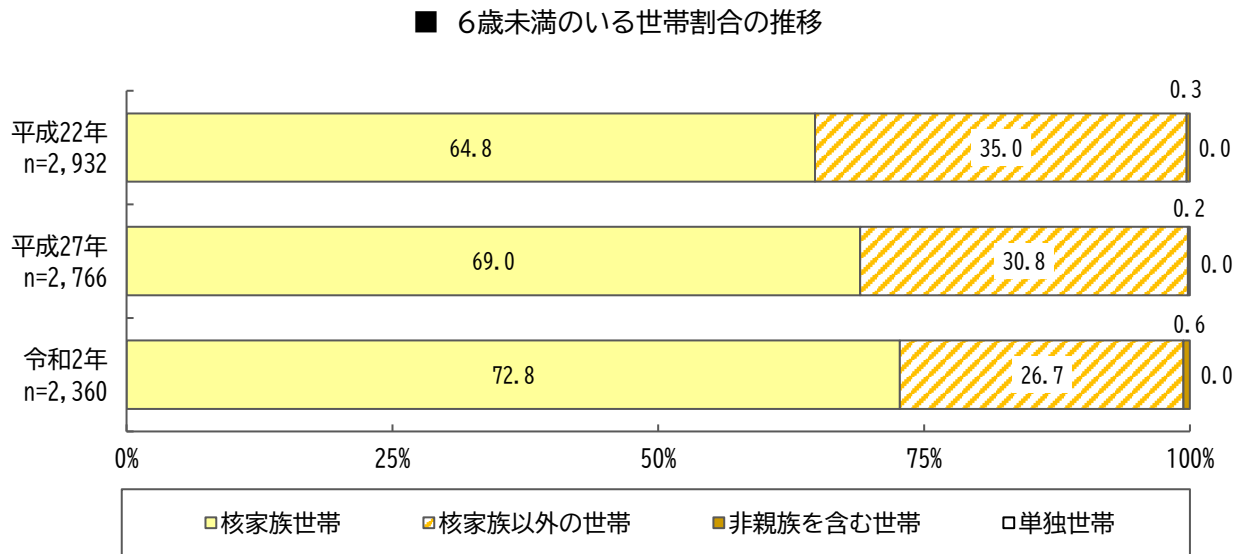
世帯数及び1世帯あたり人員の推移をみると、世帯数は横ばいに、1世帯あたりの人員数は微減で推移しています。



資料：令和5年度中津川市統計書（各年10月1日現在）

④ 6歳未満のいる世帯割合の推移

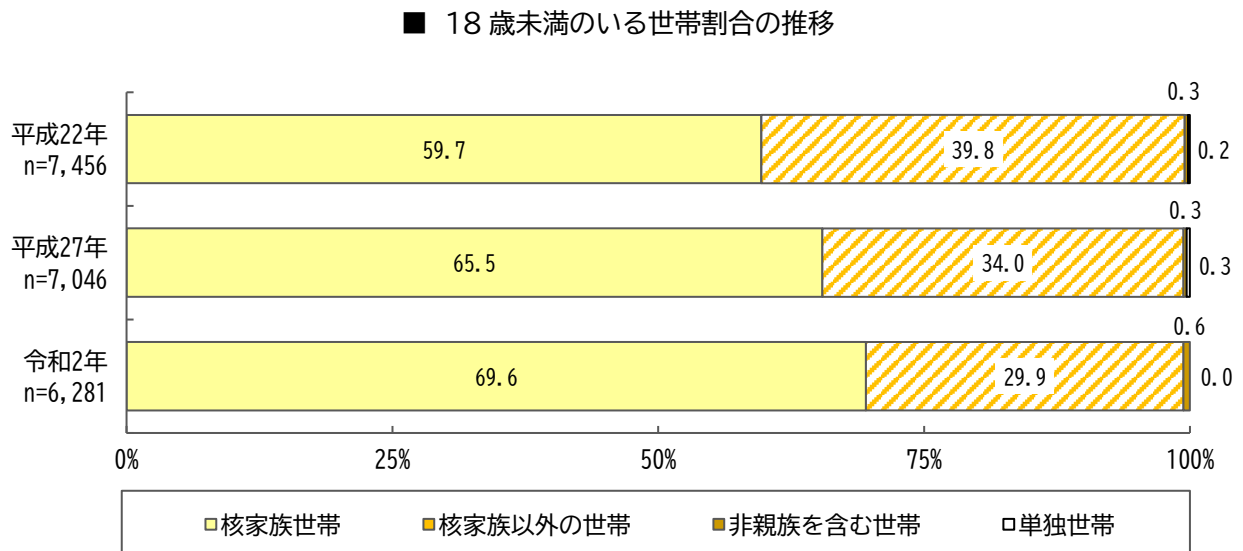
6歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

⑤ 18歳未満のいる世帯割合の推移

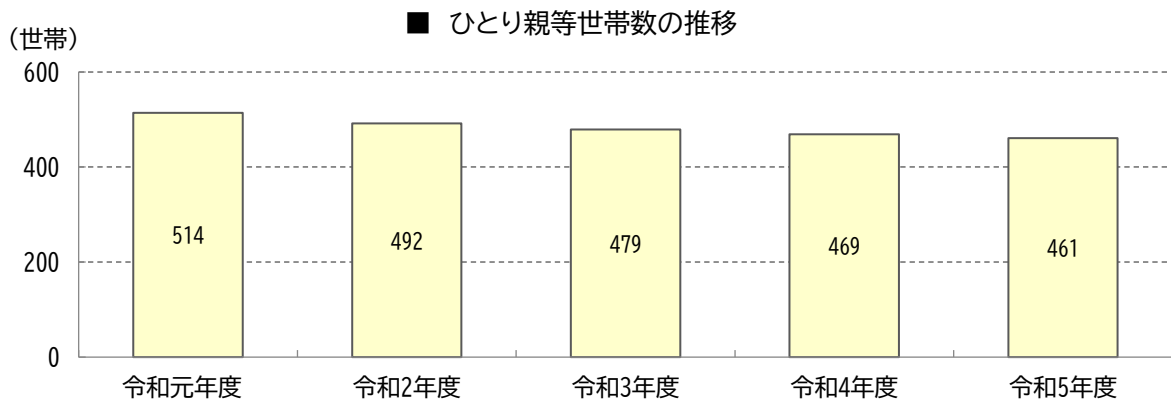
18歳未満のいる世帯割合の推移をみると、世帯数は減少傾向ですが、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査（各年 10 月 1 日時点）

⑥ひとり親等世帯の推移

ひとり親等世帯数の推移をみると、減少しながら推移しています。



資料：子ども家庭課（児童扶養手当認定世帯数）

(2)0歳から11歳人口(比率)の推移と推計

0歳から11歳の人口推移をみると、令和4年では6,799人、令和11年では1,911人減の4,888人となる見込みです。総人口に対する割合でも低下傾向となる見込みです。

■ 計画期間における年齢別推計人口(比率)の推移・推計

単位：人

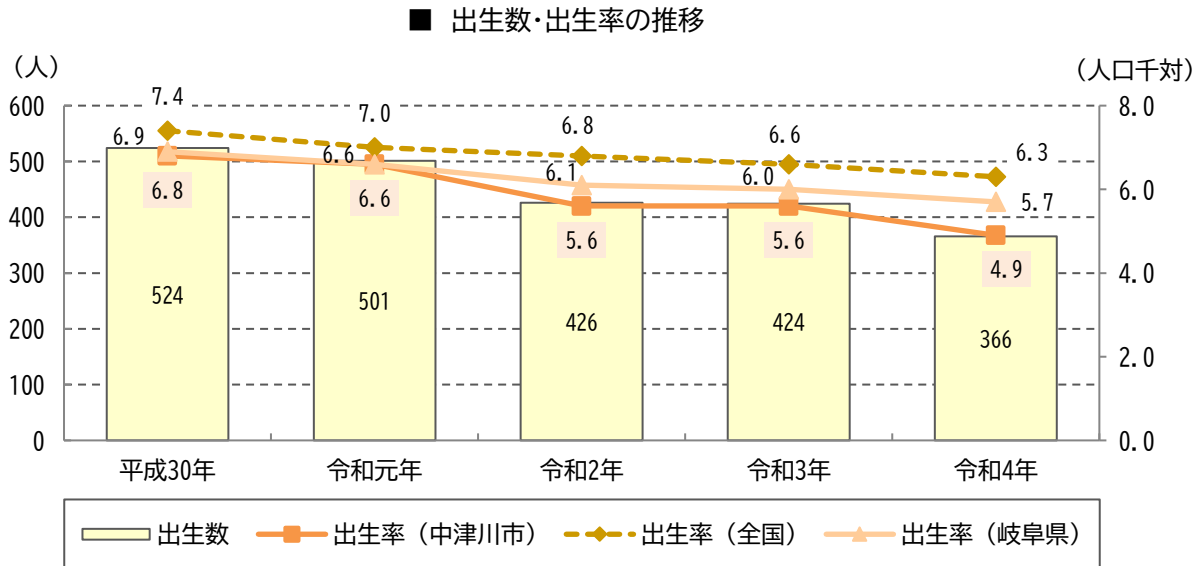
	実績値			推計値				
	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	418	359	350	349	343	335	328	324
1歳	426	428	364	377	362	356	348	341
2歳	492	427	432	371	376	361	355	347
3歳	539	494	425	425	369	374	359	353
4歳	556	540	490	423	423	367	372	357
5歳	551	558	539	491	422	422	366	371
0歳～5歳	2,982	2,806	2,600	2,436	2,295	2,215	2,128	2,093
6歳	583	551	556	540	492	423	423	367
7歳	599	587	545	558	539	491	422	422
8歳	649	599	585	551	559	540	492	423
9歳	650	651	595	587	550	558	539	491
10歳	630	647	649	596	585	548	556	537
11歳	706	626	648	648	595	584	547	555
6歳～11歳	3,817	3,661	3,578	3,480	3,320	3,144	2,979	2,795
合計	6,799	6,467	6,178	5,916	5,615	5,359	5,107	4,888
人口比率(%)	9.0	8.6	8.3	8.1	7.8	7.6	7.3	7.1

資料：令和4年～令和6年 住民基本台帳（各年3月31日時点）
令和7年～令和11年 コーホート変化率法より算出

(3) 出生数・出生率^{※1}の推移

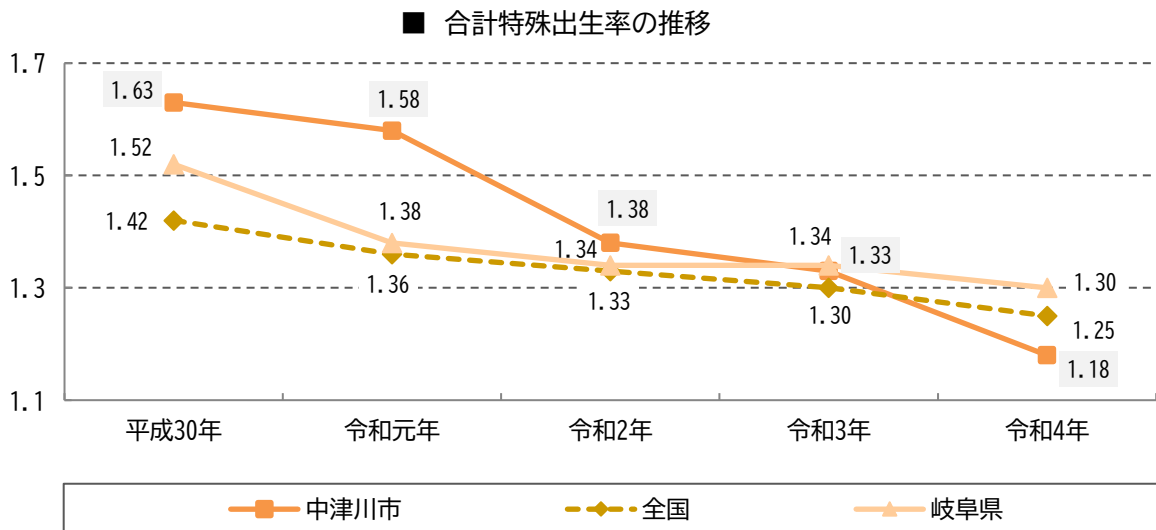
出生数の推移をみると、平成30年以降減少し、出生率も低下しています。

出生率を全国、岐阜県と比較すると、平成30年以降常に下回っています。



(4) 合計特殊出生率^{※2}の推移

合計特殊出生率の推移をみると、平成30年以降減少しながら推移しています。



※1 出生率：人口1,000人に対する1年間の出生数（死産を除く）のこと

※2 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計で、一人の女性が一生の間に産むと推計される平均のこども数を表す

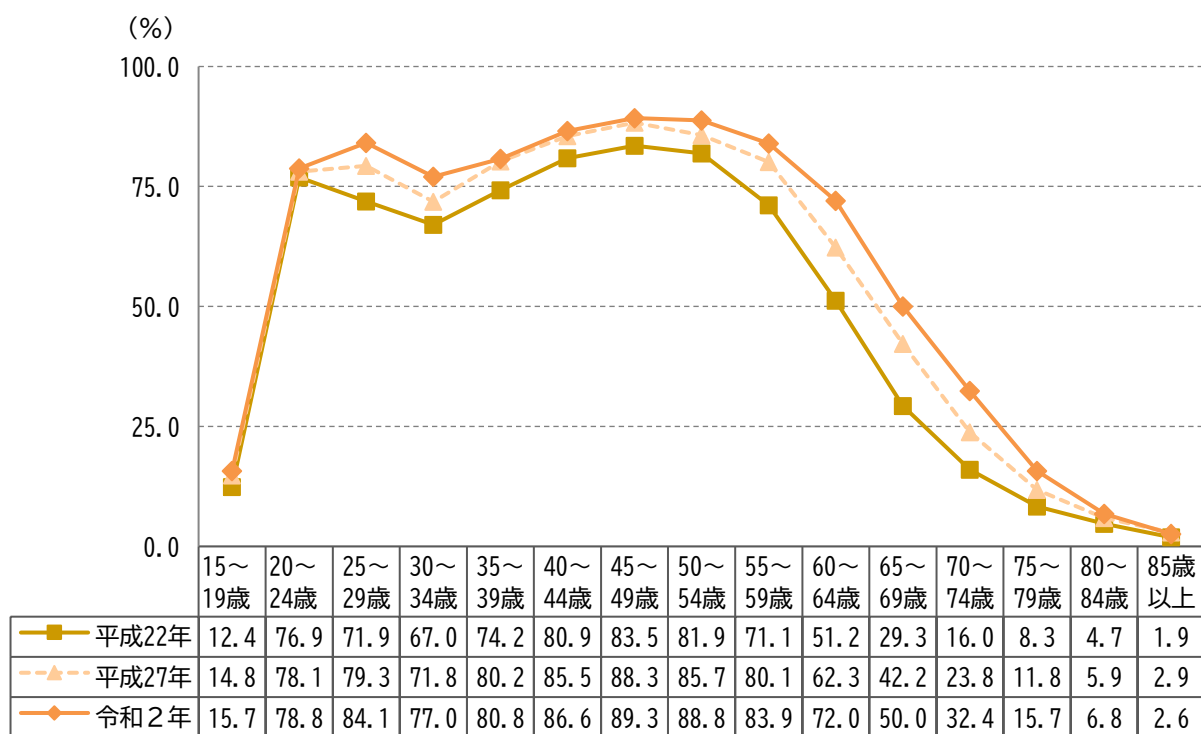
(5)女性の就労状況

①年齢別労働力率※の推移

女性の年齢別労働力率をみると、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇する「M字カーブ」について、平成27年調査と令和2年調査を比較すると、M字カーブの底（30～34歳）の割合が上がってきています。

M字カーブの底が高くなった要因として、女性の社会進出により、年齢に関わらず女性の労働率が高まったことが影響していると考えられます。

■ 女性の年齢別労働力率の推移（経年比較）

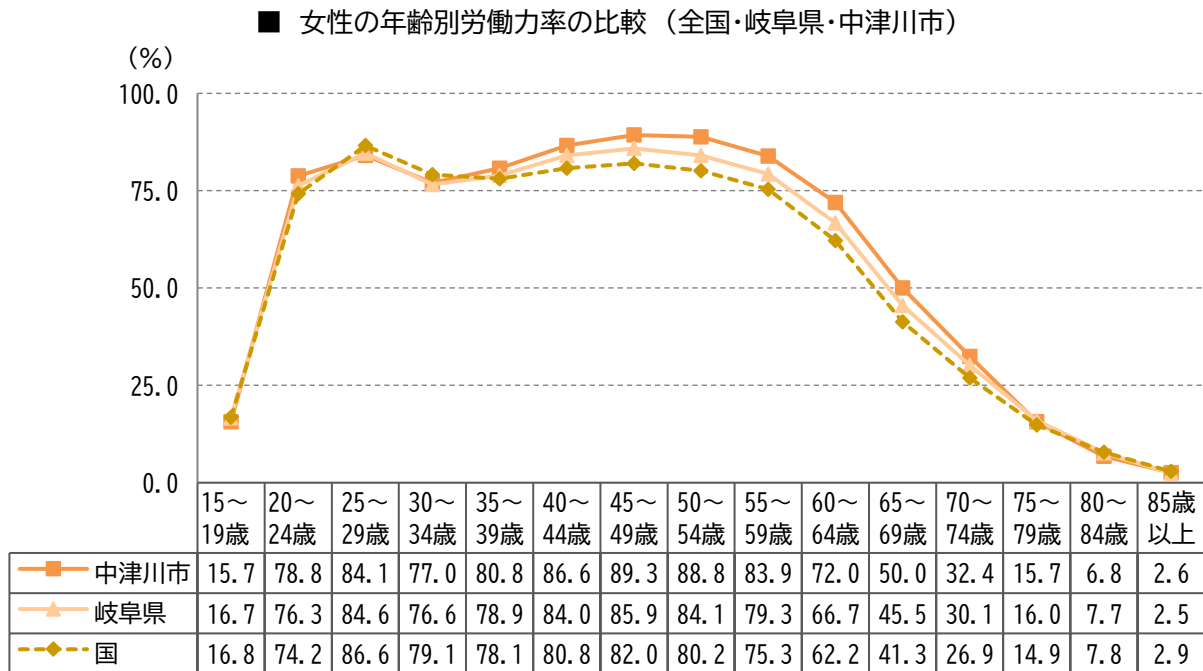


資料：国勢調査（各年10月1日時点）

※労働力率：就業者数と完全失業者数とを合わせた労働力人口が15歳以上の人口に占める割合のこと
完全失業者とは、働く能力と意思を持ち、しかも本人が現に求職活動をしているにもかかわらず、就業の機会が社会的に与えられていない者を指す

②全国、岐阜県、中津川市の年齢別労働力率の比較

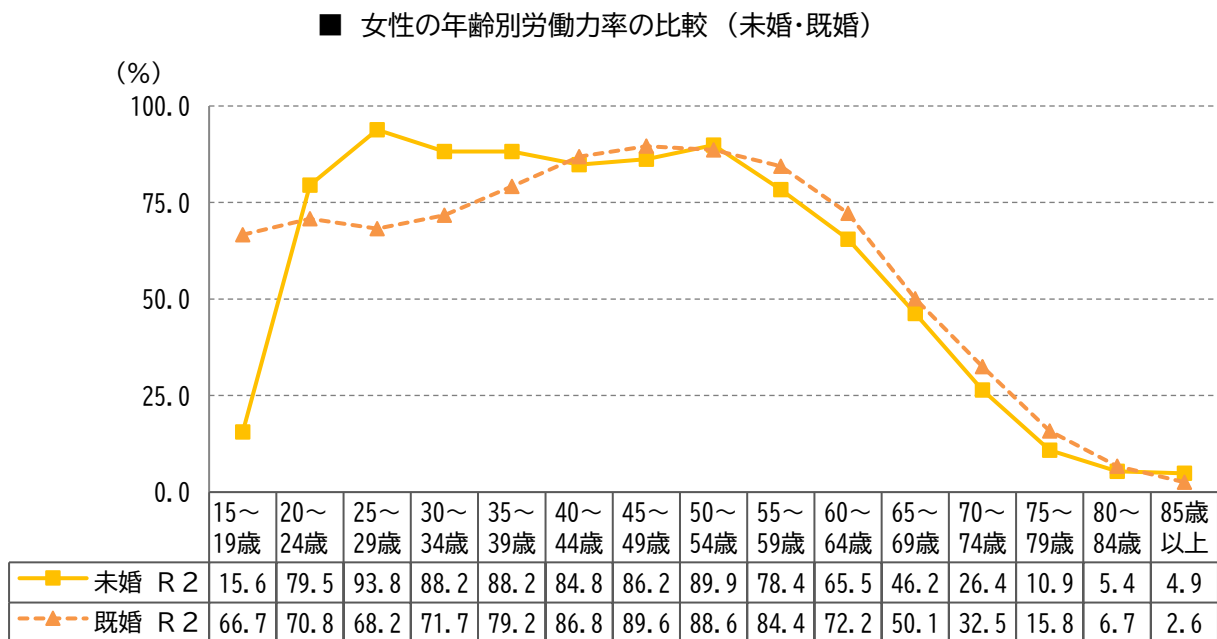
令和2年の結果を全国、岐阜県と比較すると、20～24歳、35～74歳では全国、岐阜県を上回っています。



資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

③未婚、既別の年齢別労働力率の比較

令和2年の結果を未婚、既婚と比較すると、40代以降から既婚の労働力率が高くなる傾向にあります。（50～54歳除く）



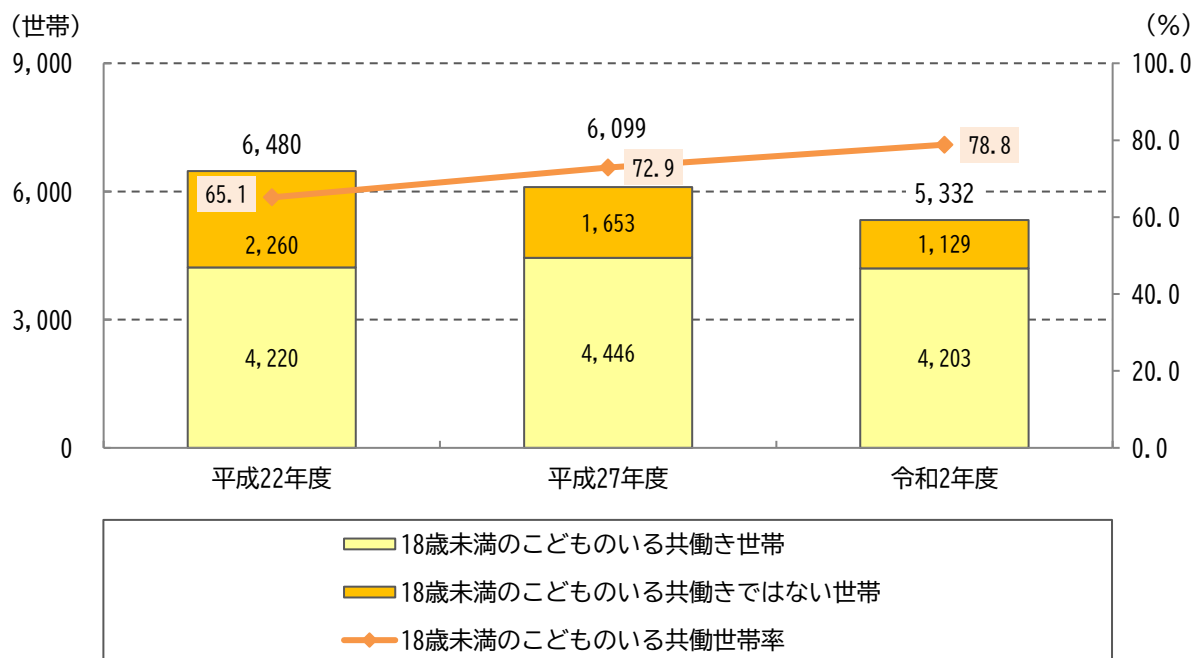
資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

既婚には「有配偶」「死別」「離別」を含んでいます（厚生労働省より）

(6)共働き世帯の状況

18歳未満のこどもがいる世帯の共働きの状況をみると、18歳未満のこどものいる世帯数は減少していますが、共働き世帯率は増加しています。

■ 18歳未満のこどものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合

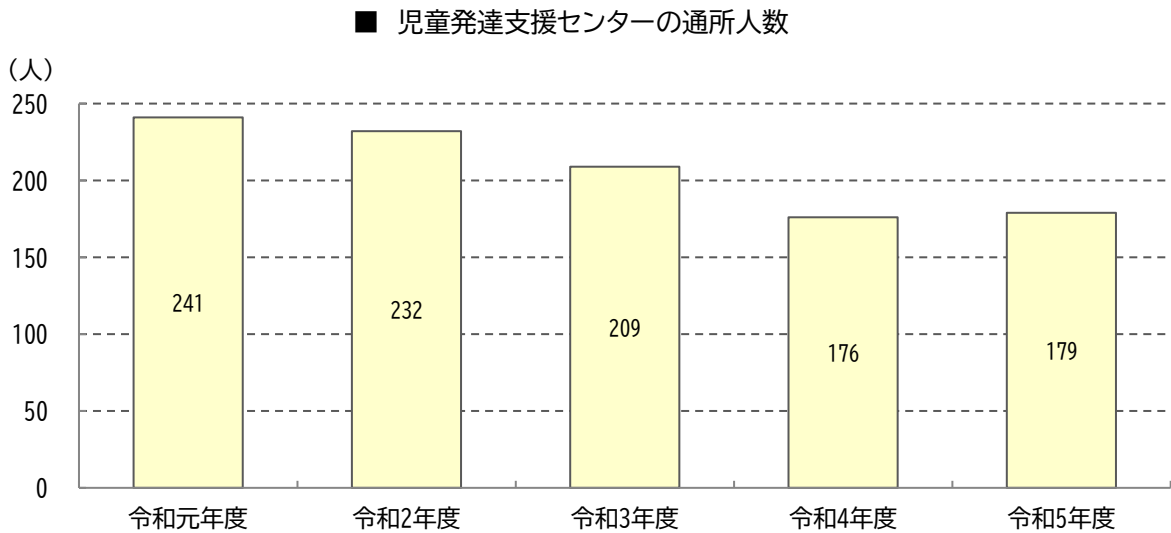


資料：国勢調査（令和2年10月1日時点）

(7)特別な支援を必要とする児童の状況

①児童発達支援センターの通所人数

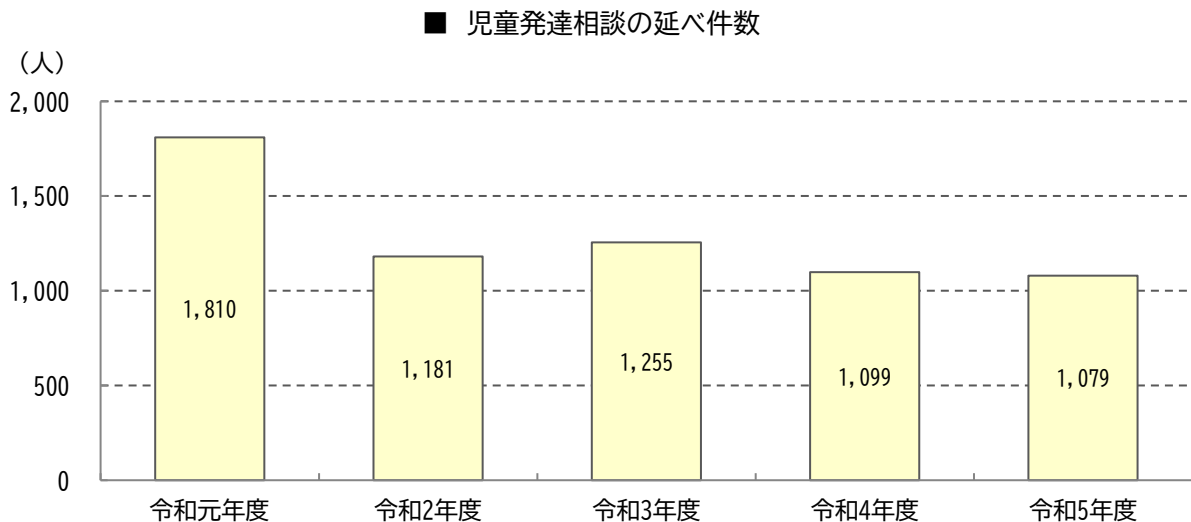
児童発達支援センターの通所人数をみると、令和4年度までは減少傾向でしたが、令和5年度に微増しており、179人となっています。



資料：発達支援センター

②児童発達相談件数

児童発達相談件数（延べ）をみると、令和2年度以降増減を繰り返しながら推移しており、令和5年度では1,079人となっています。

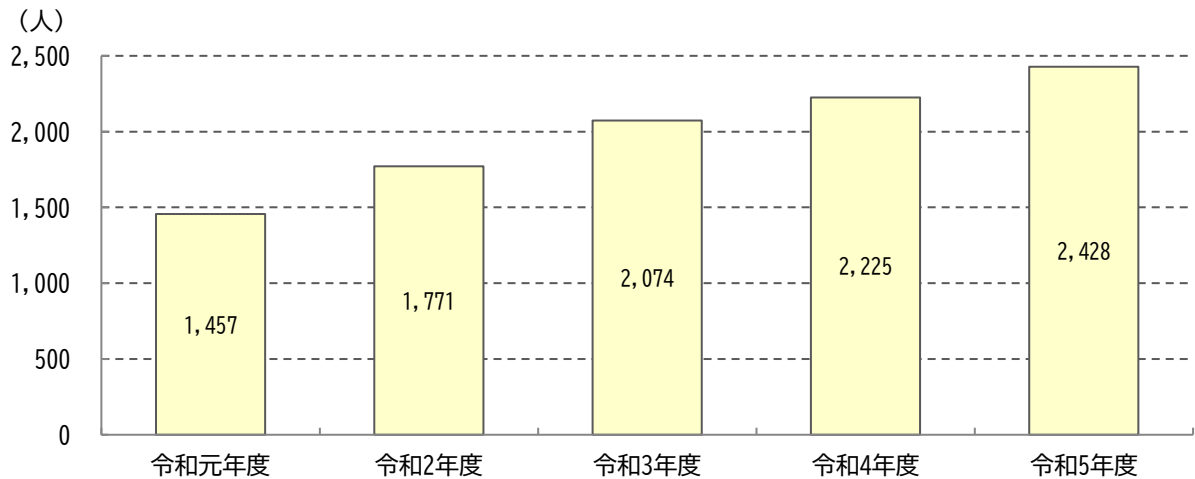


資料：幼児教育課

(8)放課後等デイサービスの利用の状況

放課後等デイサービスの利用者数をみると、令和2年度以降増加傾向となっており、令和5年度では2,428人となっています。

■ 放課後等デイサービスの利用者数の推移(延べ人数)

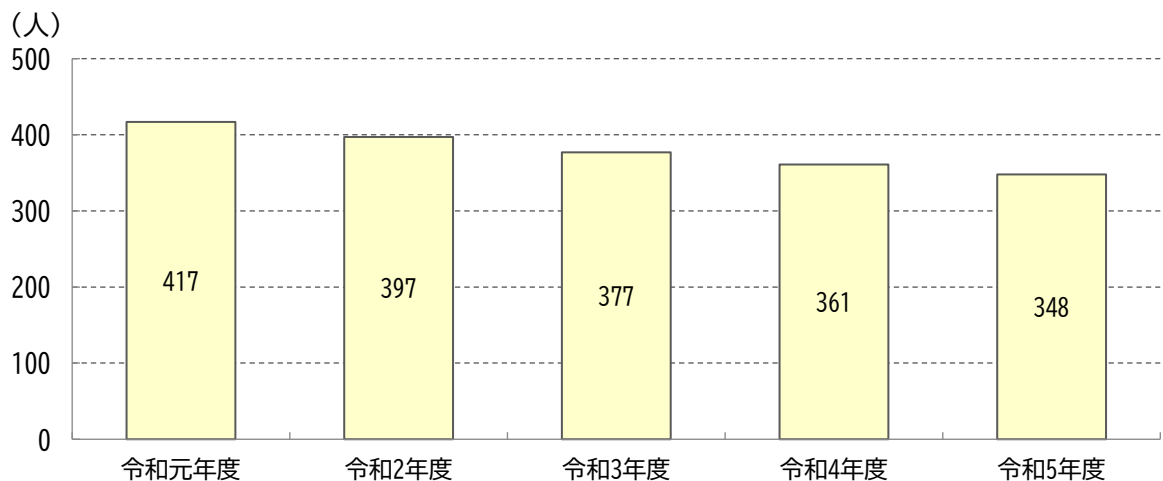


資料：社会福祉課

(9)児童扶養手当受給者の推移

児童扶養手当受給者の推移をみると、年度を追うごとに減少しており、令和5年度では348人となっています。

■ 児童扶養手当受給者数(各年度末現在)



資料：子ども家庭課

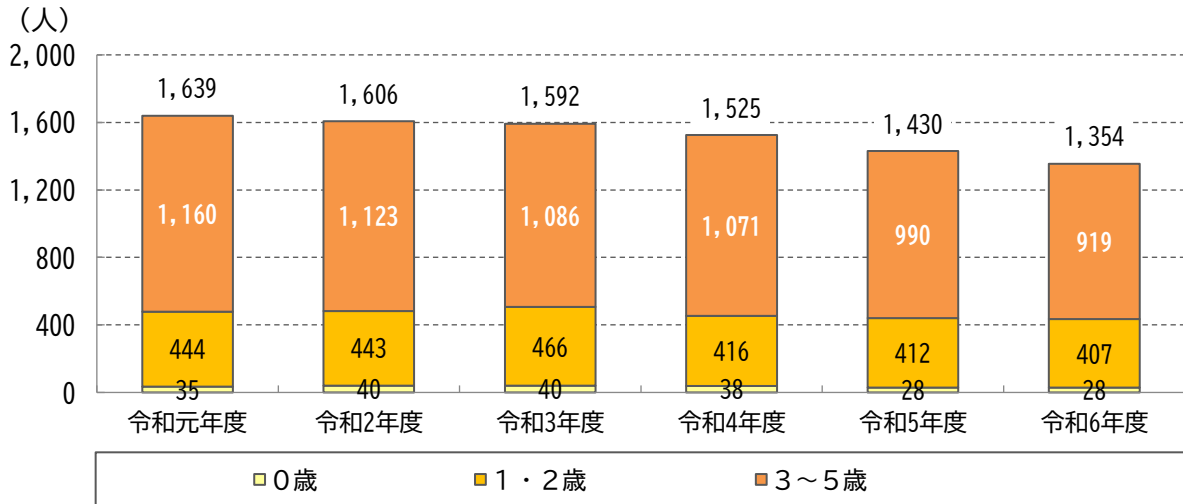
※児童扶養手当認定者のうち、所得等により手当が全額支給停止となっている方を除きます

(10) 幼稚園・保育園等の状況

① 保育園（保育園、認定こども園保育コース、小規模保育事業所）の入所状況等

保育園等の園児数は、令和元年度では1,639人でしたが、令和6年度では1,354人となっており、減少傾向です。なお、本市には平成26年度以降、待機児童はいません。

■ 市内保育園等の園児数(年齢別)の推移

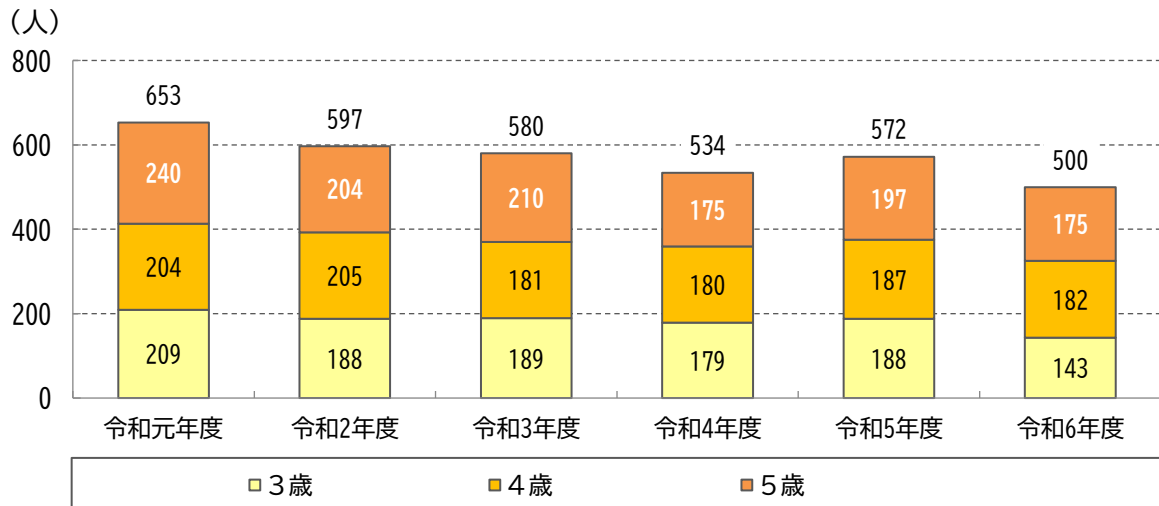


資料：幼児教育課

② 幼稚園等（幼稚園・認定こども園幼稚園コース）の入所状況等

本市の幼稚園等の園児数は、令和元年度では653人でしたが、令和6年度では500人となっており、減少傾向となっています。

■ 市内幼稚園等の園児数(年齢別)の推移



資料：幼児教育課

2 アンケート調査結果概要

(1)調査の目的

こども施策を総合的に推進するためのこども計画（令和7～11年度）を策定するにあたり、保護者の方の子育て状況、ご要望やご意見、利用ニーズ等の把握、こども・若者が家庭や学校生活、悩みについてどのように考えているかを把握するため、アンケート調査を実施いたしました。

(2)調査概要

調査票は調査対象者別に作成しており、各調査の件数及び調査期間、配布・回収方法、回収数、回答率は、以下のとおりです。

■ 中津川市こども計画策定に関するアンケート調査

調査対象者	①中津川市に居住する就学前児童の保護者 1,000人（無作為抽出） ②中津川市に居住する小学生の保護者 1,700人（無作為抽出） ③中津川市に居住する小学5年生、中学2年生 1,330人（悉皆調査） ④中津川市に居住する若者（15～39歳） 500人（無作為抽出） ⑤中津川市に居住するひとり親 300人（無作為抽出）	
調査期間	令和6年2月より順次実施	
配布、回収方法	①②④⑤郵送配布、郵送回収またはWeb回答 ③学校経由配布、学校回収または学校Web回答	
調査票の配布、回収数	①就学前児童保護者 ②小学生保護者 ③小学5年生、中学2年生 ④若者 ⑤ひとり親	回収数：488件（回収率 48.8%） 回収数：817件（回収率 48.1%） 回収数：1,074件（回収率 80.8%） 回収数：103件（回収率 20.6%） 回収数：113件（回収率 37.7%）

(3)調査結果

①親族、知人等の協力者の状況について

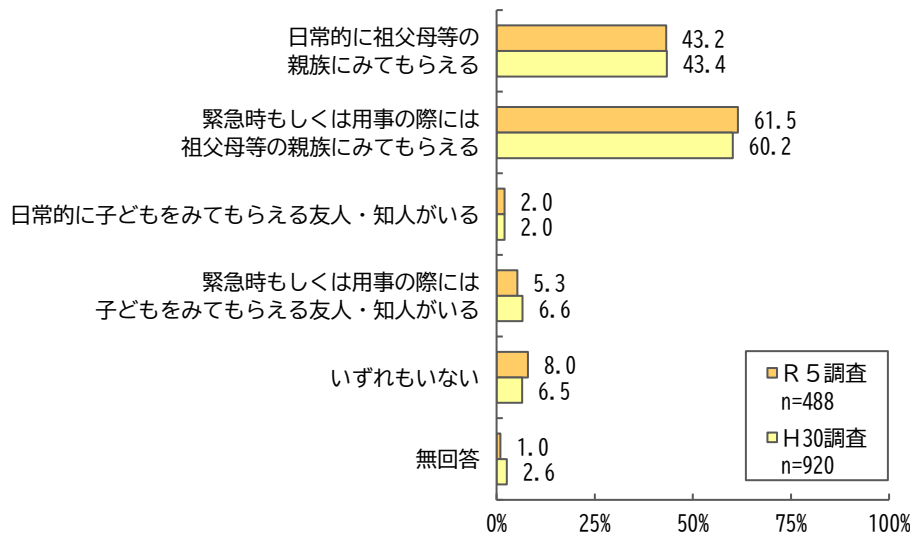
子育てに関する親族、知人等協力者の状況は、多くの保護者が日常的、または緊急時、用事の際に祖父母等の親族にこどもをみてもらえると回答しており、協力を得られる状況です。

一方で、協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童保護者では8.0%、小学生保護者では9.5%となっています。

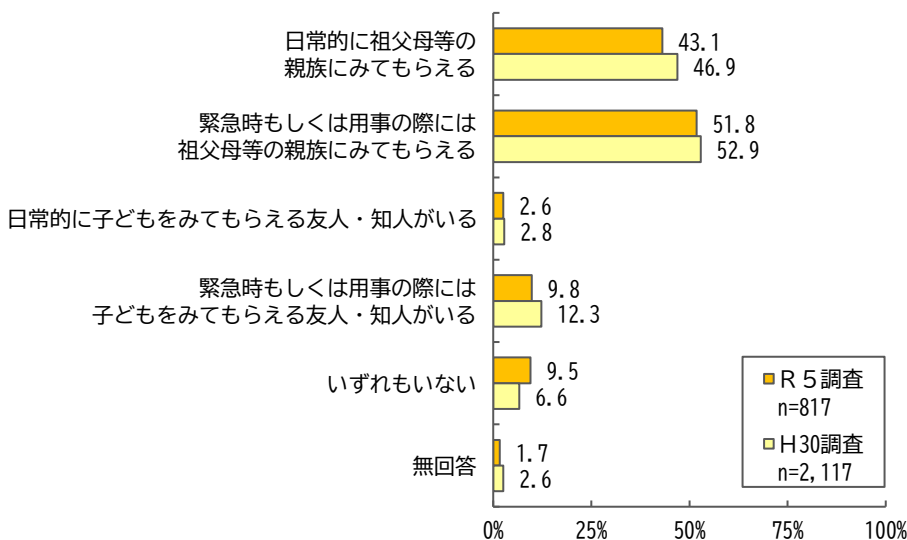
前回調査（H30年）と比較すると就学前児童保護者では1.5ポイント、小学生保護者では2.9ポイント増加しています。

■ 親族、知人等の協力者の状況（経年比較）

就学前児童保護者



小学生保護者

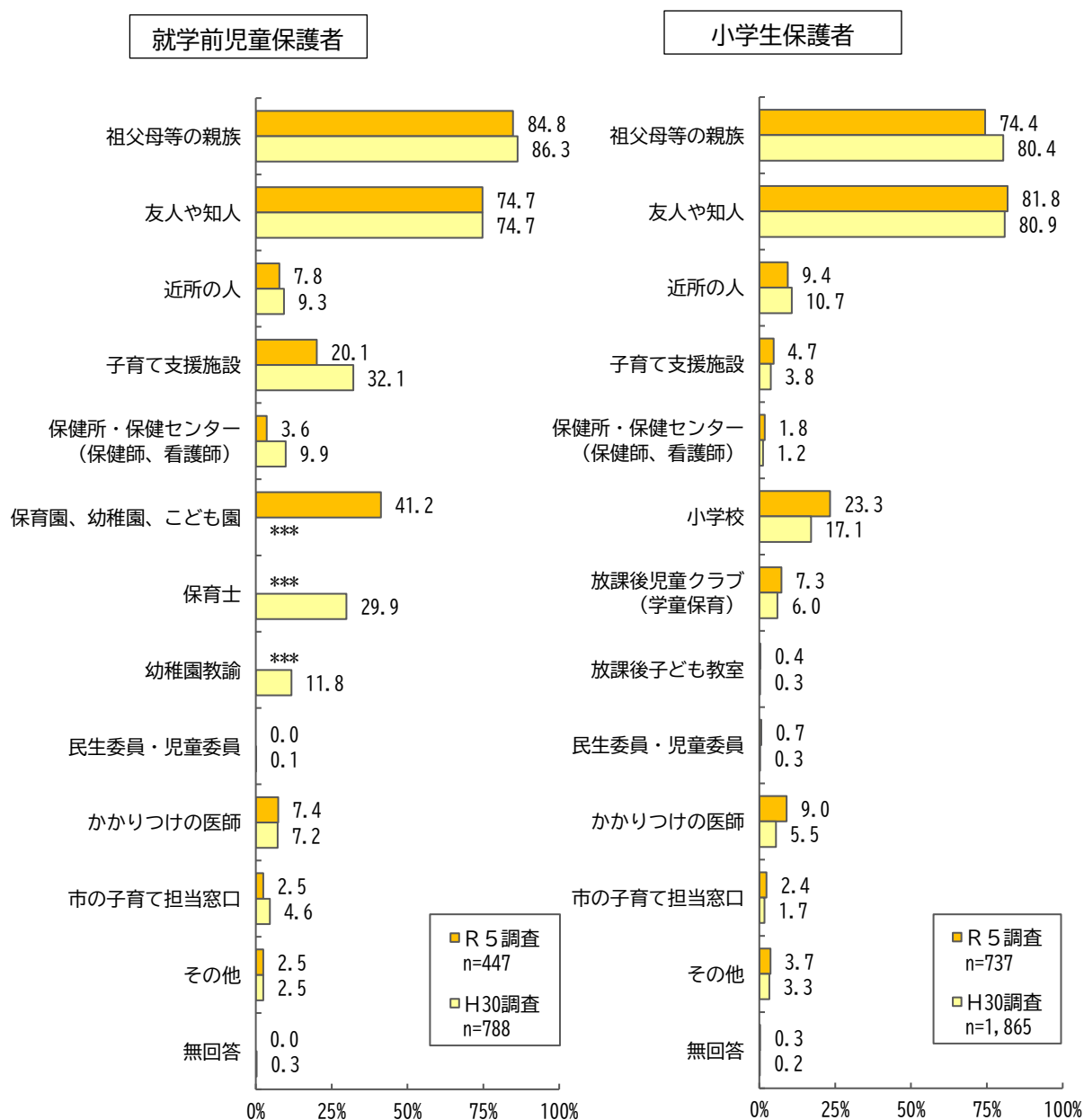


②相談できる相手（先）について

子育てをする上で気軽に相談できる相手（先）がいると回答した就学前児童保護者、小学生保護者の相談相手についてみると、いずれも「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位を占めています。また、就学前児童保護者では「保育園、幼稚園、こども園」の割合が高くなっています。

前回調査と比較すると、就学前児童保護者では「子育て支援施設」「保健所・保健センター」の割合が減少し、小学生保護者では「小学校」「かかりつけの医師」の割合が増加しています。

■ 気軽に相談できる相手(先)(経年比較)



※「保育園、幼稚園、こども園」について、H30調査では「保育士」「幼稚園教諭」と選択肢が分かれていたため、「***」としています

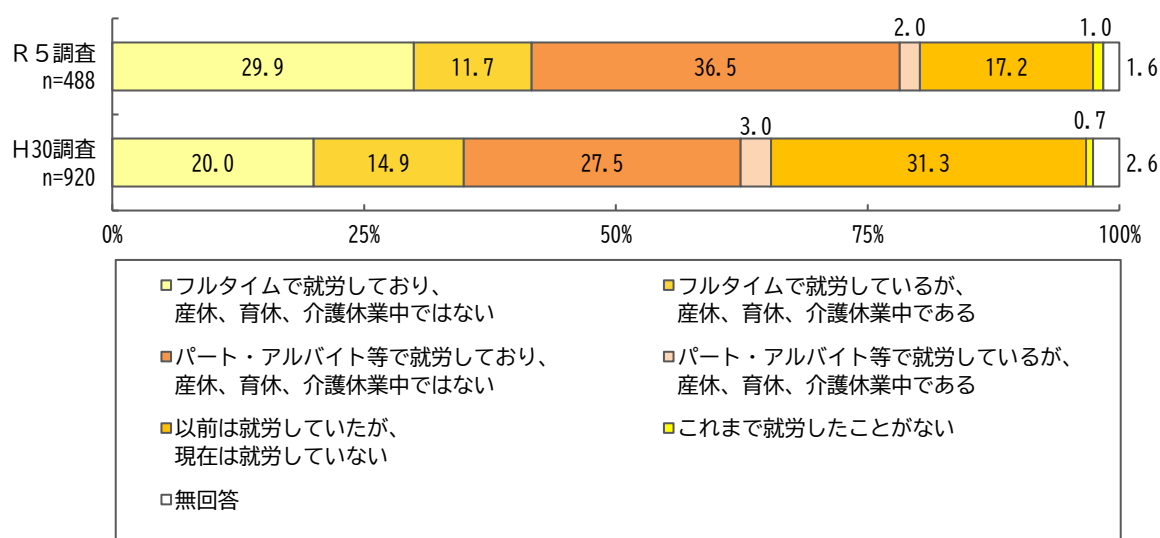
③母親の就労状況について

母親の就労状況(産休・育休・介護休業中含む)をみると、就学前児童保護者が80.1%、小学生保護者が90.7%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童保護者が13.7%、小学生保護者が1.8%となっています。

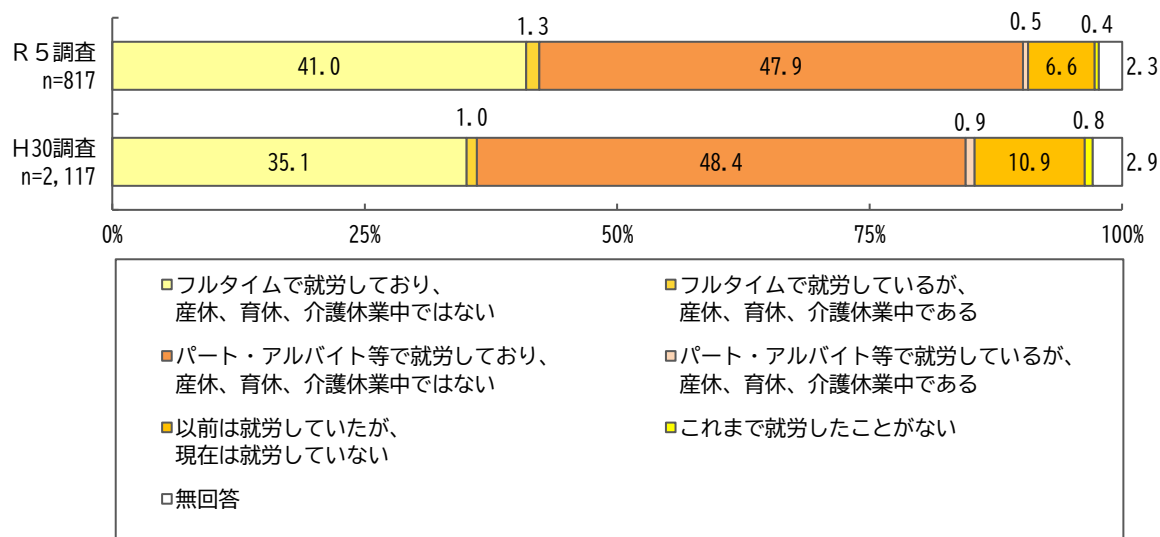
前回調査と比較すると、就学前児童が14.7ポイント、小学生が5.3ポイント増加しています。

■ 母親の就労状況(経年比較)

就学前児童保護者



小学生保護者



④平日の定期的な教育・保育事業について

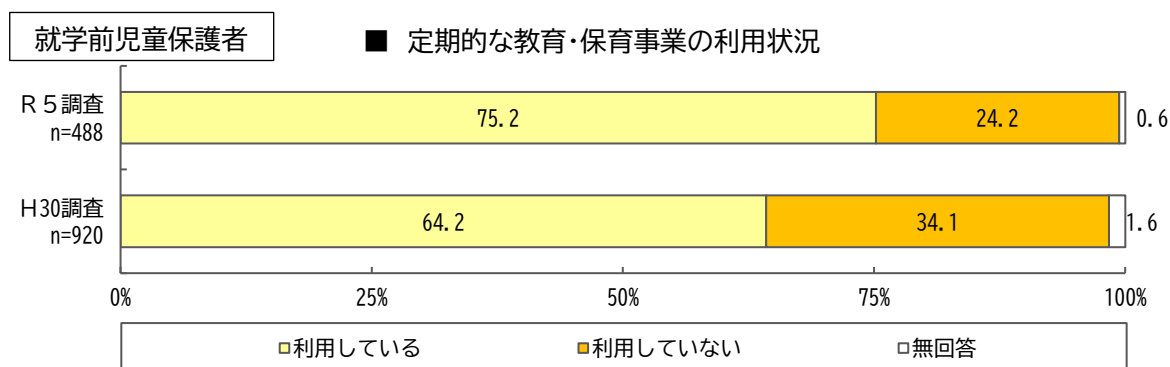
就学前児童保護者に定期的な教育・保育事業の利用状況をみると、「利用している」が75.2%となっており、前回調査と比較すると、11.0ポイント増加しています。

実際に利用中の定期的な教育・保育事業をみると、「認可保育園」(39.5%)が最も高くなっています。

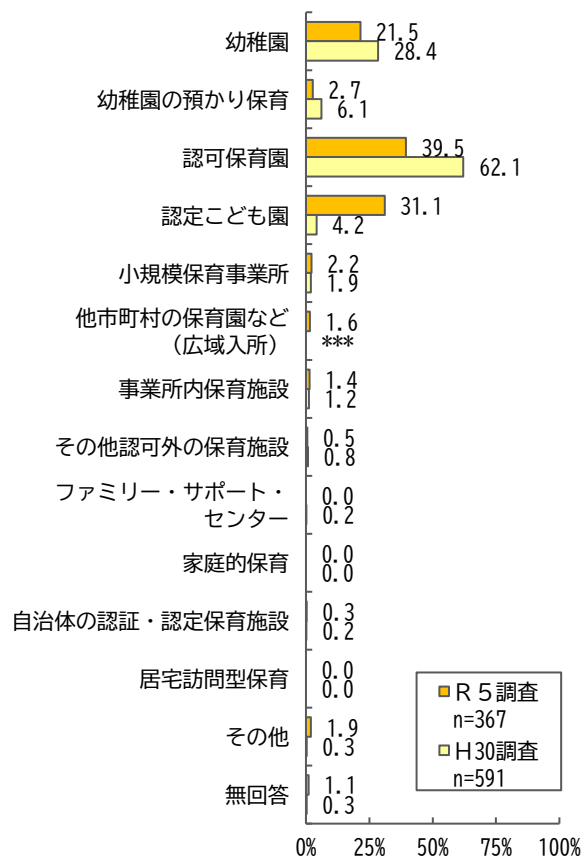
前回調査と比較すると、特に「認定こども園」の割合が増加し、「認可保育園」の割合が減少しています。

希望する定期的な事業をみると、「認可保育所」(46.5%)が最も高くなっています。

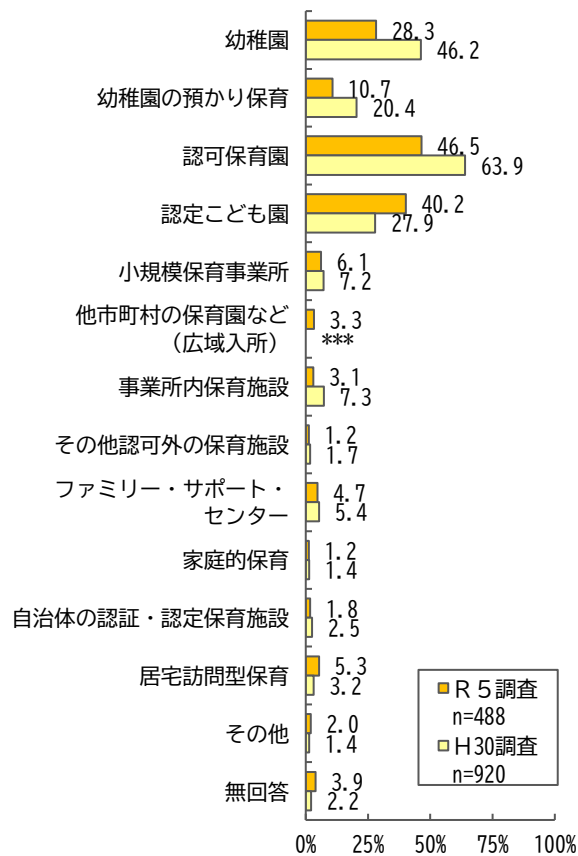
前回調査と比較すると、特に「認定こども園」の割合が増加し、「幼稚園」「認可保育園」「幼稚園の預かり保育」の割合が減少しています。



■ 定期的な教育・保育事業の利用状況



■ 希望する定期的な教育・保育事業



※「***」は選択肢がない項目、「家庭的保育」「自治体の認証・認定保育施設」「居宅訪問型保育」は中津川市にない事業です

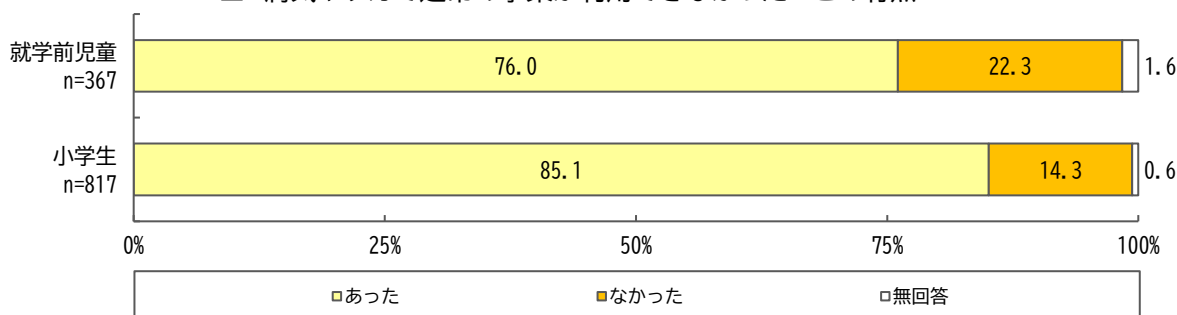
⑤病気やケガで通常の事業を利用できなかった場合の対処方法について

病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」と回答した方をみると、就学前児童保護者では76.0%、小学生保護者では85.1%となっています。

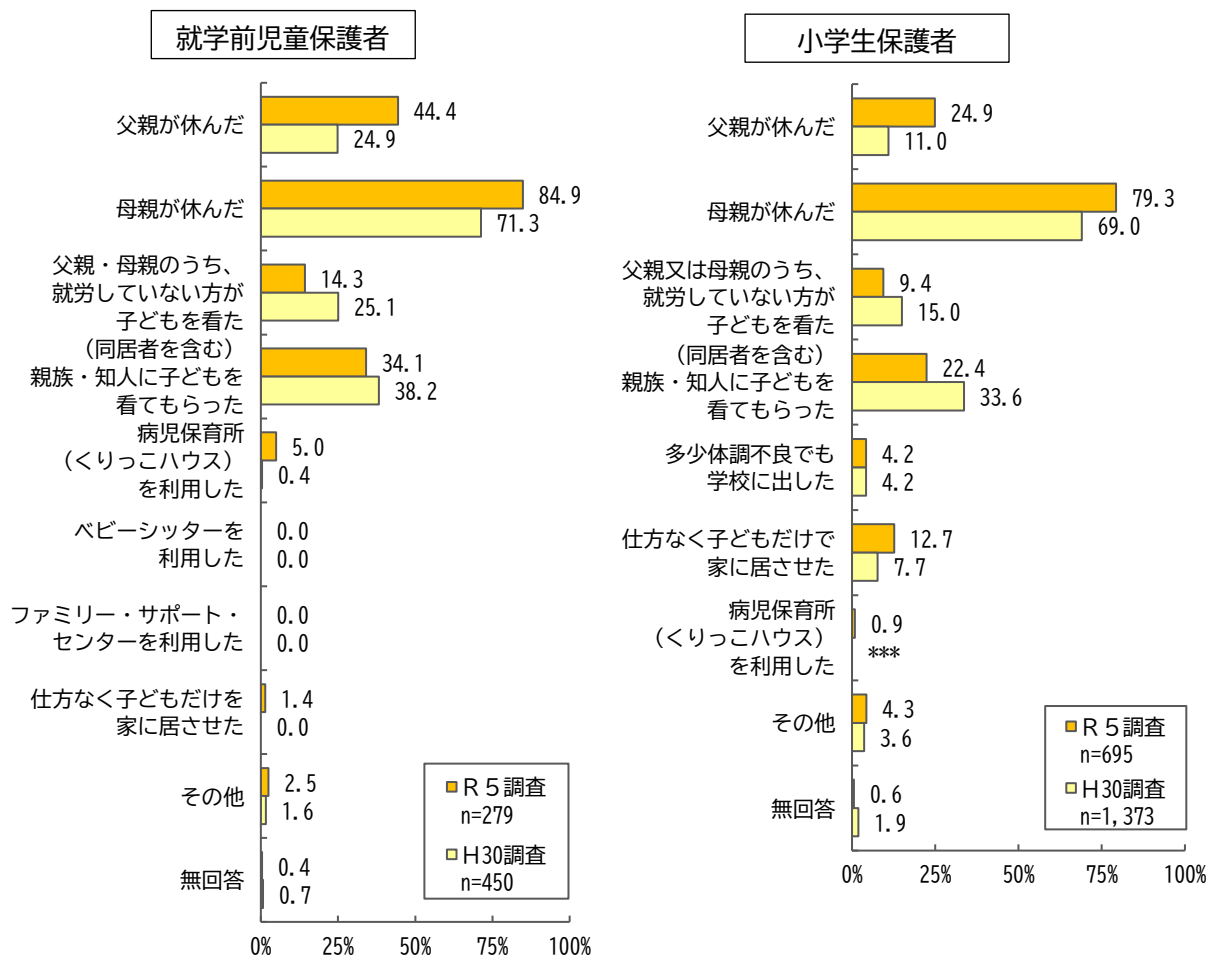
その際の対処方法をみると、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「母親が休んだ」(就学前児童保護者84.9%、小学生保護者79.3%)が最も高く、次いで「父親が休んだ」(就学前児童保護者44.4%、小学生保護者24.9%)、「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」(就学前児童保護者34.1%、小学生保護者22.4%)となっています。

前回調査と比較すると、就学前児童保護者では、「父親が休んだ」が、19.5ポイント、「母親が休んだ」が13.6ポイント増加しています。小学生保護者では「父親が休んだ」が13.9ポイント、「母親が休んだ」が10.3ポイント、「仕方なく子どもだけで家に居させた」が5.0ポイント増加しています。

■ 病気やケガで通常の事業が利用できなかったことの有無



■ この1年間の対処方法（経年比較）

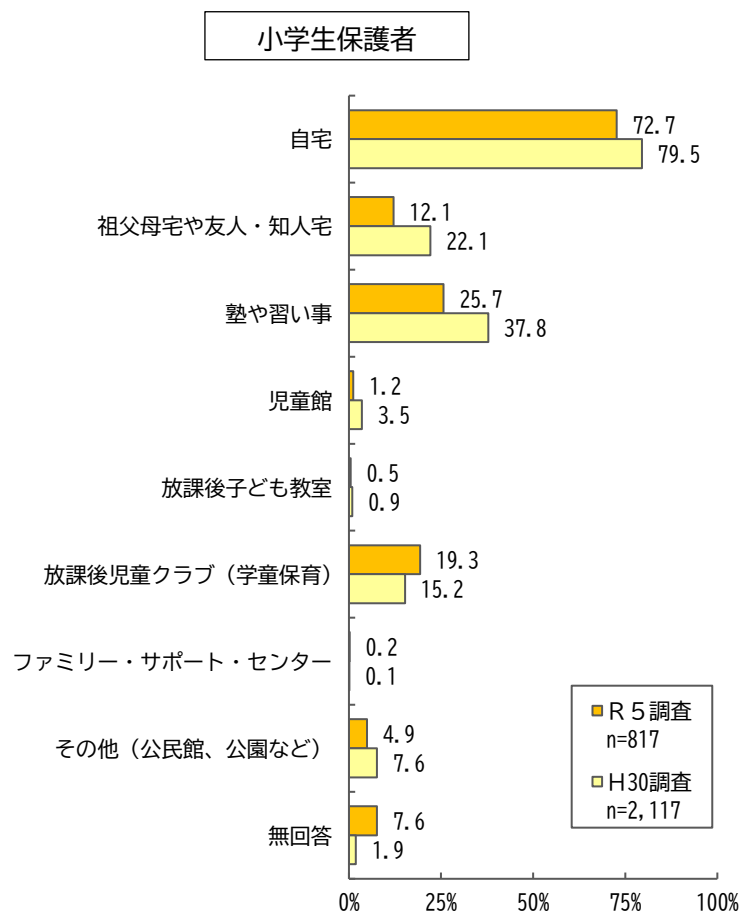


⑥小学生の放課後の過ごし方について

小学生が放課後に過ごしている場所をみると、「自宅」(72.7%)が最も高く、次いで「塾や習い事」(25.7%)、「放課後児童クラブ(学童保育)」(19.3%)、「祖父母宅や友人・知人宅」(12.1%)となっています。

前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ(学童保育)」が4.1ポイント増加しています。

■ 放課後の過ごし方(経年比較)

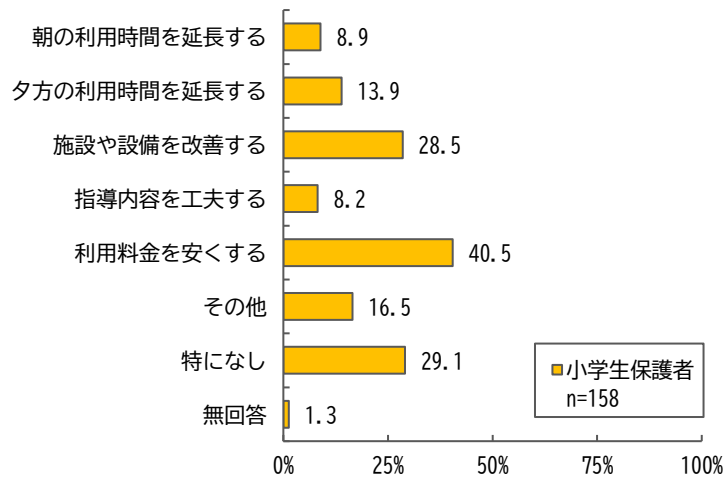


放課後児童クラブを利用している方に、放課後児童クラブに希望することを聞いてみると、「利用料金を安くする」(40.5%)が最も高くなっています。

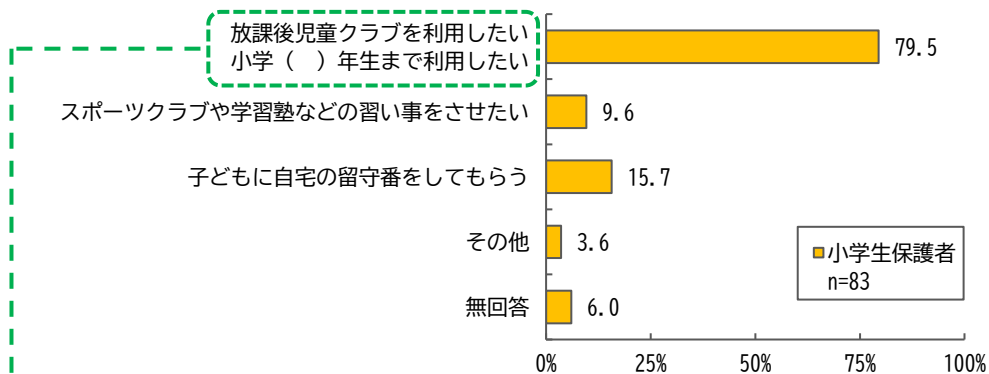
現在小学1～3年生の保護者に、小学4年生以降の放課後の過ごし方について望むことについて聞いてみると、「放課後児童クラブを利用したい」(79.5%)が最も高く、次いで「子どもに自宅の留守番をしてもらう」(15.7%)となっています。

放課後児童クラブを何年生まで利用したいかについてみると、「6年生」が6割を超えています。

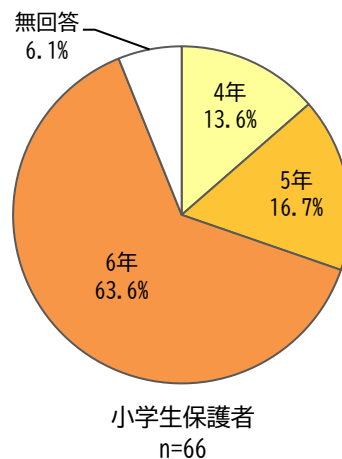
■ 放課後児童クラブに希望すること



■ 小学4年生以降の放課後の過ごし方について望むこと



■ 放課後児童クラブを何年生まで利用したいか



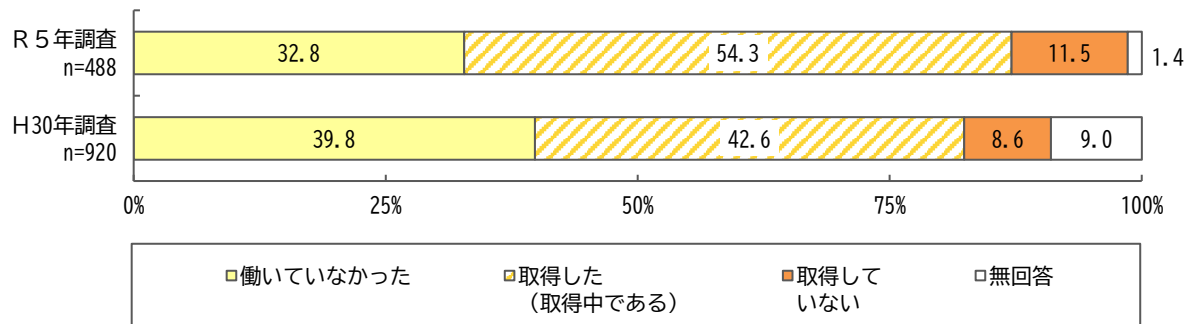
⑦育児休業制度の利用状況について

就学前児童保護者の育児休業制度の利用状況をみると、「取得した（取得中である）」母親では54.3%、父親では11.9%となっています。

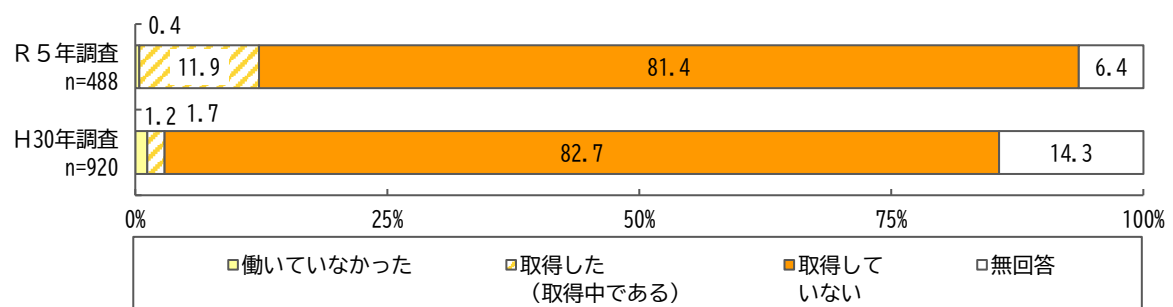
前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」母親は11.7ポイント、父親は10.2ポイント高くなっています。

■ 育児休業制度の利用状況（経年比較）

就学前児童（母親）

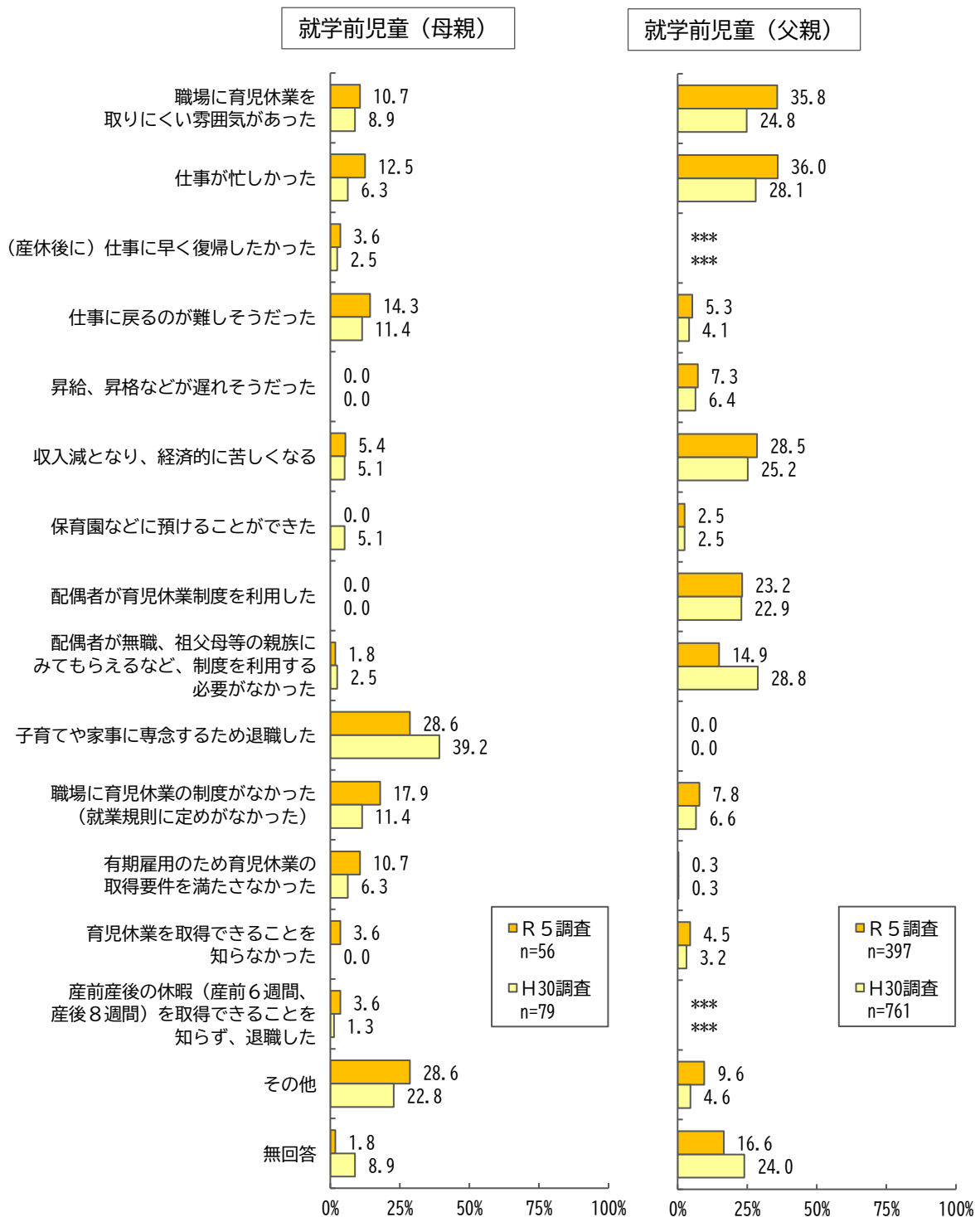


就学前児童（父親）



育児休業を取得していない理由をみると、母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」(28.6%)が最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」(17.9%)となっています。父親では、「仕事が忙しかった」(36.0%)が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.8%)となっています。

■ 育児休業を取得していない理由（経年比較）



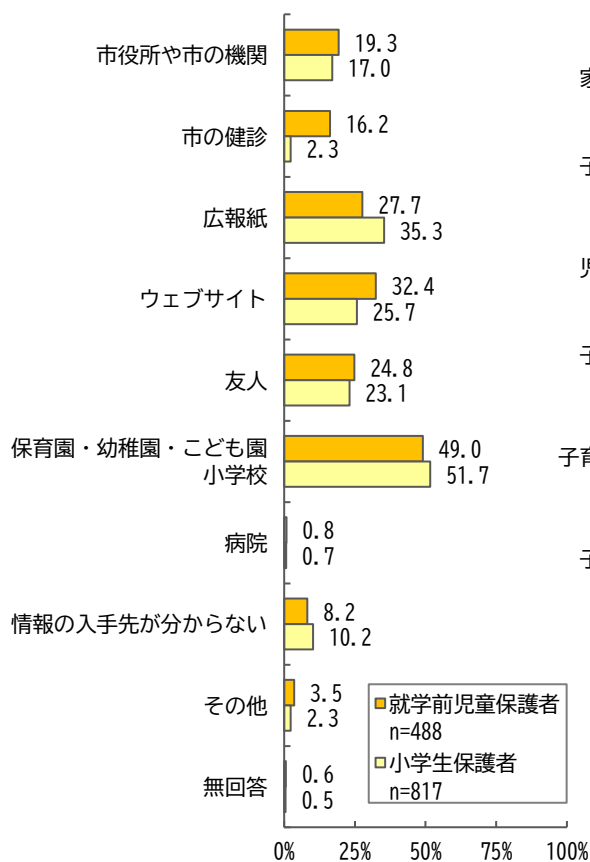
⑧情報の入手方法について

市の子育てに関する情報の入手方法をみると、就学前児童保護者では「保育園・幼稚園・こども園」(49.0%)、小学生保護者では「小学校」(51.7%)が最も高くなっています。

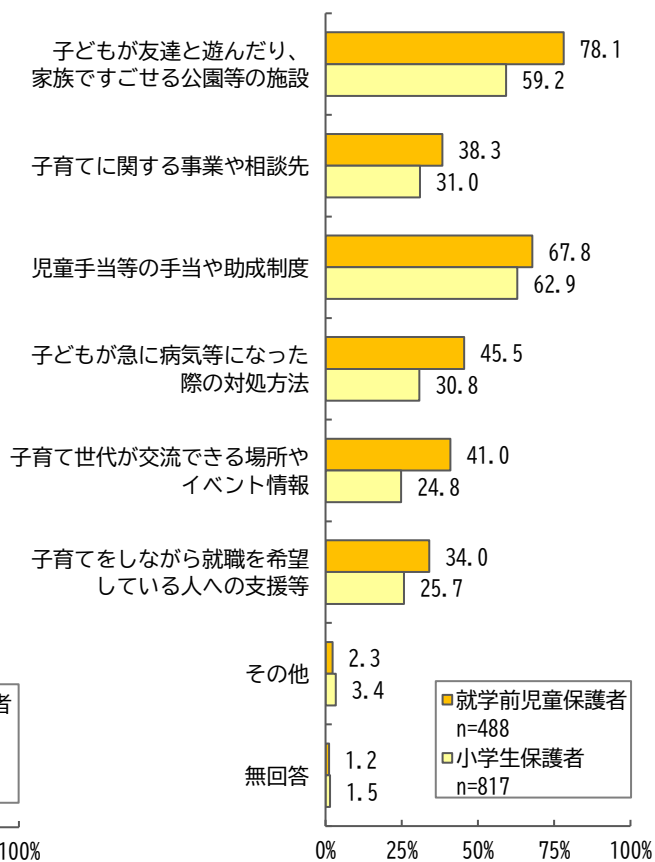
一方、「情報の入手先がわからない」は就学前児童保護者は8.2%、小学生保護者が10.2%となっています。

子育てをするうえで必要な情報をみると、就学前児童保護者では「子どもが友達と遊んだり、家族ですごせる公園等の施設」(78.1%)、小学生保護者では「児童手当等の手当や助成制度」(62.9%)が最も高くなっています。

■ 市の子育てに関する情報の入手方法



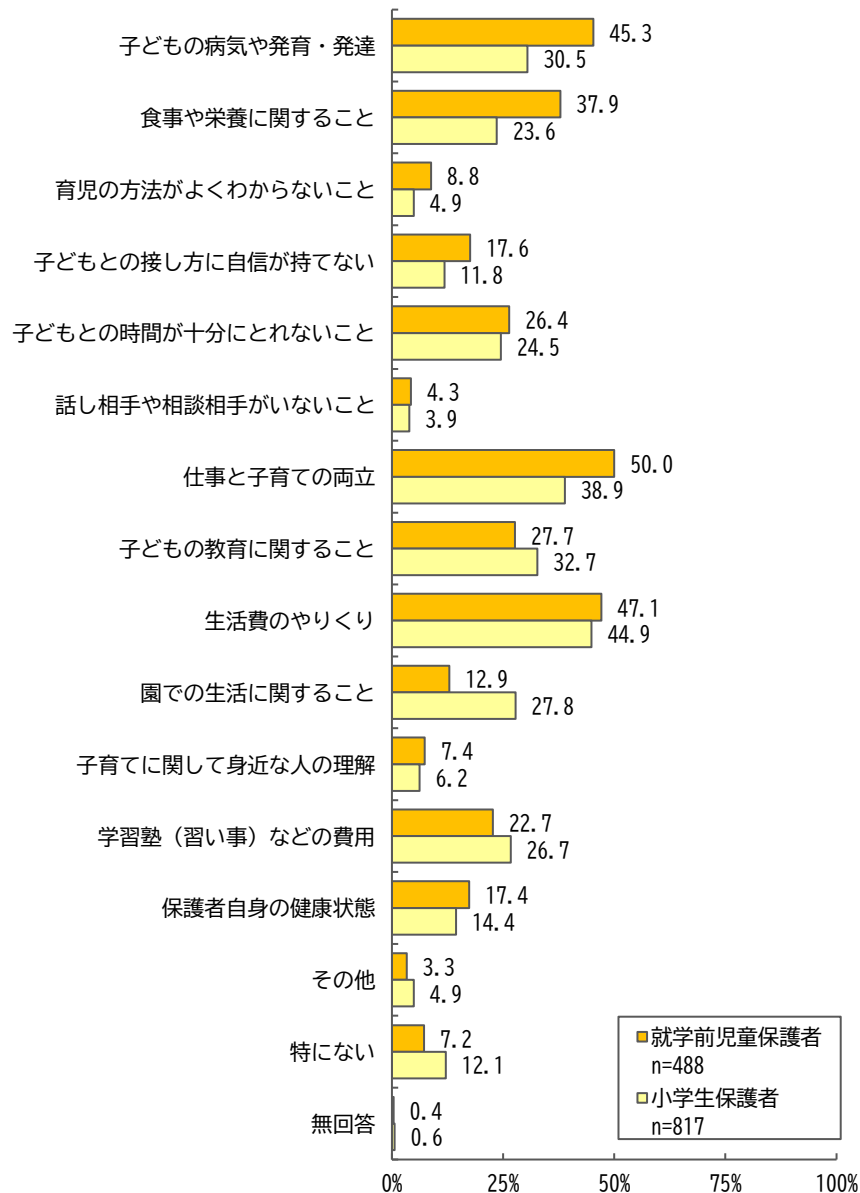
■ 子育てをするうえで必要な情報



⑨子育てに関する悩みについて

子育てに関して大変なこと、悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童保護者では「仕事と子育ての両立」(50.0%)、小学生保護者では「生活費のやりくり」(44.9%) が最も高くなっています。

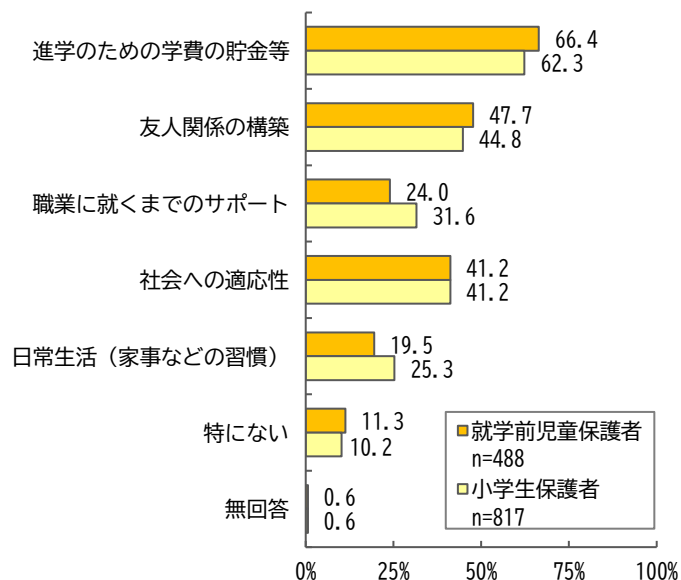
■ 子育てに関して大変なこと、悩んでいること、気になること



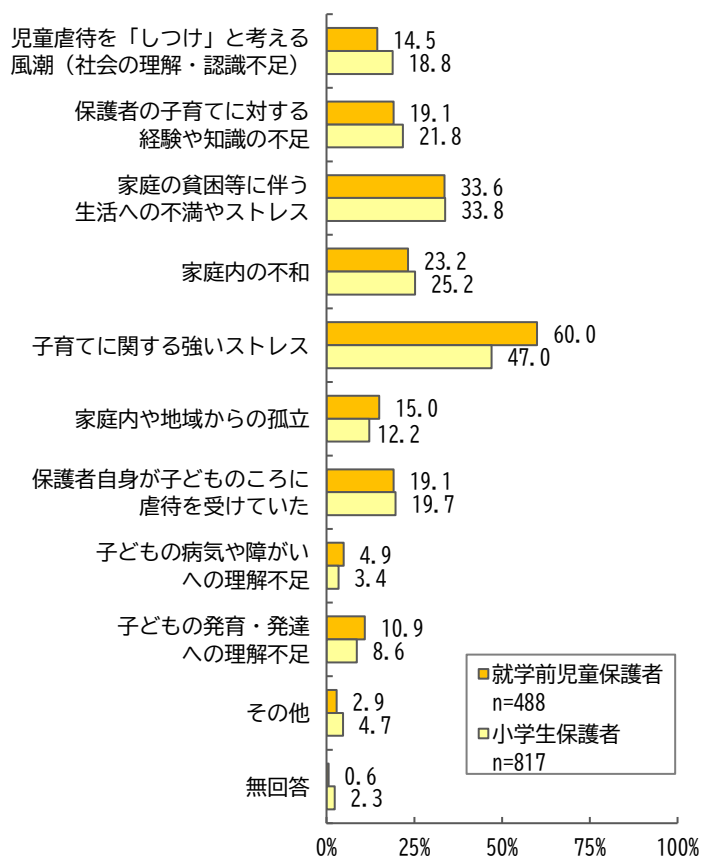
お子さんの将来について不安なことについてみると、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「進学のための学費の貯金等」(就学前児童保護者66.4%、小学生保護者62.3%)が最も高くなっています。

一般的に児童虐待が起こる理由についてみると、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「子育てに関する強いストレス」(就学前児童保護者60.0%、小学生保護者47.0%)が最も高くなっています。

■ お子さんの将来について不安なこと



■ 一般的に児童虐待が起こる理由

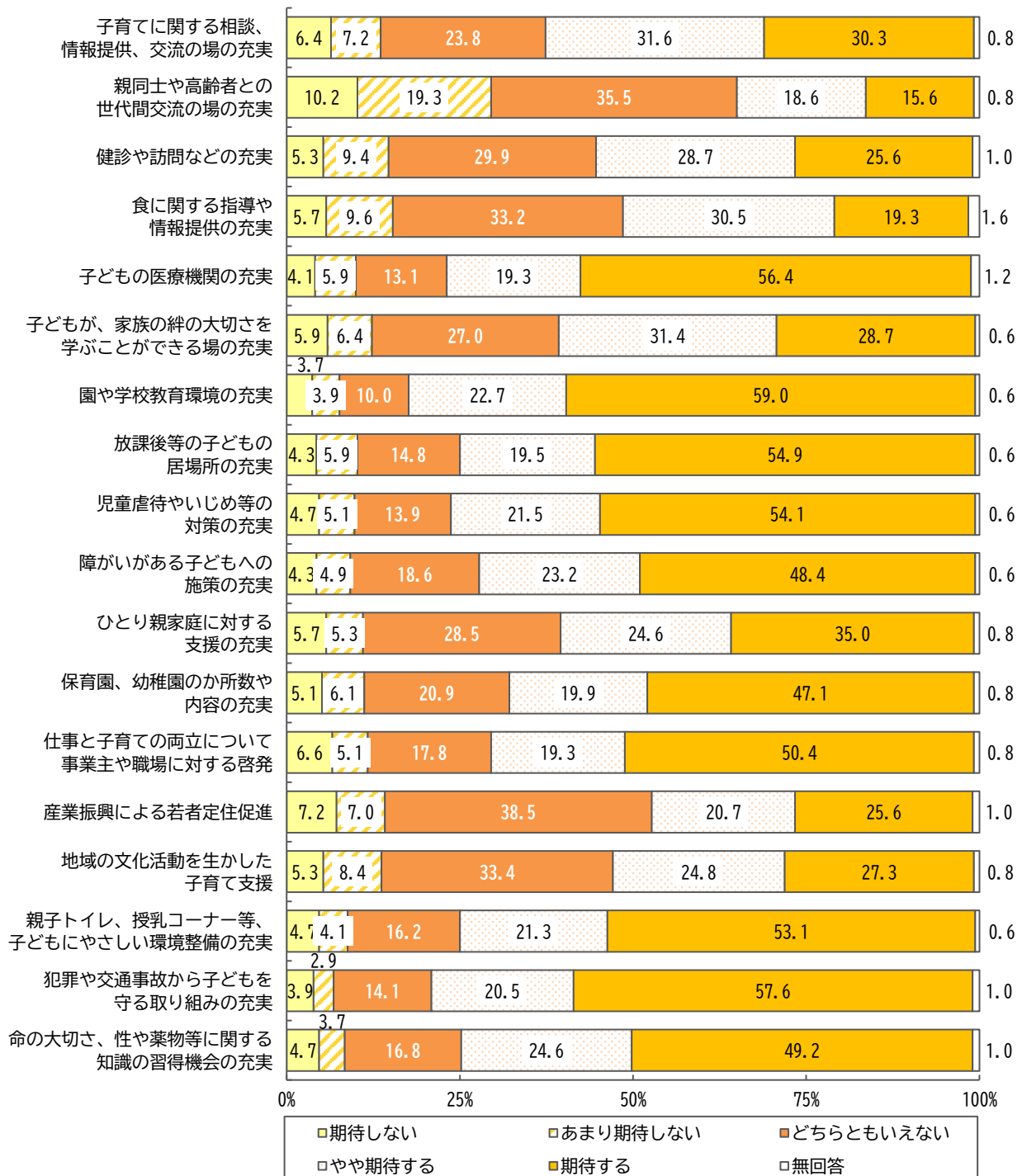


⑩子育て支援策に期待することについて

子育て支援策に期待することについてみると、就学前児童保護者では、「園や学校教育環境の充実」、「犯罪や交通事故から子どもを守る取り組みの充実」、「子どもの医療機関の充実」、「放課後等の子どもの居場所の充実」、「児童虐待やいじめ等の対策の充実」、「親子トイレ、授乳コーナー等、子どもにやさしい環境整備の充実」などが高い割合となっています。

■ 中津川市の子育て支援策に期待すること

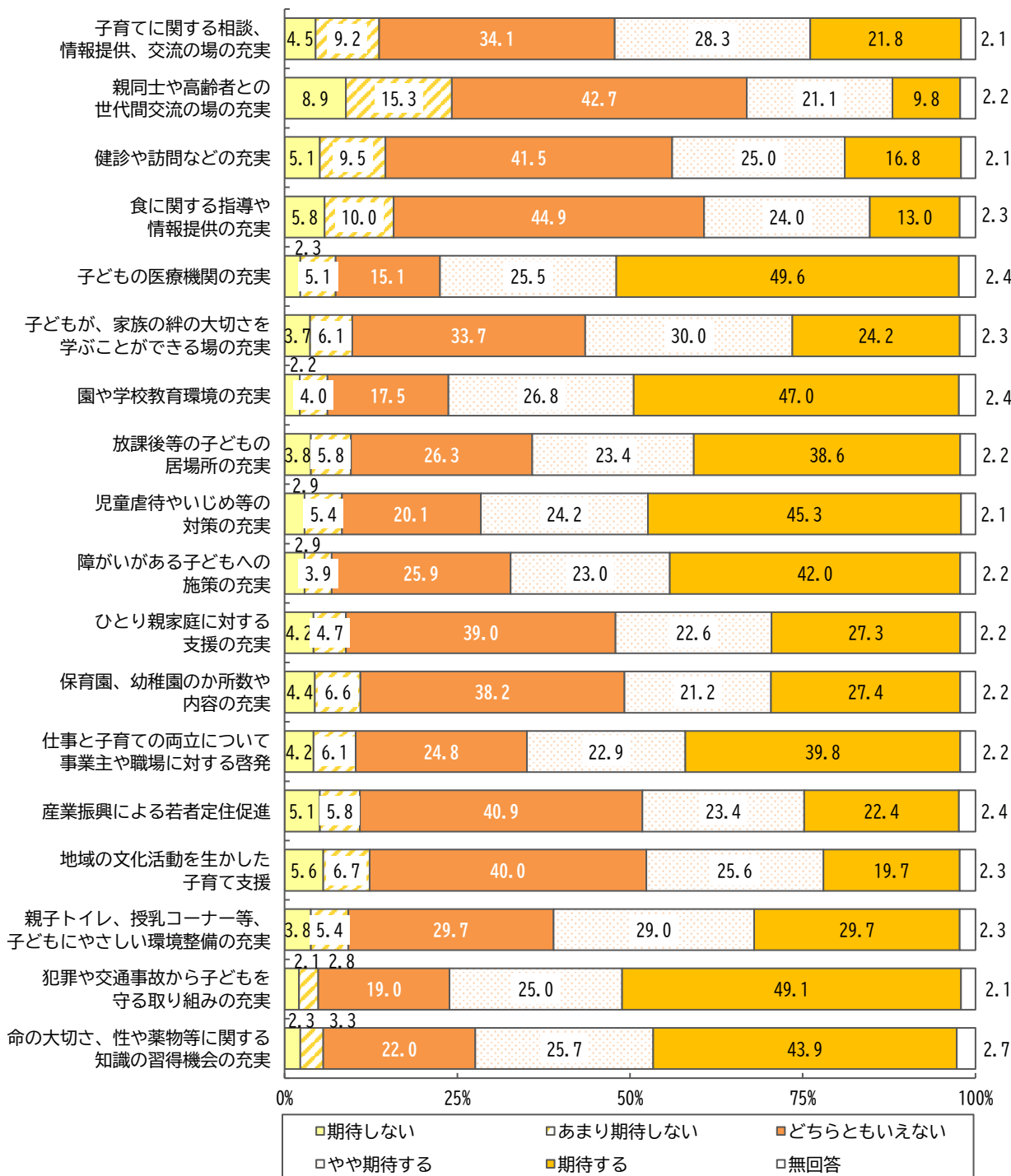
就学前児童保護者 n=488



小学生保護者では、「子どもの医療機関の充実」、「犯罪や交通事故から子どもを守る取り組みの充実」、「園や学校教育環境の充実」、「児童虐待やいじめ等の対策の充実」、「命の大切さ、性や薬物等に関する知識の習得機会の充実」などが高い割合となっています。

■ 中津川市の子育て支援策に期待すること

小学生保護者 n=817

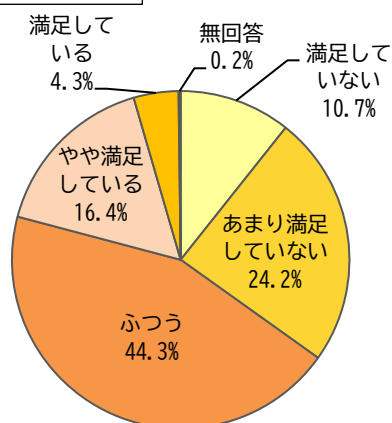


本市における子育ての環境や支援に対する満足度、「満足している」+「やや満足している」+「ふつう」は、就学前児童保護者が65.0%、小学生保護者が63.7%となっており、前回調査と比較すると、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも満足度が低い（「満足していない」+「あまり満足していない」）の割合が増加しています。

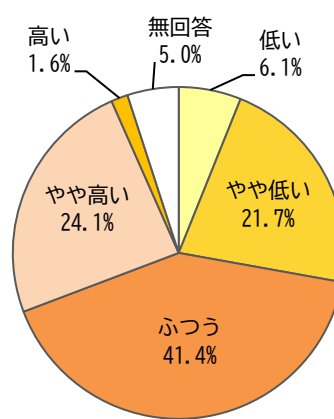
ひとり親世帯における満足度、「満足している」+「やや満足している」+「ふつう」は、48.7%となっており、不満（「満足していない」+「あまり満足していない」）の割合が上回っています。

■ 中津川市における子育ての環境や支援に対する満足度

就学前児童保護者

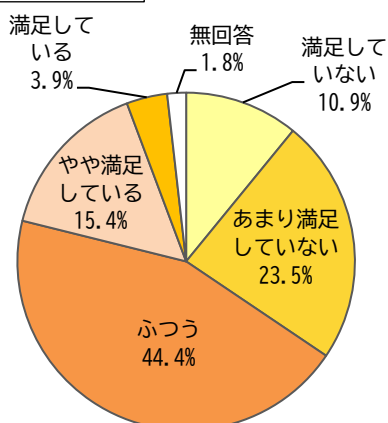


R 5 調査
n=488

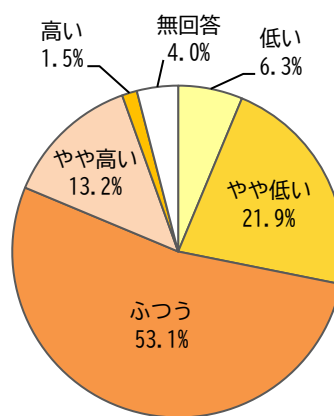


H30調査
n=920

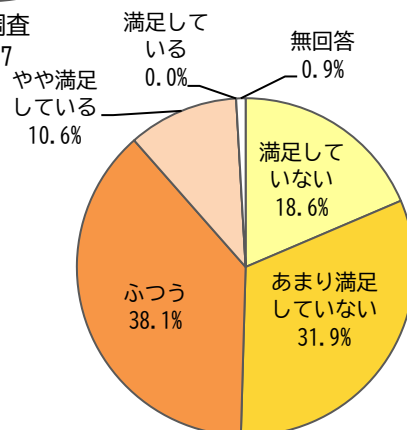
小学生保護者



R 5 調査
n=817



H30調査
n=2,117



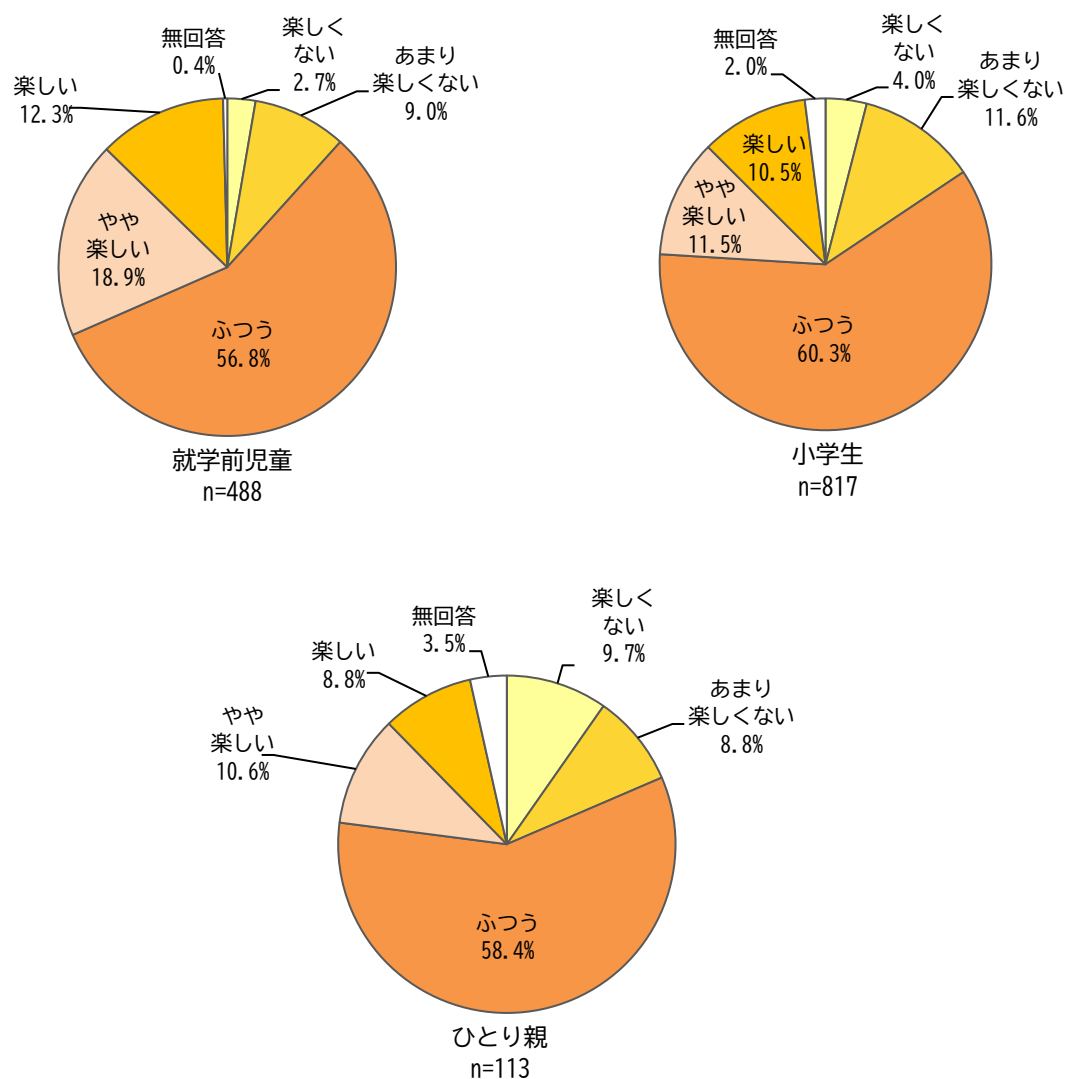
ひとり親
n=113

子育てが楽しいと感じる度合いが高いと感じる保護者（「楽しい」＋「やや楽しい」）をみると、就学前児童保護者では31.2%、小学生保護者では22.0%となっています。

一方、楽しくないと感じる保護者（「楽しくない」＋「あまり楽しくない」）をみると、就学前児童保護者では11.7%、小学生保護者では15.6%となっています。

ひとり親の子育てが楽しいと感じる度合いが高いと感じる割合（「楽しい」＋「やや楽しい」）をみると、19.4%となっています。一方、楽しくないと感じる割合（「楽しくない」＋「あまり楽しくない」）をみると、18.5%となっています。

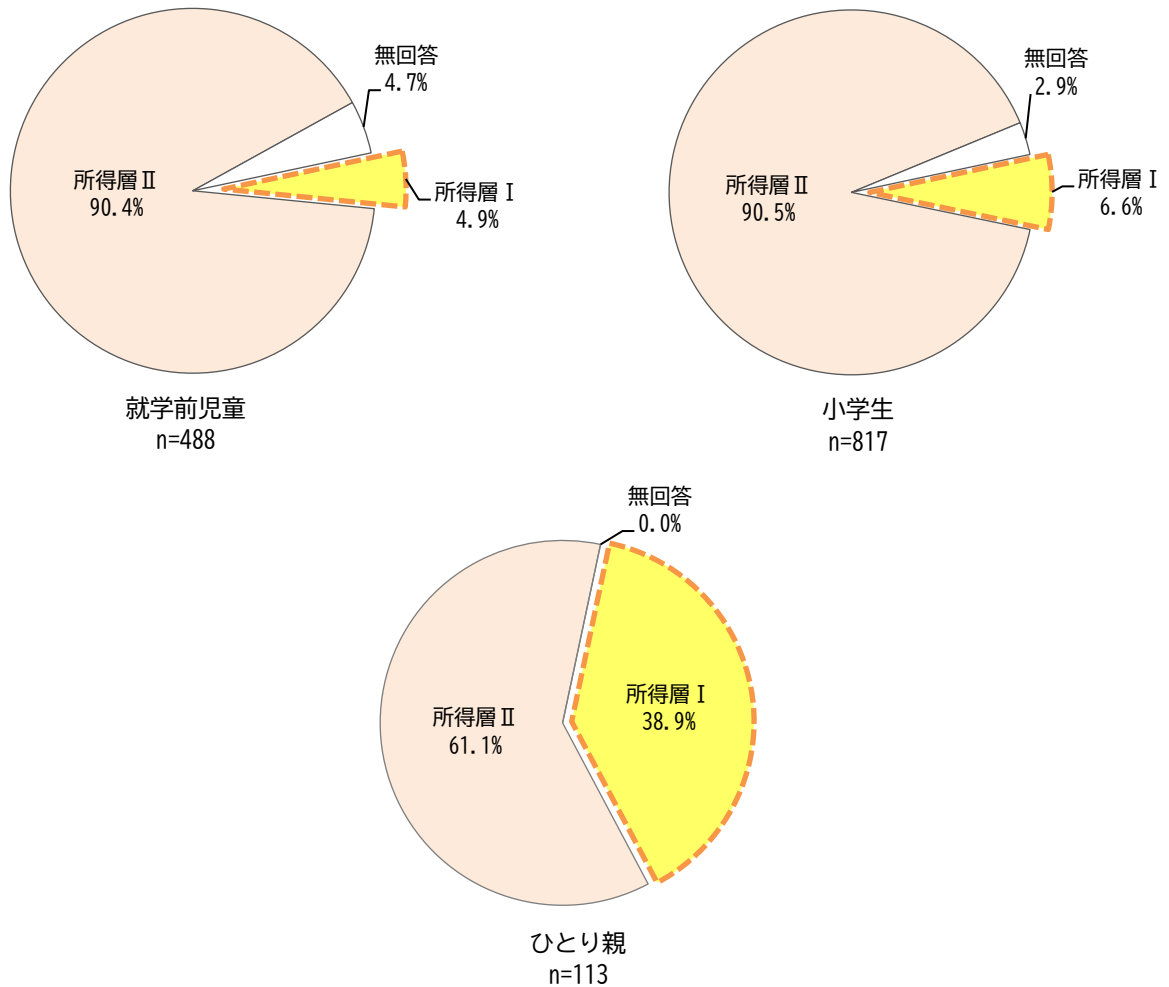
■ 中津川市において子育てが楽しいと感じる度合い



⑪家庭の状況について

世帯の収入についてみると、貧困層に該当する「所得層Ⅰ」の世帯割合は、就学前児童保護者が4.9%、小学生保護者が6.6%、ひとり親が38.9%となっています。

■ 世帯の収入



● 低所得層(所得層Ⅰ)の算出について

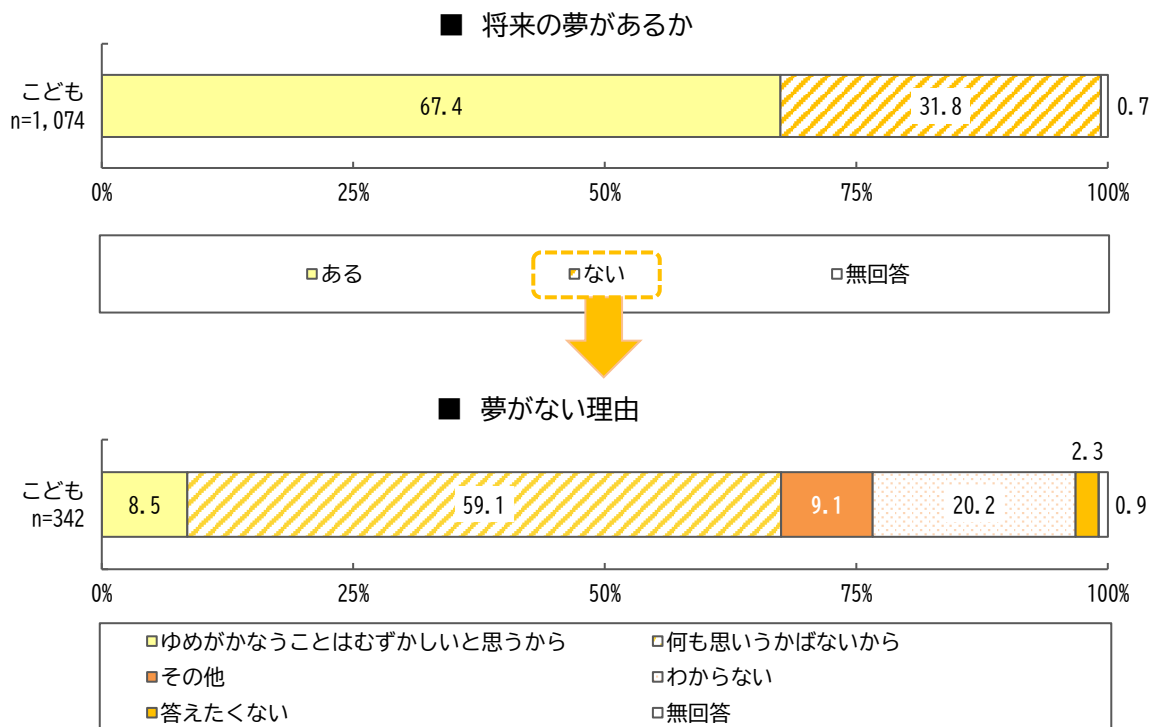
アンケート内にある世帯収入の設問の選択肢における中間値を置換し、世帯人数の平方根で除した「等価世帯収入」を算出しました。等価世帯収入について、有効回答者全体の中央値の半分である133万円未満の世帯を貧困層とし、全体に占める貧困の割合を算出しました。

基準値133万円を下回る世帯を「所得層Ⅰ」、上回る世帯を「所得層Ⅱ」としています。

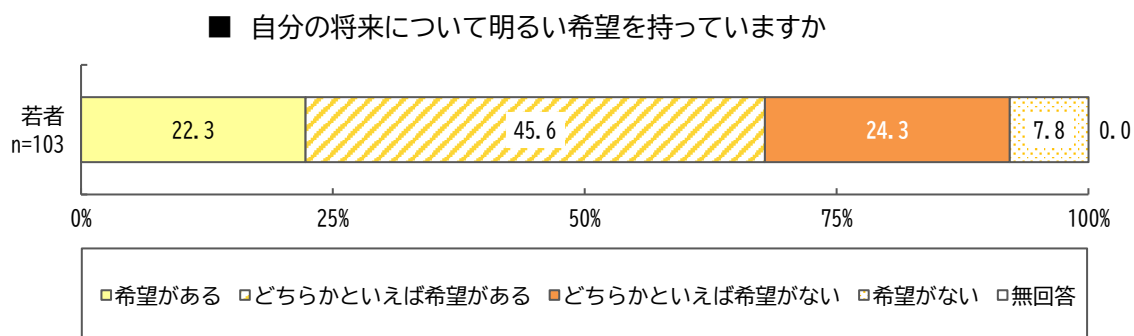
⑫小中学生、若者の将来の夢について

小中学生に将来の夢について聞いたところ、「ある」は67.4%、「ない」は31.8%となっています。

夢がない理由についてみると、「何も思いうかばないから」(59.1%)が最も高く、次いで「わからない」(20.2%)となっています。



若者（15～39歳）に自分の将来について明るい希望を持っているかを聞いたところ、「どちらかといえば希望がある」(45.6%)が最も高く、次いで「どちらかといえば希望がない」(24.3%)、「希望がある」(22.3%)となっています。

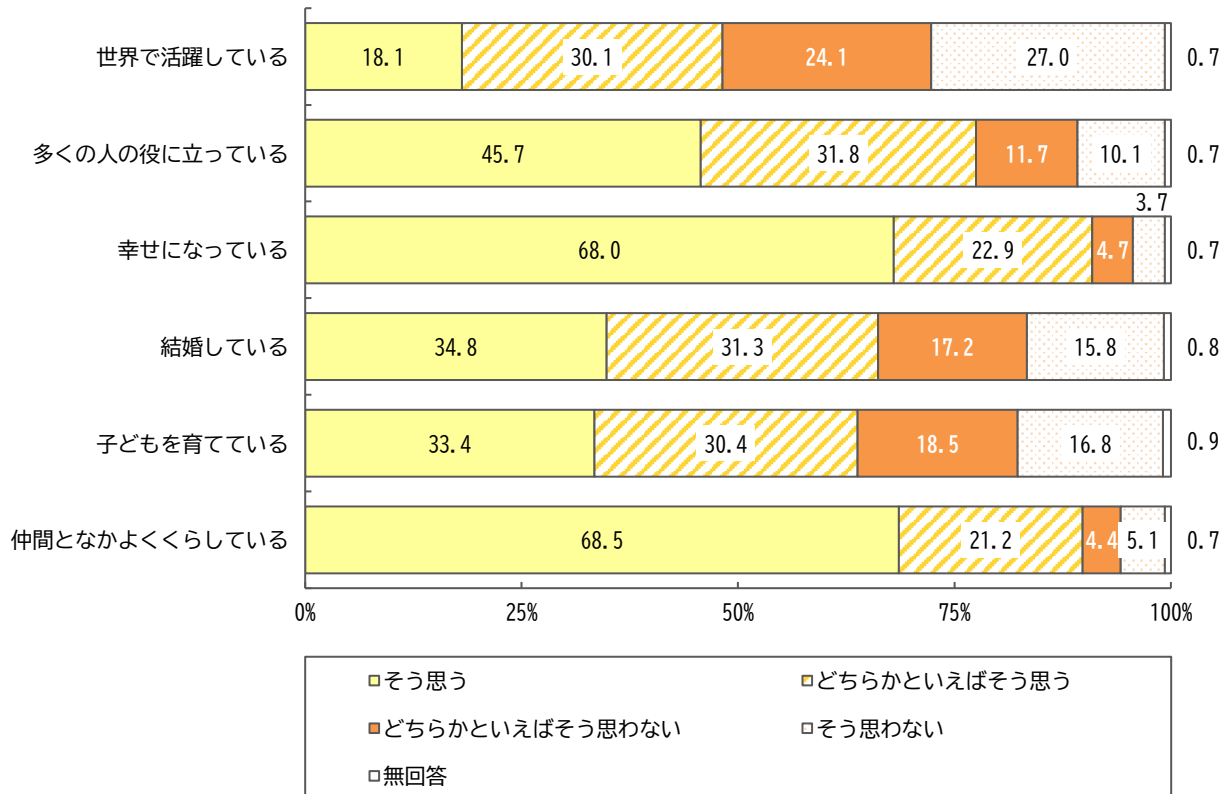


⑬小中学生、若者の将来のすがたについて

小中学生に大人になったとき、どのようになっているか聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると“幸せになっている”が90.9%で最も高く、次いで“仲間となかよく暮らしている”が89.7%となっています。

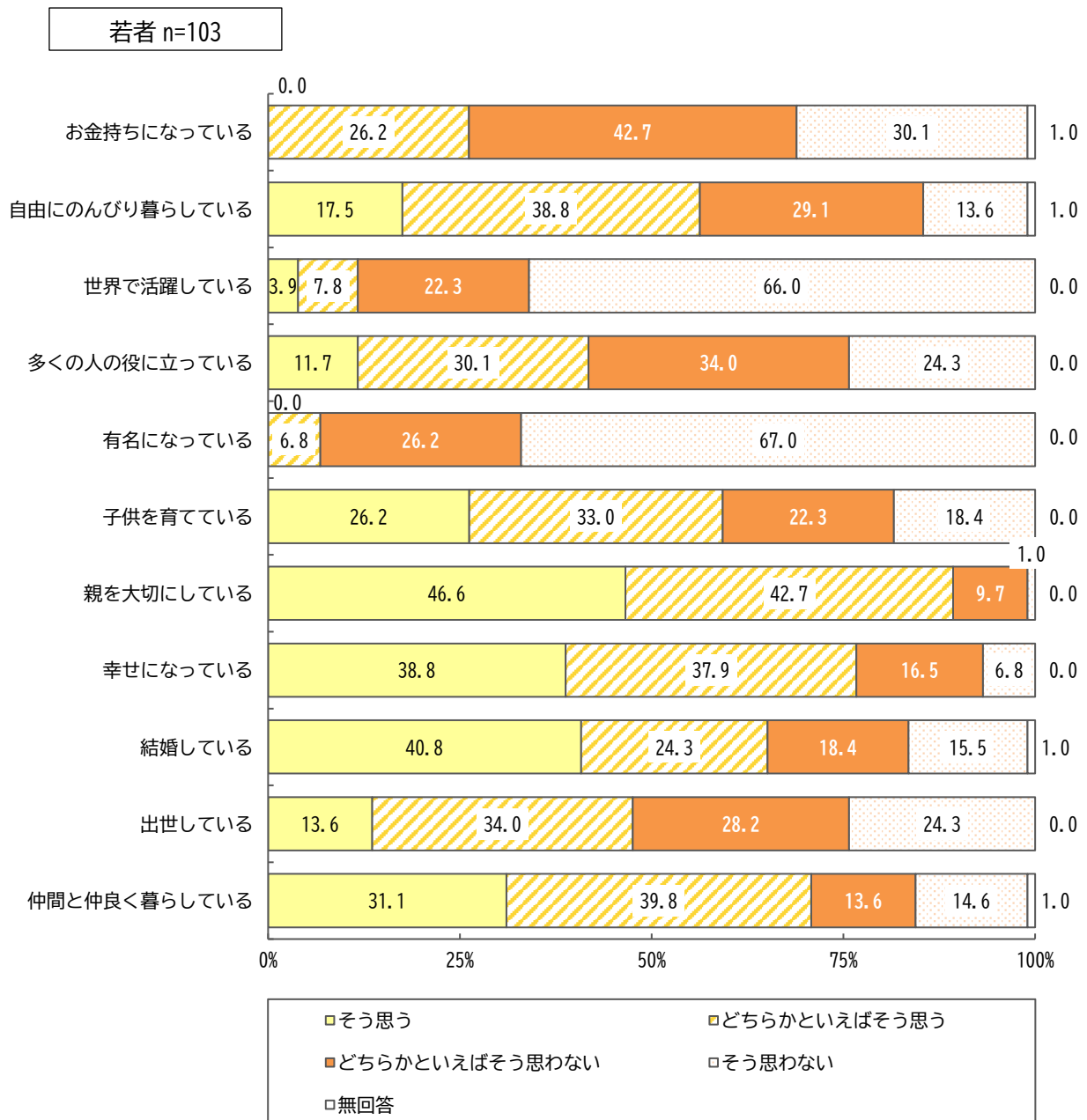
■ 大人になったとき、どのようになっているか

こども n=1,074



若者に20年後のすがたについて聞いたところ、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせると“親を大切にしている”（89.3%）が最も高く、次いで“幸せになっている”（76.7%）、“仲間と仲良く暮らしている”（70.9%）となっています。

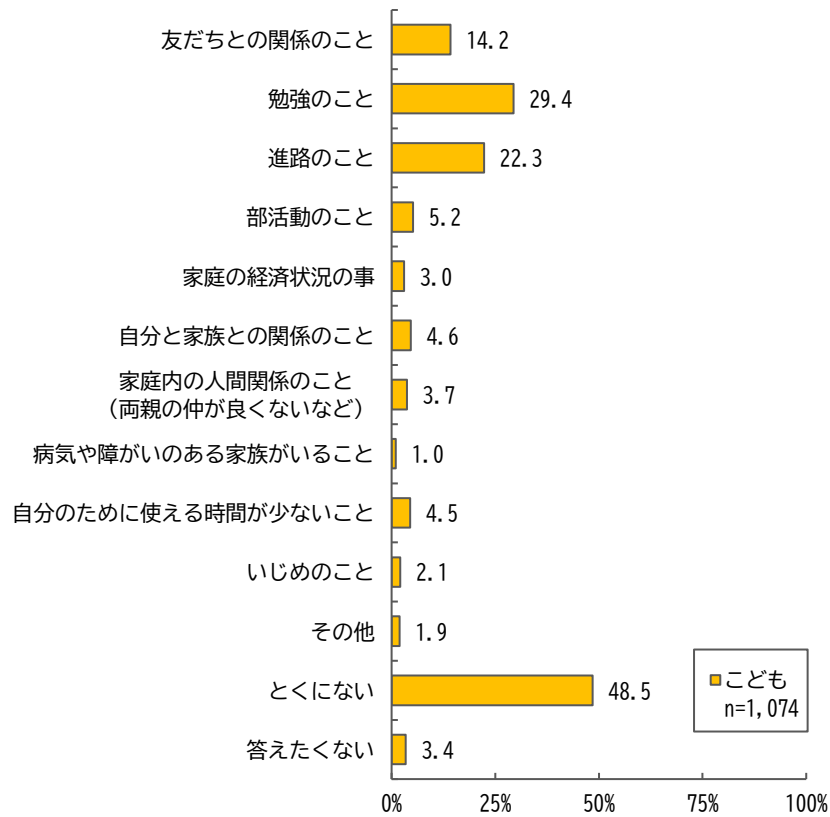
■ 20 年後のすがた



⑭小中学生、若者が悩んだり困っている時の相談先について

小中学生が現在悩んだり困っていることについてみると、「とくにない」(48.5%)が最も高く、次いで「勉強のこと」(29.4%)、「進路のこと」(22.3%)となっています。

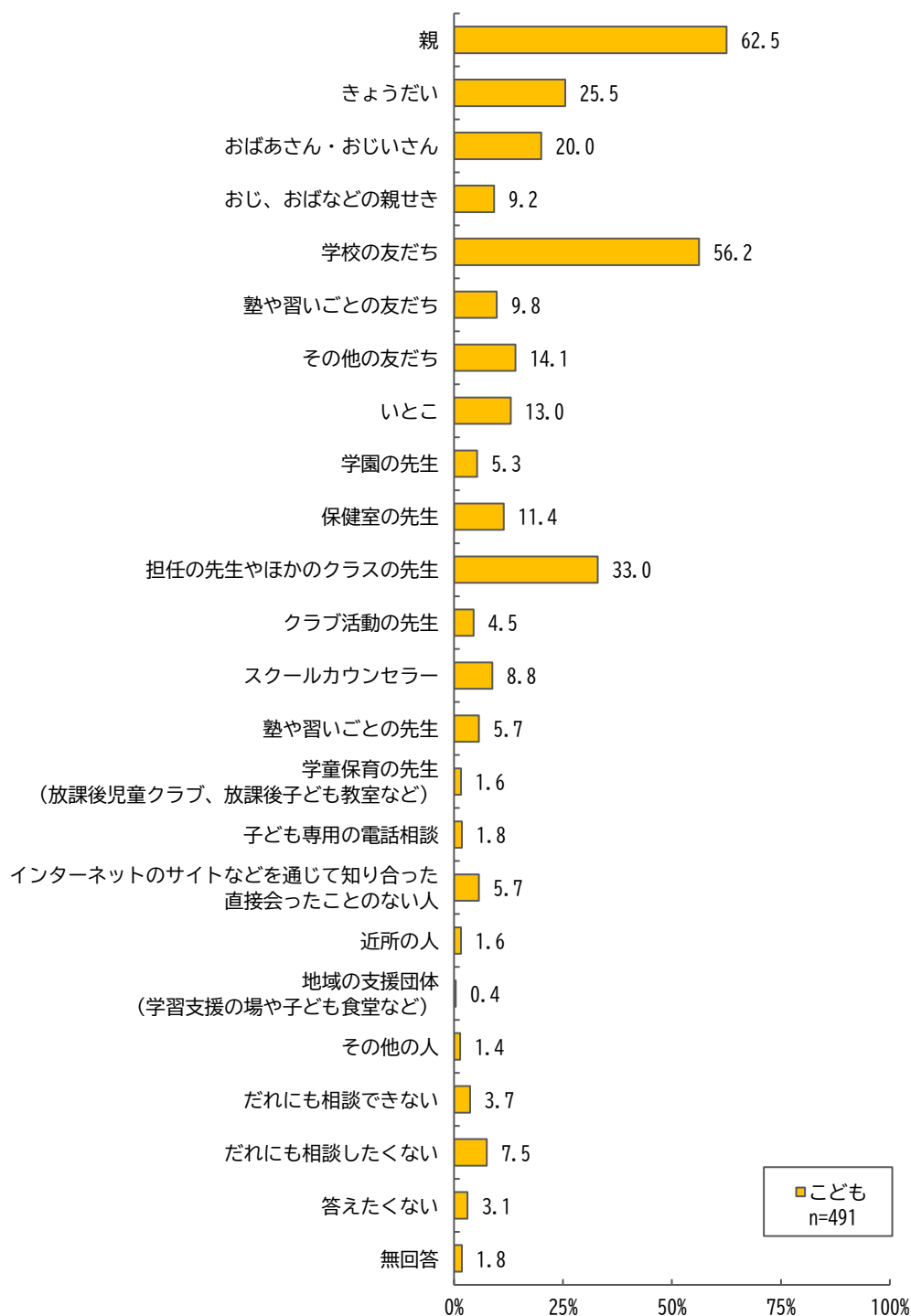
■ 現在、悩んだり困っていること



悩んだり困っていることがある時、誰に相談するかについてみると、「親」（62.5%）が最も高く、次いで「学校の友だち」（56.2%）、「担任の先生やほかのクラスの先生」（33.0%）、「きょうだい」（25.5%）となっています。

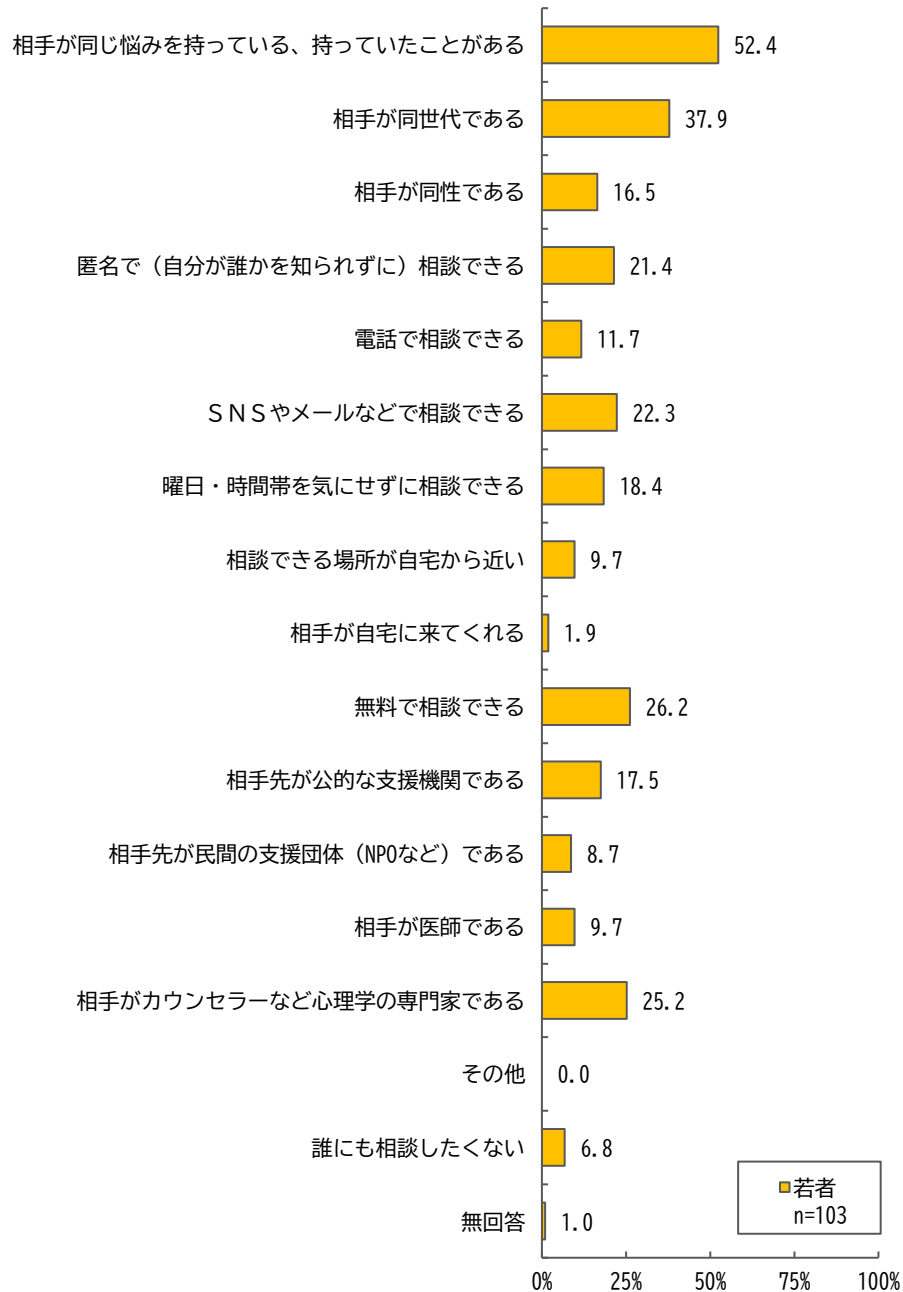
一方、「だれにも相談できない」が3.7%、「だれにも相談したくない」が7.5%となっています。

■ 悩んだり困ったりしている時に相談する相手



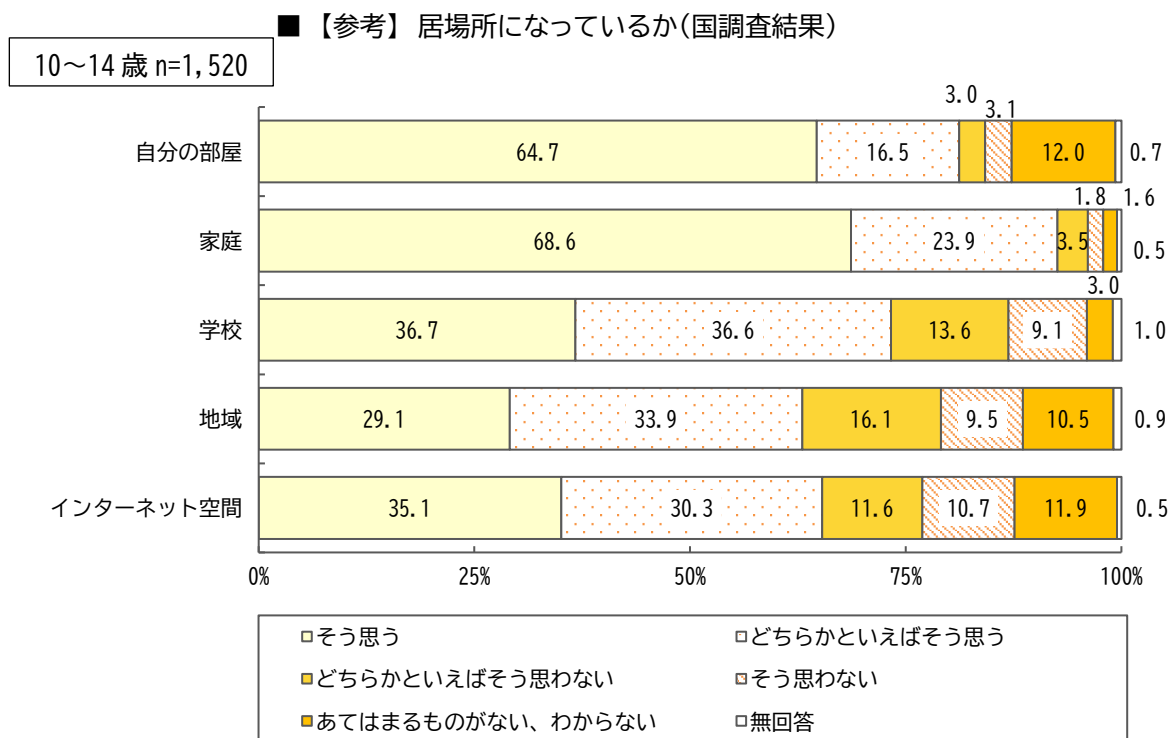
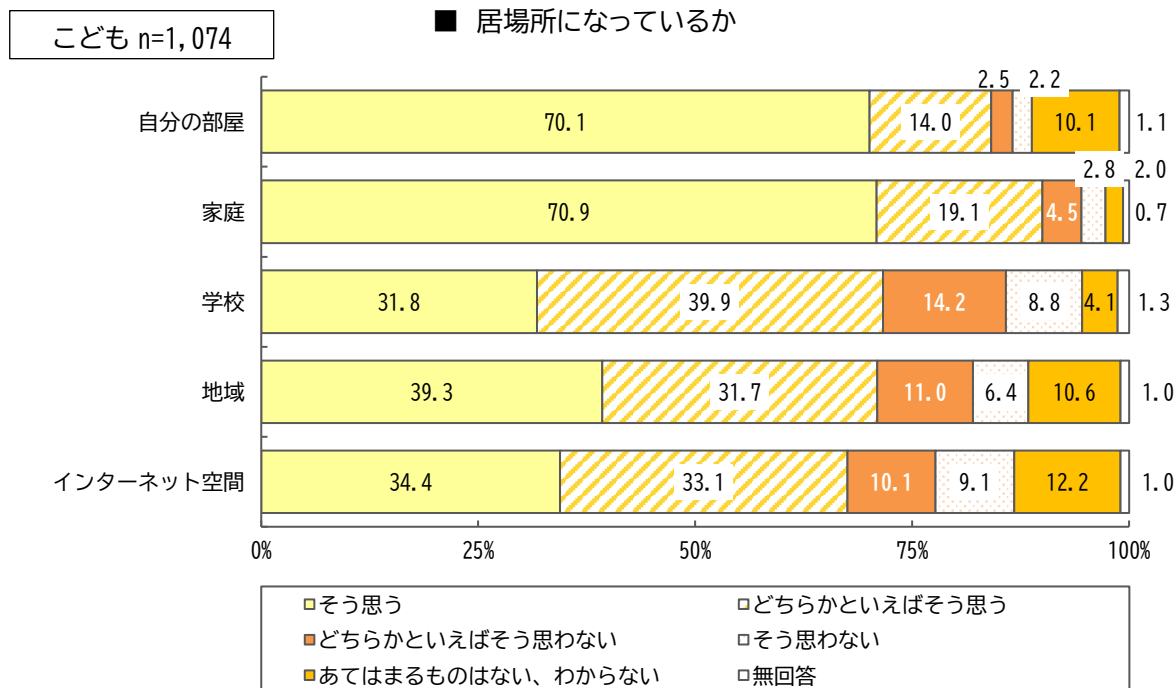
若者が社会生活や日常生活を円滑に送れない状態となったときの家族や知り合い以外の相談先についてみると、「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」(52.4%)が最も高く、次いで「相手が同世代である」(37.9%)、「無料で相談できる」(26.2%)、「相手がカウンセラーなど心理学の専門家である」(25.2%)となっています。

■ 社会生活や日常生活を円滑に送れない状態となったときの家族や知り合い以外の相談先



⑮小中学生、若者の居場所について

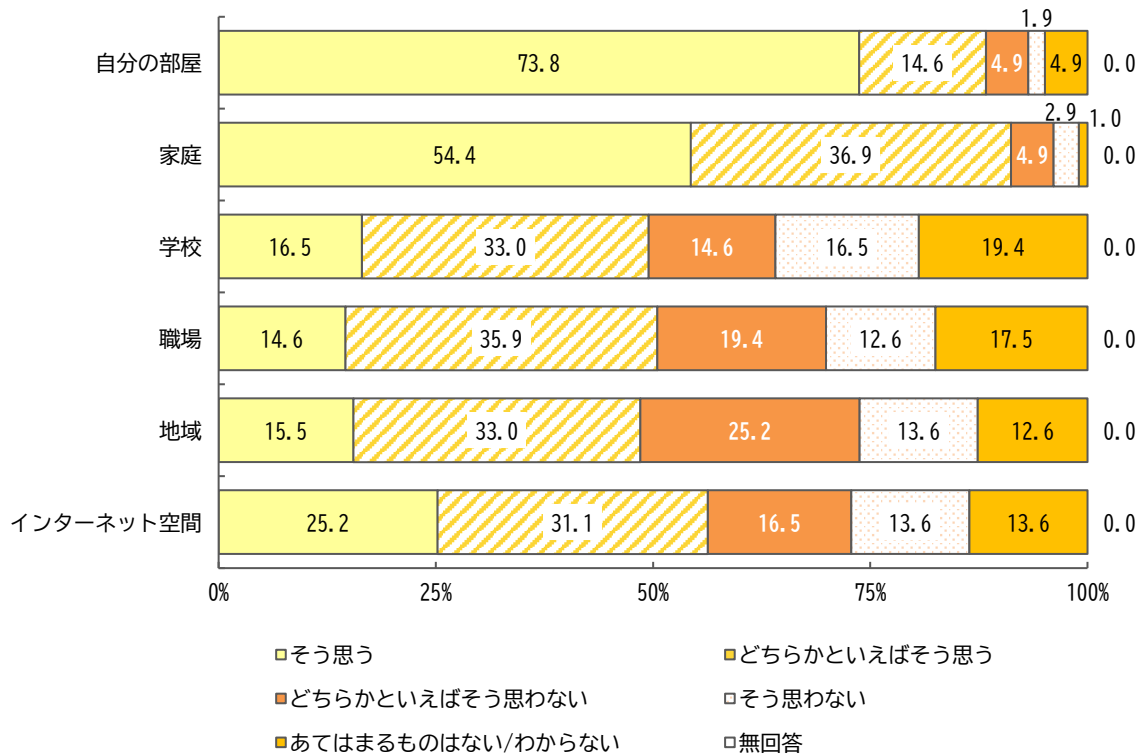
あなたにとっての居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所など）についてみると、小中学生、若者いずれも自分の部屋、家庭については居場所となっている（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は8割以上となっています。また、「インターネット空間」については、そう思う（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）は小中学生では約7割、若者では約6割となっています。



出典：令和4年 政府統計「こども・若者の意識と生活に関する調査」

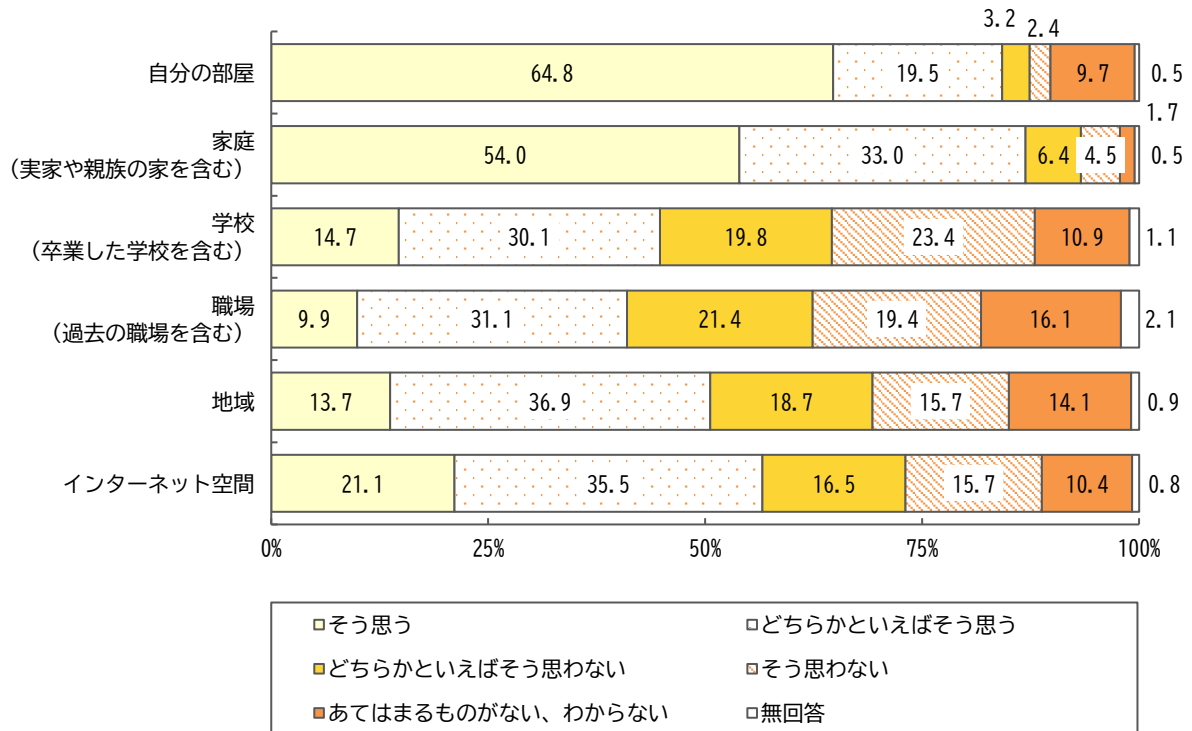
■ それぞれの居場所は居心地がよいと思うか

若者 n=103



■ 【参考】 それぞれの居場所は居心地がよいと思うか(国調査結果)

15～39 歳 n=7,035

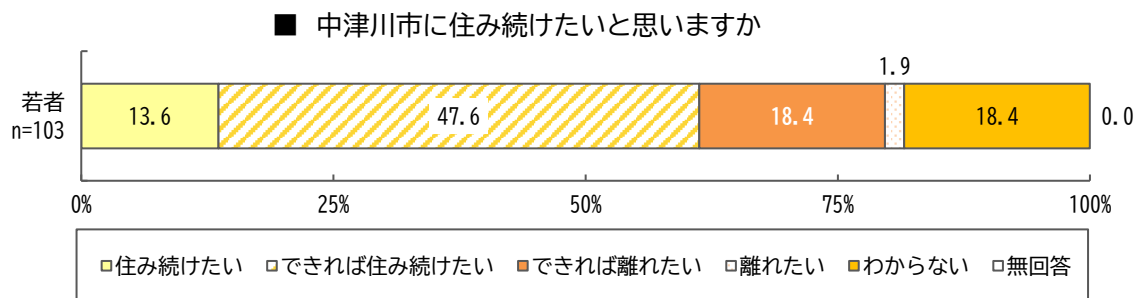
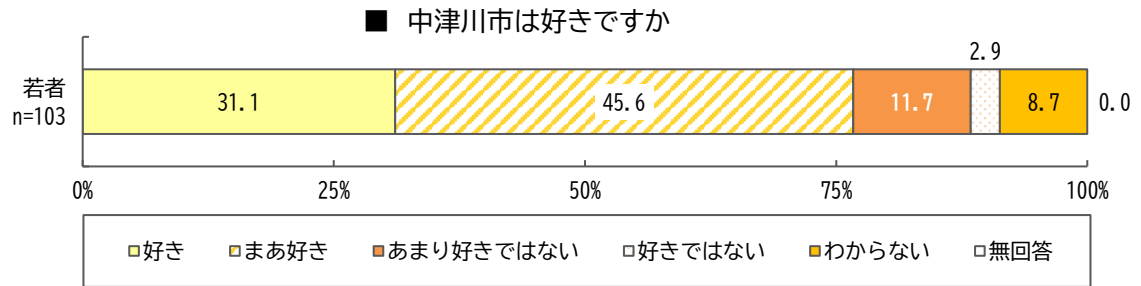


出典：令和4年 政府統計「こども・若者の意識と生活に関する調査」

⑩中津川市について

若者に中津川市は好きかと聞いたところ、「まあ好き」(45.6%)が最も高く、次いで「好き」(31.1%)、「あまり好きではない」(11.7%)となっています。

中津川市に住み続けたいと思うか聞いたところ、「できれば住み続けたい」(47.6%)が最も高く、次いで「できれば離れたい」(18.4%)、「わからない」(18.4%)となっています。

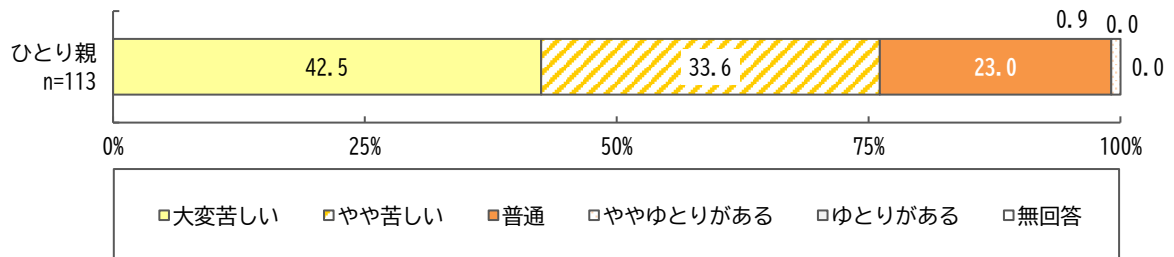


⑰ひとり親について

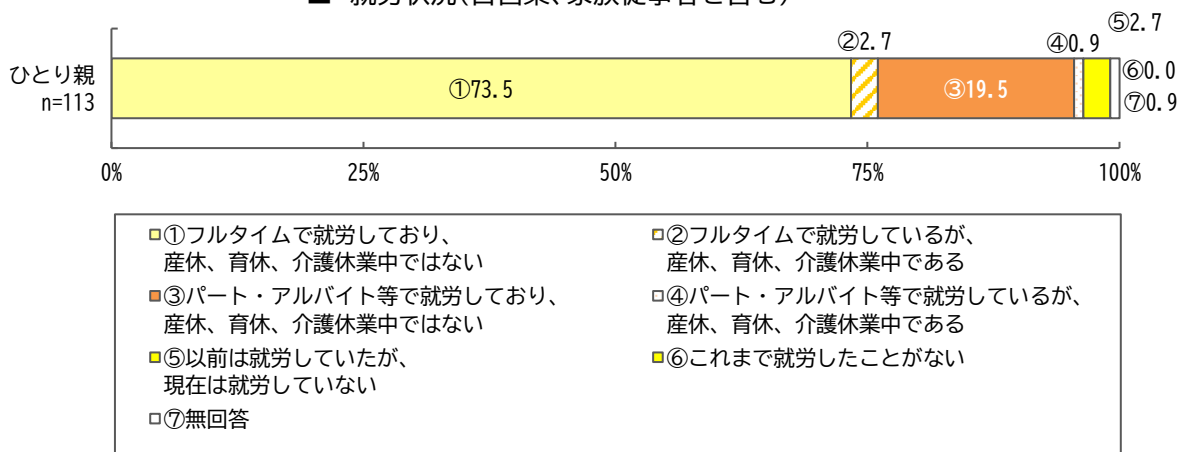
ひとり親の現在の暮らしの状況についてみると、「苦しい」（「大変苦しい」＋「やや苦しい」）は76.1%となっています。

就労状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が73.5%、「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が19.5%となっています。

■ 現在の暮らしの状況(経済面)

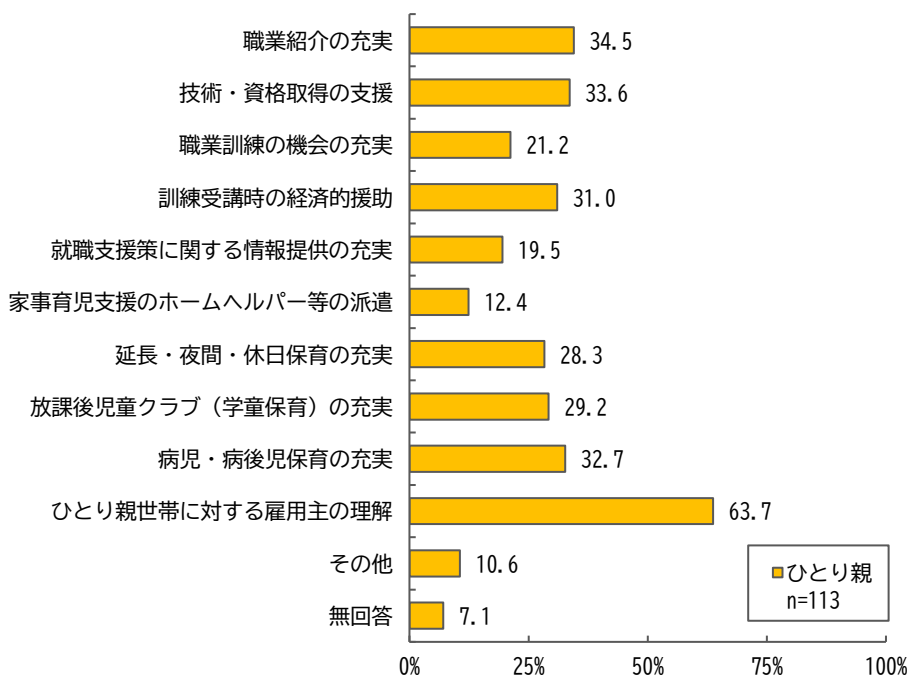


■ 就労状況(自営業、家族従事者を含む)



ひとり親等世帯のよりよい就職や仕事の問題解決のために求める支援策をみると、「ひとり親世帯に対する雇用主の理解」(63.7%)が最も高く、次いで「職業紹介の充実」(34.5%)、「技術・資格取得の支援」(33.6%)、「病児・病後児保育の充実」(32.7%)となっています。

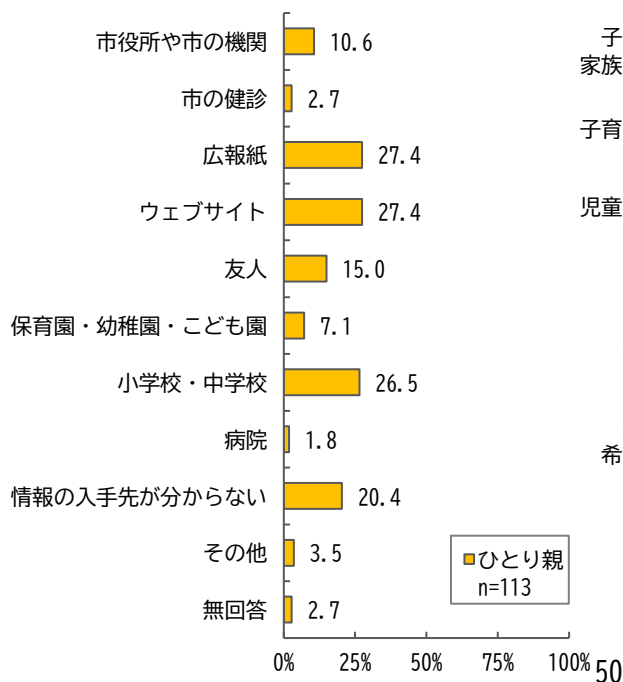
■ ひとり親等世帯のよりよい就職や仕事の問題解決のために求める支援策



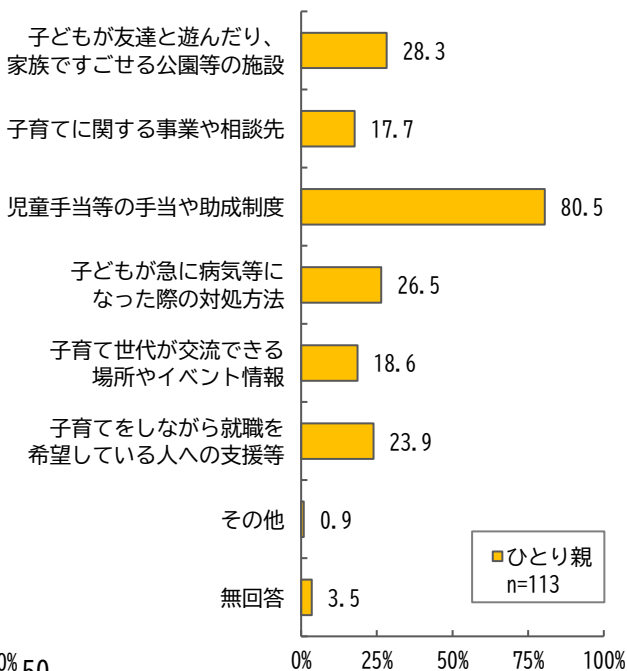
市の子育てに関する情報の入手方法をみると、「広報紙」、「ウェブサイト」(各27.4%)が最も高くなっています。一方、「情報の入手先が分からない」が20.4%となっています。

子育てをするうえで必要な情報をみると、「児童手当等の手当や助成制度」(80.5%)が最も高くなっています。

■ 市の子育てに関する情報の入手方法



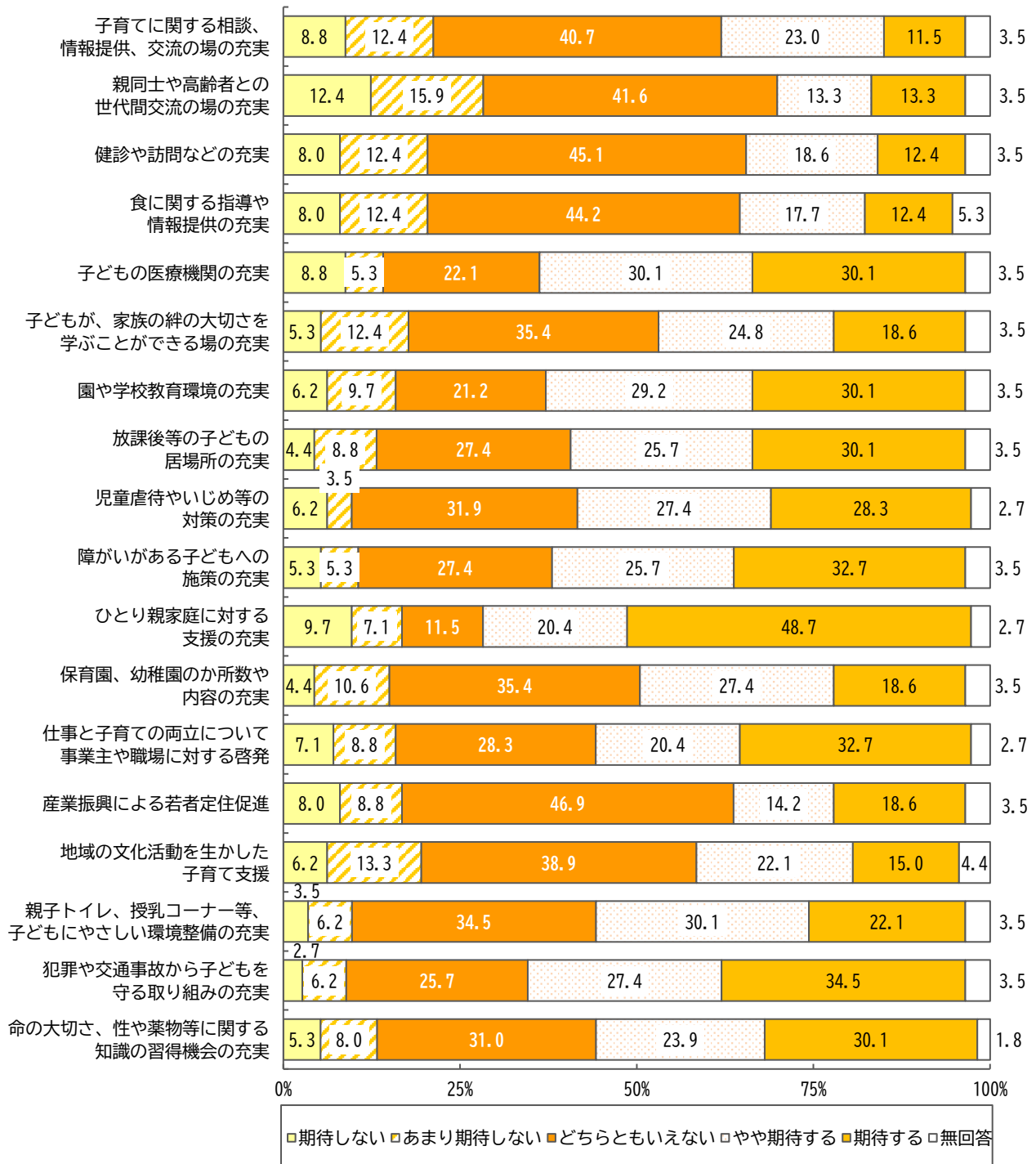
■ 子育てをするうえで必要な情報



本市の子育て支援策に期待することについてみると、「ひとり親家庭に対する支援の充実」がおおよそ5割となっています。

■ 中津川市の子育て支援策に期待すること

ひとり親 n=113



3 調査結果からみた課題等

子育て世帯の孤立割合の増加 一体的な相談支援体制や関係機関による連携体制の強化が必要

子育てに関する親族、知人等協力者の状況は、多くの就学前児童、小学生の保護者が日常的、または緊急時、用事の際に祖父母等の親族にこどもをみてもらえると回答しており、協力を得られる状況です。

一方で、協力者が「いずれもない」と回答した、孤立した子育て環境にいる保護者は就学前児童で8.0%、小学生で9.5%となっており、前回調査と比較すると就学前児童1.5ポイント、小学生では2.9ポイント増加しています。

子育てをする上で気軽に相談できる人（場所）の有無については、就学前児童保護者では「いる/ある」が91.6%、「いない/ない」が6.1%となっています。前回調査と比較すると、「いる/ある」が5.9ポイント、「いない/ない」が1.6ポイント増加しています。

気軽に相談できる人（場所）については、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が上位を占め、その多くは身近な人達となっています。前回調査と比較しても、大きな変化はありません。

以上の結果から、前回調査時よりも孤立割合が若干高くなっていることが分かりました。孤立した子育て環境にいる保護者に対してどのような子育て支援が必要とされ、有効であるかの把握が課題となっています。身近な人に相談することが多くなっていることから、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に行う相談支援体制や関係機関による連携体制の強化を進める必要があります。

就労実態に即した事業体制づくりが求められている

母親の就労状況（産休・育休・介護休業中含む）をみると、就学前児童保護者が80.1%、小学生保護者が90.7%となり、そのうち産休、育休、介護休業中の方は、就学前児童保護者が13.7%、小学生保護者が1.8%となっています。

就労状況を前回調査と比較すると、就学前児童保護者では14.7ポイント、小学生保護者では5.3ポイント増加しています。

働く母親がさらに増加していることから、定期的な教育、保育事業について就労実態に即した事業体制を整える必要があります。

父親が休暇を取得しやすい職場環境や地域社会づくりが整い始めている

病気やケガの際、幼稚園、保育園、こども園、小学校を利用できなかった場合の対処方法は、就学前児童保護者、小学生保護者いずれも「母親が休んだ」（就学前児童 84.9%、小学生 79.3%）が最も高く、次いで「父親が休んだ」（就学前児童 44.4%、小学生 24.9%）、「（同居者を含む）親族・知人に子どもを看てもらった」（就学前児童保護者 34.1%、小学生保護者 22.4%）となっています。

前回調査と比較すると、「父親が休んだ」が就学前児童保護者では 19.5 ポイント、小学生保護者では 13.9 ポイント、「母親が休んだ」が就学前児童保護者では 13.6 ポイント、小学生保護者では 10.3 ポイント、「仕方なく子どもだけで家に居させた」が就学前児童保護者では 1.4 ポイント、小学生保護者では 5.0 ポイントそれぞれ高くなっています。

以上の結果から、病気やケガをしたこどもをみるのは母親の役目であるという役割意識の定着が依然としてうかがわれますが、前回調査と比較すると父親が休んだ割合が大幅に増加していることから、父親が休暇を取得しやすい職場環境や地域社会づくりが徐々に始まっていると推察されます。さらに父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの取組など、社会全体で父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。

小学生の放課後児童クラブ(学童保育)のニーズが高まっている

小学生が放課後に過ごしている場所をみると、「自宅」（72.7%）が最も高く、次いで「塾や習い事」（25.7%）、「放課後児童クラブ（学童保育）」（19.3%）、「祖父母宅や友人・知人宅」（12.1%）となっています。前回調査と比較すると、「放課後児童クラブ（学童保育）」が 4.1 ポイント増加しています。

また、放課後児童クラブを利用している方に、放課後児童クラブに希望することを聞いてみると、「利用料金を安くする」（40.5%）が最も高く、次いで「施設や設備を改善する」（28.5%）となっています。

現在小学 1～3 年生の保護者に、小学 4 年生以降の放課後の過ごし方について望むことについてみると、「放課後児童クラブを利用したい」（79.5%）が最も高く、放課後児童クラブを何年生まで利用したいかについてみると、「6 年生」が 63.6%となっています。

前回調査よりも放課後児童クラブ（学童保育）のニーズが高くなっている結果となりました。また、6 年生まで預けたいと考えている保護者が半数以上いることも分かりました。こどもの放課後の安全な過ごし方として一定の役割を担っている放課後児童クラブについては、今後もこどもの成長に繋がる事業として、保護者のニーズを反映していくとともに、よりよい事業内容への改善や環境、運営の整備について協議していく必要があります。

母親父親ともに育児休業取得率が前回調査時よりも高くなっている

就学前児童保護者の育児休業の取得率をみると、母親が 54.3%、父親が 11.9% となり、前回調査と比較すると、母親は 11.7 ポイント、父親は 10.2 ポイント増加しています。

一方、育児休業を取得していない理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」が 28.6% で前回調査同様最も高くなっていますが、10.6 ポイント減少しています。それ以外では、前回調査において 11.4% であった「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が 17.9% に増加しています。父親では「仕事が忙しかった」（36.0%）が最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（35.8%）となっています。

以上の結果から、子育て世帯への社会全体の意識の変化にともない、母親父親ともに育児休業取得率が前回調査時よりも高くなっています。

一方で、希望の育児休業期間を取得できるような職場の環境づくりなど、安心して出産、子育てができるよう、経済的な支援を含めた更なる取得の支援を推進する必要があります。

多様化する子育て世帯のニーズに即した事業の見直し、改善が必要

本市における子育ての環境や支援に対する満足度（「満足している」＋「やや満足している」＋「ふつう」）は、就学前児童保護者で 65.0%、小中学生保護者で 63.7%、ひとり親で 48.7% となっています。

本市の子育て支援策に期待することについてみると、就学前児童保護者では「園や学校教育環境の充実」（59.0%）、「犯罪や交通事故から子どもを守る取り組みの充実」（57.6%）、小学生保護者では「子どもの医療機関の充実」（49.6%）、「犯罪や交通事故から子どもを守る取り組みの充実」（49.1%）、ひとり親では「ひとり親家庭に対する支援の充実」（48.7%）となっています。

また、「放課後等の子どもの居場所の充実」が就学前児童保護者で 54.9%、「児童虐待やいじめ等の対策の充実」が小学生保護者で 45.3% となっており、関心が高くなっています。

以上の結果から、今後更に満足度を高め、子育てを楽しんでいると感じてもらうためには、多様化する子育て世帯のニーズに即した事業の見直し、改善が必要となります。

生活に困難さを抱える世帯への支援が必要

世帯収入の設問の選択肢における中間値を置換し、世帯人数の平方根で除した「等価世帯収入」を算出し、有効回答者全体の中央値の半分である 133 万円未満の世帯を「所得層Ⅰ」としました。該当世帯割合をみると、就学前児童保護者で 4.9%、小学生保護者で 6.6%、ひとり親で 38.9%となっています

以上の結果から、生活に困難さを抱える「所得層Ⅰ」世帯の正確な把握とともに、貧困状況にある子育て世帯やひとり親家庭等への経済的支援や公的制度の利用促進、ヤングケアラーへの支援、こども食堂などの支援団体や民生委員・児童委員等へ橋渡しができる地域ネットワークの構築強化と環境整備を推進する必要があります。

こどもは将来の夢を持ちながら、嫌なことや悩みも抱えている

小中学生の将来の夢についてみると、「ある」は 67.4%、「ない」は 31.8%となっており、夢がない理由については、「何も思いうかばないから」(59.1%) が最も高く、次いで「わからない」(20.2%) となっています。

いやなことや悩んでいる時に誰かに相談するかについてみると、「親」(62.5%) が最も高く、次いで「学校の友だち」(56.2%) 「担任の先生やほかのクラスの先生」(33.0%) 「きょうだい」(25.5%) となっています。一方、「だれにも相談できない」が 3.7%、「だれにも相談したくない」が 7.5%となっています。

大人になったとき、どのようになっているかについては、「仲間となかよく暮らしている」(そう思う：68.5%) が最も高くなっています。一方で、「結婚している」、「子どもを育てている」ではそう思うと回答した割合は各3割となっています。

小中学生の置かれている状況は一樣ではないことから一般化はできませんが、大人に頼ることができないこどもたちが含まれている可能性があります。

また、将来について考えることができていないこどもが一定数いることから、キャリア教育を始めとした将来について考え、話をする機会を設けることが求められています。

若者が気軽に相談できる場所の周知や体制づくりが必要

若者が社会生活や日常生活を円滑に送れない状態となったときの家族や知り合い以外の相談先、相談相手についてみると「相手が同じ悩みを持っている、持っていたことがある」(52.4%) が最も高く、次いで「相手が同世代である」(37.9%)、「無料で相談できる」(26.2%) となっています。一方、「誰にも相談したくない」は 6.8%となっています。

以上の結果から、家族や知り合い以外の相談先として、同世代であったり、無料で相談できるところを希望していること、同じ悩みを抱えている/いたことで、相談しやすくなることが分かりました。

今後、気軽に相談できる場所の周知や体制づくりなど、様々なニーズに即した支援施策について検討する必要があります。

ひとり親家庭が生活に困難さや負担を感じている

ひとり親家庭の現在の暮らしの状況についてみると、「大変苦しい」(42.5%)、「やや苦しい」(33.6%)、に次いで「普通」(23.0%)となっています。

祖父母等の親族に子どもをみてもらえると回答された方の状況をみると、「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」(37.5%)が最も高く、次いで「祖父母等の親族の身体的・精神的な負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」(34.1%)、「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」(25.0%)となっています。

以上の結果から、日々の暮らしに困難さや負担を感じているひとり親家庭が多く、ひとり親家庭への自立支援の必要性が高まっていることが分かります。

中津川市への愛着は高いが、定住するか分からない、結婚を望まない、という若者も多い

若者(15歳～39歳)の中津川市への愛着をみると、中津川市は「まあ好き」(45.6%)が最も高く、次いで「好き」(31.1%)、「あまり好きではない」(11.7%)となっています。

中津川市に住み続けたいかでは、「できれば住み続けたい」(47.6%)が最も高い一方、次いで「できれば離れたい」(18.4%)、「わからない」(18.4%)となっています。

また、若者の20年後のすがた「結婚しているか」についてみると、「そう思う」(40.8%)、「どちらかと言えばそう思う」(24.3%)に次いで、「どちらかといえばそう思わない」(18.4%)、「そう思わない」(15.5%)となっています。

以上の結果から、若者の中津川市への愛着は高い一方、中津川市から離れたい、住み続けるか分からない若者が4割近くおり、また結婚を望まない若者も多いことから、中津川市の魅力を高め、定住促進や結婚を望む人への支援など施策の推進が必要です。

4 第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画の評価

第二期計画（令和2年度～令和6年度）の重点事業に設定した指標と目標値については、以下のとおりです。

■ 重点事業における指標及び結果(達成度)

NO	事業名	指標	結果(達成度)
1	子育て支援情報ネットワーク事業 (子育て情報の提供)	子育てポータルサイト なかつっこアクセス数	一部達成 R6年度目標値：5,170 R5年度実績値：3,114
2	利用者支援事業	相談件数	目標達成 R6年度目標値：500件 R5年度実績値：1,408件
3	ひとり親家庭の相談支援	ひとり親世帯に対する 相談件数（延べ人数）	目標達成 R6年度目標値：600件 R5年度実績値：683件
4	乳幼児医療費等助成事業	義務教育終了までの子どもの 医療費の自己負担分の助成を 実施	目標達成 R6年度目標値：実施 R5年度実績値：実施
5	乳幼児健康相談事業	2歳児歯科健診・ 相談受診率	ほぼ達成 R6年度目標値：100.0% R5年度実績値：99.0%
6	要保護児童・DV防止対策 地域協議会活動の実施	会議・ケース会議の 実施回数	目標達成 R6年度目標：実施 R5年度実績：実施 協議会 代表者会議 1回 実務者会議 4回
7	子育て世代包括支援 センター	設置	目標達成 R6年度目標：設置 R5年度実績：設置
8	教育・保育の充実	年度末 待機児童数	目標達成 R6年度目標値：0人 R5年度実績値：0人
9	病児・病後児保育の実施	登録数	目標達成 R6年度目標値：300人 R5年度実績値：450人
10	学校規模等適正化基本 計画の推進	計画の推進	目標達成 R6年度目標：継続 R5年度実績：継続
11	命の教育の充実	実施	目標達成 R6年度目標：継続 R5年度実績：継続

NO	事業名	指標	結果(達成度)
12	絆プランの推進	週に4日以上読み聞かせを してもらう3～5歳児の 割合	ほぼ達成 R6年度目標値：90.0% R5年度実績値：82.3%
		「本を読むことが好き」と 回答した児童生徒数の割合	小ほぼ達成 中目標達成 R6年度目標値： 小学生 90.0% 中学生 75.0% R5年度実績値： 小学生 88.0% 中学生 79.0%
13	幼児教育推進事業	年間交流回数	目標達成 R6年度目標値 職員3回 園児・児童 3回 R5年度実績値 職員 3回 園児・児童 3回
14	障がいを持つ子への 支援の充実	発達支援クラスのある 保育園数	目標達成 R6年度目標値：3か所 R5年度実績値：3か所
15	放課後デイサービスの 充実	利用人数	目標達成 R6年度目標値：45人/日 R5年度実績値：37人/日
16	発達相談の充実	相談件数（延べ人数）	一部達成 R6年度目標値：2,000人 R5年度実績値：1,079人
17	学力アッププログラムの 推進	早寝早起き朝ごはん 家庭での実施率	目標達成 R6年度目標 幼保 85.0% 小学校 85.0% 中学校 80.0% R5年度実績 幼保 93.6% 小学校 90.5% 中学校 85.7%
18	絵本で子育て事業	子ども1人に対する実施 回数	目標達成 R6年度目標：実施 R5年度実績：実施
19	児童館・児童センター における世代間交流	交流行事回数	目標達成 R6年度目標：実施 R5年度実績：実施
20	放課後児童健全育成事業	待機児童数	目標達成 R6年度目標値：0人 R5年度実績値：0人
21	放課後子ども 総合プランの推進	一体型か所数	一部達成 R6年度目標：1か所 R5年度実績：1か所
22	スマートフォン・ 携帯電話・パソコンなどの 情報モラルの啓発	保護者への啓発と児童生徒 への講話の実施	目標達成 R6年度目標値：100.0% R5年度実績値：100.0%
23	子どもの安全を守る パトロール隊 (地域安全ボランティア 団体)の推進	登録団体数	目標達成 R6年度目標値：一般 75 団体 R5年度実績値：一般 89 団体
24	企業の意識向上の推進	岐阜県ワーク・ライフ・ バランス推進企業登録数	ほぼ達成 R6年度目標値：140社 R5年度実績値：106社



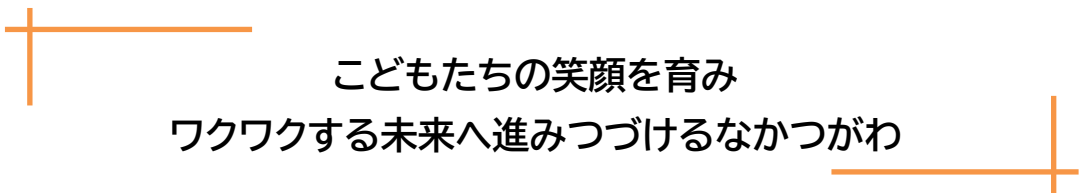
第3章

計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべてのこども・若者が健やかに成長・自立し、それぞれの場所で活躍することができるよう支援します。また、こども・若者・子育て家庭を地域・社会全体で支えていくことを目的として、本市の基本理念を次のとおり掲げます。



こどもたちの笑顔を育み ワクワクする未来へ進みつづけるなかつがわ

こどもたちが安心して成長し、楽しさや幸せを感じることができる環境をつくります。教育や地域活動を通じ、こども・若者と一緒に保護者や地域社会が成長するとともに、すべてのこども・若者が、心から未来に対して笑顔で希望や期待を持てるように、また「住み続けたい」と思えるよう、市全体が持続的に発展し、ワクワクする未来へ進み続ける中津川市を推進します。

上記の基本理念のもと、次の4つの基本目標を定めます

- すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！
- どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！
- 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！
- まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！

2 施策の体系

基本目標	基本施策
1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！	(1) こどもの誕生前から幼児期まで (妊娠・出産～小学校入学前まで)
	(2) 学童期・思春期（小学生・中学生・高校生）
	(3) 青年期（高校卒業後）
	(4) 複数のライフステージに掛かるもの
2 どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！	(1) 配慮が必要なこどもへの支援
	(2) 一体的な相談支援体制の推進
	(3) こどもの貧困対策の推進
3 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！	(1) 子育てや教育に関する経済的負担と心の負担の軽減
	(2) 安心してこどもを預けられる環境整備の推進
	(3) ひとり親家庭の自立支援の推進
4 まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！	(1) 仕事と子育ての両立支援
	(2) 安全・安心なまちづくり
	(3) 地域社会でこども・若者を支えていく仕組みづくり

3 計画の指標

基本目標(4つの柱)	こども計画アンケート項目	R5年度調査 現状	R10 年度調査 目標値
1. すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！	子育てが楽しいと感じる保護者の割合	就学前児童保護者 楽しい：31.2% (ふつう：56.8%) 小学生保護者 楽しい：22.0% (ふつう：60.3%)	就学前児童保護者 楽しい：80.0% 小学生保護者 楽しい：70.0%
2. どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！	今の自分が好きと言えるこどもの割合	好 き：41.6% (ふつう：36.1%)	好 き：70.0%
	今の生活に満足しているこどもの割合	満 足：62.0% (ふつう：19.4%)	満 足：70.0%
3. 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！	中津川市における子育ての環境や支援に対する満足度	就学前児童保護者 満 足：20.7% (ふつう：44.3%) 小学生保護者 満 足：19.3% (ふつう：44.4%)	満 足：70.0%
4. まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！	母親の就労状況 (就学前児童の母親の就労率)	就学前児童の 母親の就労率 80.1%	就学前児童の 母親の就労率 85.0%



第4章 施策の展開

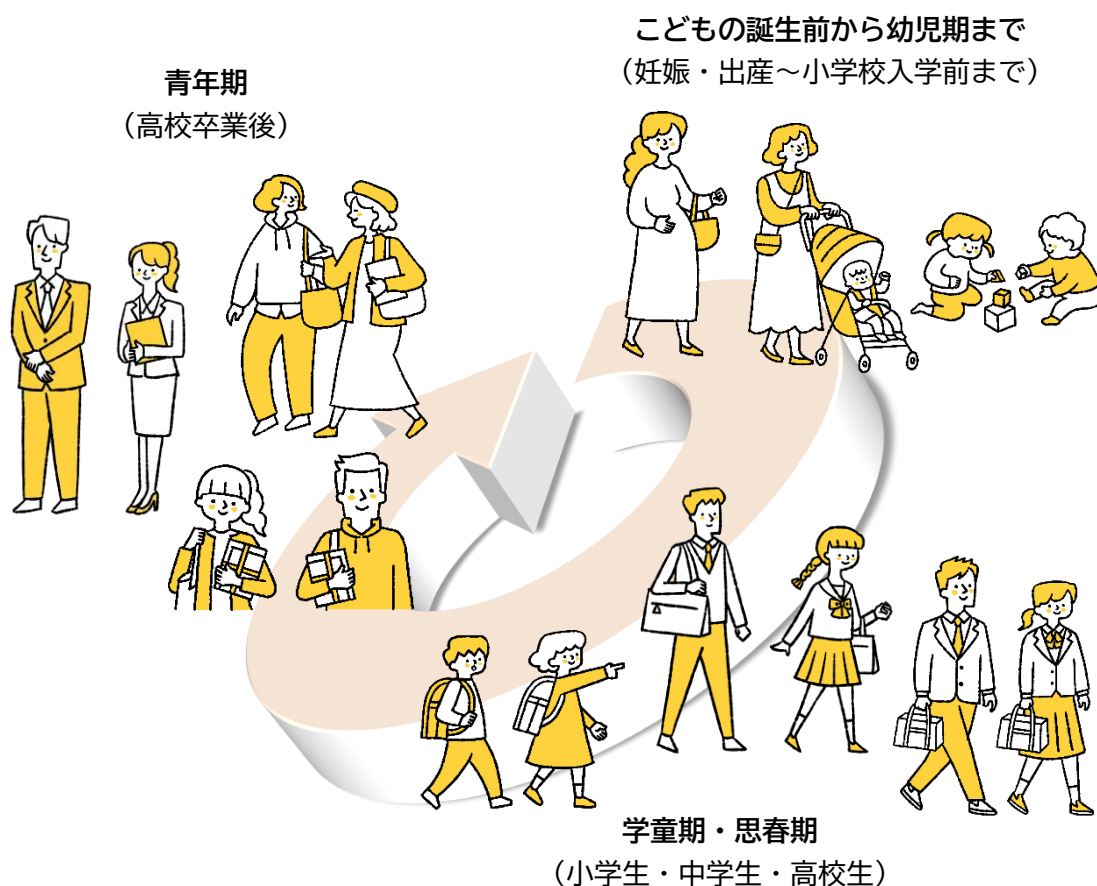
第4章 施策の展開

基本目標1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！



こどもや若者、子育て当事者の状況に応じ、健やかな成長と自己肯定感を育み、必要なサポートが特定の年齢で途切れることなく行われるよう、関係機関が連携して切れ目なく支援します。

■ ライフステージに応じた切れ目ない支援 循環イメージ



基本施策(1) こどもの誕生前から幼児期まで(妊娠・出産～小学校入学前まで)

- 母とこどもの健康の確保
- 就学前教育・保育、子育て支援の体制確保

安心して出産・子育てができるよう、母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、民間との協働を進め保育サービスの充実を図ります。

基本施策(2) 学童期・思春期(小学生・中学生・高校生)

- 生きる力を育む園・学校教育の充実
- いじめや不登校への対応
- 幼・保・小の連携

こどもの豊かな人間性や生きる力の基礎を培うとともに、社会環境の変化にも柔軟に対応し、主体的に生きていくことができるよう、生活・学習の基礎基本の習得と豊かな人間性を培う取り組みを進めます。

基本施策(3) 青年期(高校卒業後)

- 若者を呼び込む施策の推進
- 結婚・妊娠を望む人への支援

次代を担う若者の地域への愛着を図り、若い世代の生活の基盤の安定を図ることで、中津川市で暮らすことへの支援を行います。

基本施策(4) 複数のライフステージに掛かるもの

- こどもの権利保障、社会参画・意見反映
- 多様な子育て支援サービス環境の整備
- 家庭や地域での健全育成の推進

こども・若者の多様な人格・個性を尊重し、その最善の利益を図るとともに、地域ぐるみでこどもの育ちを支え、保護者や地域の人々が参画する支援の仕組みづくりを推進します。

基本目標2 どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！



育児不安や児童虐待の早期発見に努めるとともに、こどもの現在と将来が生まれ育った環境や障がい、貧困等によって左右されることのないよう、一体的な相談体制で支援します。

基本施策(1) 配慮が必要なこどもへの支援

障がいや医療的ケア、家庭の状況等の理由から支援を必要とするこども・若者を、関係機関の連携体制を強化して適切な支援・サービスにつなげます。

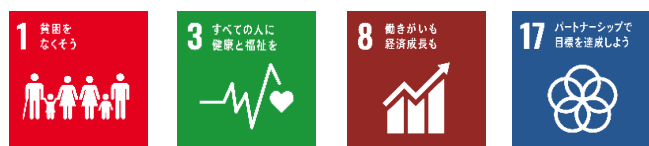
基本施策(2) 一体的な相談支援体制の推進

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援を行うこども家庭センターを核として、各機関が連携して必要な支援や情報・サービスの提供を行い、育児不安の解消や児童虐待の根絶を図ります。

基本施策(3) こどもの貧困対策の推進

貧困の状態にあるこどもや若者、ヤングケアラー等を支援し、貧困の連鎖を断ち切るとともに、こどもの健やかな成長や自立につなげます。

基本目標3 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！



子育て当事者が、経済的な不安や孤立感、過度な使命感や負担を抱かず、ゆとりを持ってこどもと向き合い、安心して子育てできるよう支援します。

基本施策(1) 子育てや教育に関する経済的負担と心の負担の軽減

経済的な理由でこどもを生み育てることが困難な状況とならないよう、各種手当等による経済的支援を行います。

また、子育てにおける不安や孤独感を感じないようサポートします。

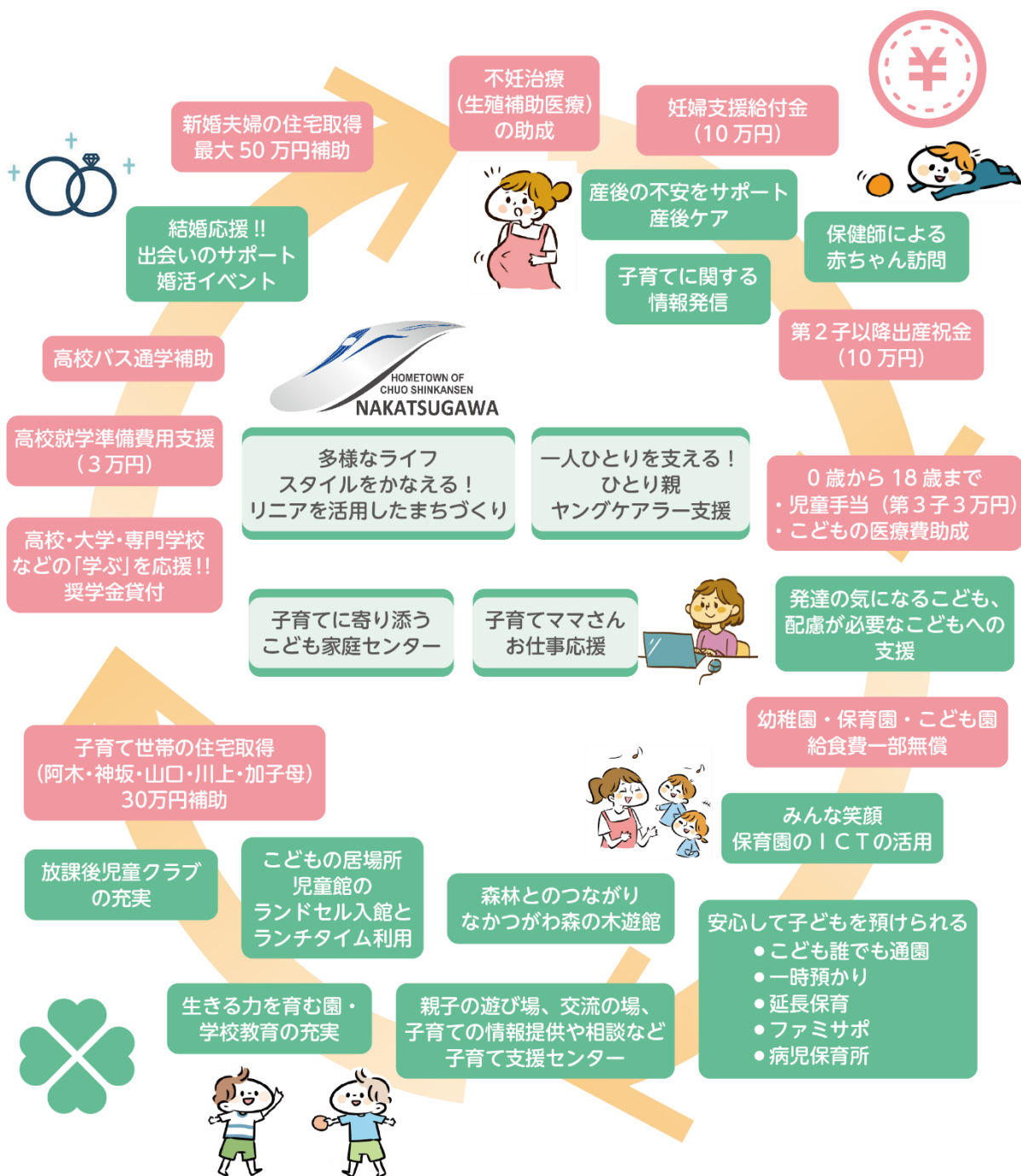
基本施策(2) 安心してこどもを預けられる環境整備の推進

子育てで当事者が孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、一時預かり等を拡充し、保護者がこどもと向き合えるよう支援します。

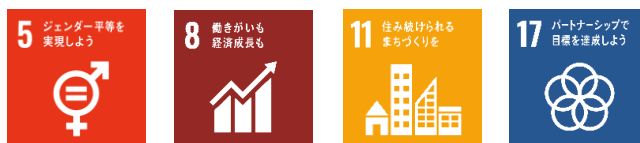
基本施策(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

当事者に寄り添った支援で、ひとり親が抱える課題や個別ニーズに対応し、就労支援や経済的支援等により、生活の自立・安定・向上を図ります。

■ 中津川市ライフステージごとのサポート



基本目標4 まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！



市民の望む結婚、出産及び子育てを可能としつつ、働く意欲を持つ全ての人が仕事を続けられるよう、柔軟な働き方が可能となる労働環境の整備や、こどもを犯罪から守る、社会全体の意識啓発を進めます。

基本施策(1) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立のため、保育サービスの充実に加え、子育てしやすい職場環境づくりへの働きかけを進めます。

基本施策(2) 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に子育てができ、快適に暮らせるまちづくりを目指すとともに、関係機関との連携・協力体制の強化を図り、交通事故や犯罪に巻き込まれないための対策を推進します。

基本施策(3) 地域社会でこども・若者を支えていく仕組みづくり

地域の人々や団体の協力を得て、こどもたちと異なる世代との交流を図り、地域ぐるみでこどもの育ちを支えます。

1 具体的な施策

※事業名における★印は、子ども・子育て支援法で法定化された事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。

基本目標1 すべてのライフステージに、切れ目ないサポートとワクワクを！

(1) こどもの誕生前から幼児期まで（妊娠・出産～小学校入学前まで）

■ 母とこどもの健康の確保

事業名	事業内容	担当課
★妊産婦健康診査	妊娠期の健康診査費用と出産後間もない時期の産婦に対する健康診査費用を一部助成し、経済的負担の軽減を図るとともに、母子の健康づくりにも寄与します。	健康医療課
妊婦に対する遠方の産科医療機関への交通費等の支援事業	安全安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を実現するため、遠方の産科医療機関等で健診・出産する必要がある妊婦に対して補助を行うことにより妊婦の経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課
★産後ケア	心身の不調や育児不安があり、かつ家族からの支援を十分受ける事ができないお母さんが、安心して子育てができるよう、委託医療機関等での宿泊や通所を通じて、心身のケアと育児相談を行います。	健康医療課
乳幼児健康診査	3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を行い、発達・発育状況の確認をし、育児不安の解消を図るとともにこどもの健やかな発達を促します。	健康医療課
★こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）	生後4か月までの乳児のいる家庭を保健師等が全戸訪問し、子育ての相談や子育てに関する情報提供を行い、育児不安の軽減を図ります。	健康医療課
健康相談事業	妊娠期から子育て期まで切れ目ない相談支援を行い、こどもの健やかな発達保障や育児不安への支援につなげます。	健康医療課
歯科保健事業	歯みがき教室（乳幼児、幼稚園、保育園、小中学校）を行います。医療機関委託による個別妊婦歯科健診を行います。	健康医療課
感染予防事業	予防接種法に基づき、定期接種を実施します。	健康医療課
妊娠期からの生活習慣病予防の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取り組みを実施します。	健康医療課
産科医療体制充実事業	里帰り出産の受入れ・分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部 (総務人事課)
就学前の「食育」指導の推進	幼稚園・保育園・こども園において四季を通じて、作物を育て、収穫し、調理をして食べる活動を通し食育に取り組み、身体や健康づくり、命の大切さ、仲間と協力し合うことを学びます。	幼児教育課
幼児相談（乳幼児の発達相談）	こどもの障がいや発達のつまづきを早期に発見し、適切な支援を行うために、乳幼児の発達相談を実施します。	幼児教育課

■ 就学前教育・保育、子育て支援の体制確保

事業名	事業内容	担当課
★子育て支援センターの運営 (地域子育て支援拠点事業)	親子の遊びの場、交流の場、子育て情報の提供と相談及びニーズに沿った育児支援を、市内7か所の子育て支援センターや既存の地域施設や保育園など身近な場所での出張ひろばで行います。	子ども家庭課
妊婦支援給付金	妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」です。妊婦に対して5万円、妊娠しているこどもの人数に応じて5万円を支給します。	子ども家庭課
児童手当の支給 (0～18歳)	家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的として児童手当を支給します。(3歳未満:1万5千円、3歳以上:1万円、第3子以降3万円)	子ども家庭課
岐阜県第2子以降 出産祝金	第2子以降の子が生まれた世帯に対し、児童一人につき10万円の祝金を支給します。(岐阜県事業)	子ども家庭課
多胎家庭支援事業	多胎児を妊娠した方や子育て中の方に対して、育児不安や負担を軽減し、安心して子育てができるよう関係機関と連携して継続的な支援を行います。	健康医療課
子ども医療費助成 事業(0～18歳)	18歳までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療分)を助成します。	社会福祉課
幼稚園・保育園・ こども園 学校施設の整備	学校施設・幼稚園・保育園・こども園施設の良好な教育環境の維持を図るため、安全性・耐久性を確保し、計画的かつ効果的な施設設備の保全に取り組みます。	教育企画課 幼児教育課
★幼児教育・保育の 充実(保育ニーズに 応える受入体制)	幼児期は人格形成の基礎を培う重要な時期であり、民間との連携と役割分担の下で、市民の幼児教育・保育ニーズに応える受入体制を整え、園児の健全な心身の発達と、生活の基礎基本の習得を図ります。	幼児教育課
幼稚園・保育園・ こども園における 子育て支援の充実	未就園児親子(0～2歳)を園に招き、在園児との交流や親への情報提供、子育て相談などの支援を行います。	幼児教育課
中津川市幼児教育・ 保育施設適正配置計画 の推進	こどもたちの育ちにとって望ましい適切な集団規模を確保するための施設配置の見直しや幼児教育・保育の一体化を行います。	幼児教育課
保育士等の勤務環境 の向上	こどもたちに適切な保育を提供するため、保育士・幼稚園教諭の労働環境を改善します。	幼児教育課
★こども誰でも通園 制度の推進	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促します。	幼児教育課
I C Tシステムの活用	公立保育園、幼稚園、こども園に保育所業務支援システムを導入し、欠席連絡、お便りなど保護者の利便性向上を図ります。	幼児教育課
給食費無償化事業	幼稚園・保育園・こども園に在籍する3歳以上児の給食費のうち、副食費分について月額4,800円を上限として無償化しています。	幼児教育課

(2) 学童期・思春期(小学生・中学生・高校生)

■ 生きる力を育む園・学校教育の充実

事業名	事業内容	担当課
命の教育の充実	自己肯定感と人間関係力を構築する力の育成を図ります。 情報モラル指導の強化を図るとともに、特別の教科・道徳など、教科との関連から指導の充実を図ります。 獣医師・助産師などとの連携を大切にし、命の授業を実施します。 地域や保護者との連携を大切にし、授業参観などを通して、一体となって学ぶ機会をつくります。	学校教育課 幼児教育課
絆プランの推進	園・学校での読書指導及び読み聞かせ、親子読書等、園・学校への啓発の充実により情緒豊かな心を育み、親子の絆を深めます。	学校教育課 幼児教育課
学力アッププログラムの推進	全園児・全児童生徒への学力アップシートの配布、保護者に対する学力アッププログラム手引の配布、HPによる情報提供を行います。各園・学校では生活習慣、学習習慣の改善をします。	学校教育課 幼児教育課
生活習慣病予防教室の実施	学校健診結果について学校教育課・養護教諭と連携し、学校健診後の生活習慣病予防について支援・協力します。	学校教育課
「食育」の推進	生活習慣病予防のための栄養・食生活改善の指導・支援を行います。関係機関と連携し、ライフステージに応じた取り組みを実施します。	学校教育課
外部評価を生かした園・学校運営の充実	幼稚園、小中学校において学校運営協議会委員による評価を実施し、PDCAによる保育・教育内容及び学校・園運営の充実を図ります。また、保育園は外部評価の導入を検討します。	学校教育課 幼児教育課
教育課題推進指定校活動の推進	「基礎的・基本的な内容の確実な習得と定着」の徹底と、「個性を生かし問題解決能力を重視した教育」の二面から教育を推進します。	学校教育課
外国語指導助手(ALT)の活用	外国語指導助手を全市立小中学校へ派遣します。	学校教育課
確かな学力のための指導充実	児童生徒の学習向上を目指して、小中学校到達度テストの実施と分析、副読本の整備、教師用指導資料の充実を図ります。	学校教育課
GIGA端末の活用	こども1人に1台タブレットパソコンを用意し、これまでの学習スタイルにICTを組み合わせた新たな学びを推進します。タブレットパソコンを効果的に活用することで、一人一人に応じた学びと他者との協働的な学びを進めます。	学校教育課
奨学金貸付制度	進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な方に対し、修学上必要な資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的とする制度です。	教育企画課

事業名	事業内容	担当課
学校規模等適正化 基本計画の推進	将来を担うこどもたちが、生活や学習の基礎基本の力を確実に身に付け、多様な価値観を培い、自立した社会人となる教育環境を整えることを目指します。 ①令和8年度：落合小・中学校と神坂小・中学校の統合 ②令和8年度：川上小学校と山口小学校を坂下小学校と統合 ③令和11年度：付知地区小学校統合 ※②③については、地域と協議の上進めます。	教育企画課 施設計画 推進室
高校就学準備等 支援金	お子さんの中学校卒業後、進学や就職等の準備費用に対する経済的な支援を行います。児童一人につき3万円を支給します。(岐阜県事業)	子ども家庭課
高校生バス通学 補助事業	経済的負担の軽減のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。	定住推進課
森林林業教育の実施	森林整備等の体験学習を実施することで、森林の働きや大切さを理解するとともに、林業への関心を深めます。	林業振興課
学校給食における 「地産地消」の推進	地元の新鮮な野菜や加工品などの農産物を活用した学校給食を提供することにより、学齢期から地産地消について学び、地元の生産者との交流を通じて農産物や農業への理解を深めます。	農業振興課

■ いじめや不登校への対応

事業名	事業内容	担当課
いじめ防止対策 (関係機関と団体の 連携)	中津川市におけるいじめの防止等のための基本的な方針(平成26年6月)に基づき、関係機関及び団体の連携を図り、いじめ防止対策を推進します。	防災安全課
子ども自立援助事業 (教育支援センター の運営)	学校不適応傾向の児童生徒の不登校の未然防止や、不登校児童生徒の学校復帰を目指すため、支援員等の派遣や設置、教育支援センター「あけぼの教室」「かやの木教室」、校内教育支援センターにおいて復帰のための支援を行います。	学校教育課
学力向上支援事業 (不登校対策指導 助手の配置)	不登校対策指導助手を配置し、心と体の健康調査からこどもたちの状況を確認しています。	学校教育課

■ 幼・保・小の連携

事業名	事業内容	担当課
幼児教育推進事業 (学びの連続性の保障)	小学校生活をスムーズにスタートさせるために、幼稚園・保育園・こども園・小学校が連携して、学びの連続性を保障するとともに、園児・児童一人ひとりの発達の見通しを共有することで、質の高い幼児教育・保育を展開し、小学校教育へとつなげます。	幼児教育課

(3) 青年期（高校卒業後）

■ 若者を呼び込む施策の推進

事業名	事業内容	担当課
新婚さん住まいる 応援事業	結婚5年以内のご夫婦の住宅取得等を応援します。補助額最大50万円。 （住宅の購入・増築に30万円。新築住宅の購入で10万円加算、市内に本店を置く事業者との契約で10万円加算）	定住推進課
空き家情報バンク	若者の住宅取得支援の一つとして、空き家の利活用を推進します。空き家情報バンクを運営し、空き家（売買・賃貸）を紹介します。	定住推進課
東京圏からの 移住支援	東京圏から中津川市に移住し、起業や就業する方への補助を行います。（単身60万円、世帯100万円、こども一人あたり100万円）	定住推進課
定住情報ポータルサイト 「中津川に住もう！」	移住定住に関する支援策や空き家情報バンクなどをまとめて紹介できるポータルサイトを運営しています。	定住推進課
子育て世帯住まいる 応援事業	阿木・神坂・山口・川上・加子母地区で住宅を取得する子育て世帯を応援します。補助額30万円。	定住推進課
coagari のソフト事業 強化	域学連携の拠点施設 coagari（こあがり）を中心に行っていた域学連携活動を中心市街地全体に広げ、学生が地域の方と交流しながら学ぶ姿を増やします。また、学生・地域・企業をつなぐプラットフォーム（Web サイト）を運営し、域学連携の情報を発信するなど、coagari のソフト事業を強化します。	市民協働課
リニアを活用した まちづくりの推進	リニア開業を見据え、多様なライフスタイルに対応した環境づくりや新しい分野の産業振興に取り組むなど、リニアを活用したまちづくりを推進します。	企画調整課
中津川・恵那 おしごとフェア	当地域で就職を希望する一般・パート求職者、大学生及びUターン希望者と地元求人事業所との出会いの場の創出と地域の雇用促進を目的とした就職説明会を行います。	商工振興課

■ 結婚・妊娠を望む人への支援

事業名	事業内容	担当課
生殖補助医療費の 助成	生殖補助医療を医療保険適用外で実施した体外受精及び顕微授精について、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。	健康医療課
結婚活動支援事業	未婚者の出会いのサポートとして、結婚相談員による結婚相談所を運営するとともに、婚活イベントを開催します。また、市内各地域の結婚支援活動補助を行います。	定住推進課
空き家情報バンク （再掲）	若者の住宅取得支援の一つとして、空き家の利活用を推進します。空き家情報バンクを運営し、空き家（売買・賃貸）を紹介します。	定住推進課

事業名	事業内容	担当課
新婚さん住まいの 応援事業 (再掲)	結婚5年以内のご夫婦の住宅取得等を応援します。補助額最大50万円。 (住宅の購入・増築に30万円。新築住宅の購入で10万円加算、市内に本店を置く事業者との契約で10万円加算)	定住推進課
産科医療体制 充実事業(再掲)	里帰り出産の受入れ・分娩体制の一層の充実を図ります。	病院事業部 (総務人事課)

(4) 複数のライフステージに掛かるもの

■ こどもの権利保障、社会参画・意見反映

事業名	事業内容	担当課
生徒会サミット	地域の魅力や課題を発見し、発信することで、社会参画の意識を育みます。	学校教育課
次期総合計画策定 事業 (こども・若者への 意見聴取)	将来の中津川市を担うこどもたちに対して中津川市のまちづくりに関するご意見をいただくため、中津川市内の小学5年生から中学3年生を対象としたアンケート調査を実施します。	政策推進課
次期こども計画 策定事業 (こども・若者への 意見聴取)	こどもや若者の状況やニーズを的確にとらえ、その意見を尊重し施策に反映させるため、こども計画に対する意見をこどもや若者自身から聴取します。	子ども家庭課
こども家庭センター の運営(再掲)	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課

■ 多様な子育て支援サービス環境の整備

事業名	事業内容	担当課
子育て支援情報の 発信	子育てポータルサイトなかつこやInstagramなどを活用し、子育て世帯がインターネット・スマートフォン等を利用して手軽に子育て情報の収集ができるよう積極的な情報発信を行います。 子育てに関する様々な施策や情報を安心子育てガイドにまとめ、母子健康手帳の交付時や各種窓口で配布し、情報提供を行います。	子ども家庭課
なかつがわ 森の木遊館の運営	こどもたちが木に触れ、木に親しみ、森林とのつながりを体感できる施設を運営します。	林業振興課

■ 家庭や地域での健全育成の推進

事業名	事業内容	担当課
国内交流事業	他県の市町との小学生の派遣並びに受入を通じて、こども同士の交流を図るとともに、自然、文化などに触れ合います。 ①長崎県対馬市（蛭川） ②名古屋市、豊田市稲武地区（市内全域）	生涯学習 スポーツ課
国際交流事業	中学生の海外研修を通じて、国際的な感覚を育むことで、将来を担うこどもたちの幅広い人材育成へとつなげます。	生涯学習 スポーツ課
子どもの夢推進事業	多様な体験、他地域のこどもたちとの交流を図るため、スポーツ少年団活動を支援します。 豊かな心と郷土愛を育むため、子ども金メダルを贈呈し「夢と希望」を提供します。 全小学校の5年生を対象に「こころのプロジェクト夢教室」を開催し、トップアスリートから「夢」「仲間の大切さ」を学ぶ機会を提供します。	生涯学習 スポーツ課
子ども会活動の推進	子ども会活動、小学生の交流イベント、小学生を対象としたリーダー育成研修会などを実施します。	生涯学習 スポーツ課
青少年健全育成事業の取り組み	児童が健やかに育ち、家庭や地域と適切な関わりがもてるよう、地域での見守りや補導活動、啓発活動などを実施します。 ・少年の主張大会 ・三世代交流 ・有害図書等立ち入り調査 ・青少年悩みごと相談	生涯学習 スポーツ課
家庭教育支援事業	家庭教育の充実を図るために、保護者などへ家庭教育に関する学習機会を提供します。 ・就学児健診などを活用した子育て講座、思春期子育て講座など ・職場における家庭教育の推進（職場で学ぶ「ワークライフバランスセミナー」） ・子育てマイスター養成講座 ・ノーバディーズパーフェクト講座 ・親子の絆づくりプログラム「ねんねの赤ちゃん、こんにちわ」講座 ・親同士の仲間作りや親子のふれあい、子育てについて学び合う学級を開催（乳幼児学級、子育てサロンなど）	生涯学習 スポーツ課
公民館図書室の活用	乳幼児期から学童期以降も、本に親しめる身近な場所として、公民館図書室の読書環境の整備と充実を進めます。	生涯学習 スポーツ課 図書館

事業名	事業内容	担当課
公民館まつり等の開催	各種利用団体、サークル、公民館講座生、幼稚園、保育園、小中学校などが一年間の成果を作品展示・ステージ発表を通じ、園児から高齢者までの交流を図ります。	生涯学習 スポーツ課
子どものスポーツ活動支援	青少年の健全育成、仲間・絆づくりを目的とした各種スポーツ教室及び各種軽スポーツ大会を開催します。 こどもたちの地域スポーツ活動が活発になるよう、情報の提供や助言など、主にスポーツ少年団の活動を支援します。地域が主体となり設立された総合型地域スポーツクラブの事業や教室開催にともなう活動に対し支援します。	生涯学習 スポーツ課
絵本で子育て事業	乳幼児健診の際に、ブックスタートとして年齢に合わせた適書を一人1冊手渡しします。家庭において親子で本にふれあう機会や本との出会いの場を提供することで、本を通して乳幼児期から豊かな心を育てます。	図書館
子どもの伝統芸能・文化活動事業	こどもの伝統芸能や芸術文化活動への参加を支援し、伝統芸能や文化活動に対する理解を深めるとともに、郷土への愛着を深めます。	文化振興課

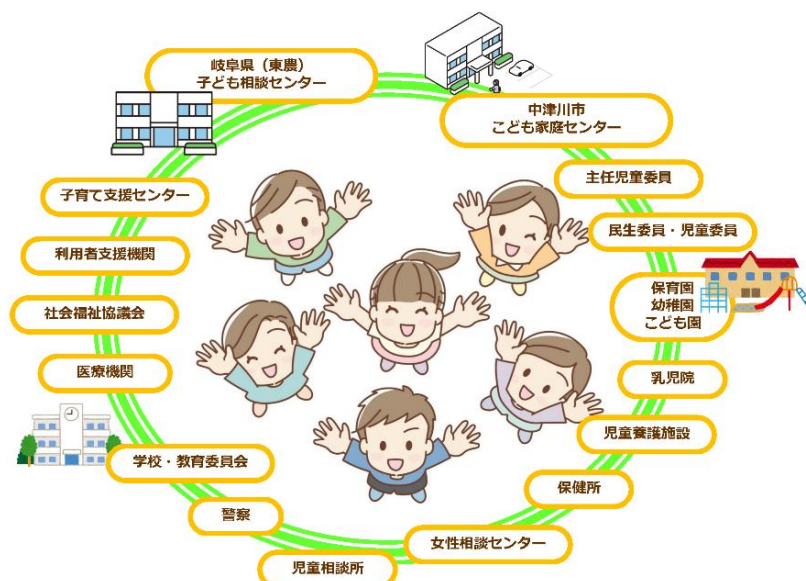
基本目標2 どんな困難も乗り越え、未来への道をひらく支えを！

(1) 配慮が必要な子どもへの支援

事業名	事業内容	担当課
障がい児を育てる親の交流促進	保護者同士が悩みを語り合う機会や、親子で楽しむ会（親子行事）を行い、親同士の交流を図ります。	発達支援センター
心身障がい児の子育ての学習促進	学習会等を実施して、保護者が障がいや発達について学び、我が子の障がいを受容し、子育てに生かしていけるよう促します。	発達支援センター
心身障がい児の発達支援事業の充実	早期療育・早期発見で繋がった発達支援の必要な乳幼児の発達の促進を図ります。また、障がいの軽減及び自立に向けて、通所児と保護者を支援します。	発達支援センター
専門療育スタッフによる指導	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門スタッフによる療育の充実を図ります。	発達支援センター
障がい児教育の充実（就学指導の充実）	医師、学校長などで組織し、心身に障がいのある子ども、生徒に対し、適切な就学指導を図ります。	学校教育課
特別支援教育の充実	小中学校などで、障がいのある子どもの一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応できる体制を整えます。	学校教育課
配慮が必要な子どもへの支援の充実	配慮を必要とする乳幼児が保育園等を利用する場合、教育・保育体制の確保と関係機関との連携を図り、よりよい育ちの支えとなるように支援をします。	幼児教育課
放課後デイサービスの充実	学校に通う障がいのある子どもに対して、放課後や長期休暇中に生活訓練を行う放課後等デイサービス事業所を通して、障がいのある子どもの生活能力の向上と社会的交流の促進を行います。	社会福祉課
障がい福祉サービスの提供	障がいのある子ども（18歳未満）に対して、自宅での介護等を行う居宅介護、日中に一時的に預かる日中一時支援、身体機能を補完する補装具の購入・修理など各種障がい福祉サービスを行います。	社会福祉課
重度心身障害者医療費助成事業	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。（所得制限あり）	社会福祉課
難聴児補聴器購入費等の助成	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある児童（18歳未満）に対し、言葉の習得や教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理費を助成します。	社会福祉課
放課後児童クラブ（障がい児受入推進事業）	放課後児童クラブにおける障がいのある子どもの受入を推進するために、必要となる専門職員の配置に要する経費の補助を行います。	子ども家庭課
★子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えられるよう、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭課

(2) 一体的な相談支援体制の推進

事業名	事業内容	担当課
★養育支援訪問事業	乳児家庭全戸訪問事業等により養育に支援が必要であると判断される家庭を保健師、子ども家庭支援員等が訪問し、養育に関する相談支援を行います。	健康医療課 子ども家庭課
こども家庭センターの運営	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課
★子育て支援センターでの子育てなんでも相談（利用者支援事業）	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整をします。また、子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」（基本型）や子育て家庭の身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談を行います。	子ども家庭課
★要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施	児童虐待や生活困窮など支援が必要なこどもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図るため、子ども相談センター、教育委員会、警察、保健センター等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し虐待を受けているこどもや、養育支援が必要であるこどもや保護者、妊婦に対し、関係機関で適切な支援を図ります。	子ども家庭課
★地域子育て相談機関の設置推進	中学校区に1カ所を目安に子育てに関する身近な相談機関を設け子育ての状況把握や、子育てに関する不安解消を図ります。	子ども家庭課
主任児童委員、民生委員・児童委員との連携推進	地域の見守りや相談・支援活動を行う、主任児童委員、民生委員・児童委員との連携を推進し、支援が必要なこどもや、生活困窮にあるこども、ひとり親家庭などの福祉の増進を図ります。	子ども家庭課 高齢支援課
若者の相談支援事業	若者が生活のなかで感じている悩みなどを聞き、関係機関へつなぎます。	子ども家庭課
生活困窮者自立支援事業	生活困窮に関する相談受付と自立に向けた支援を行います。	社会福祉課



(3) こどもの貧困対策の推進

事業名	事業内容	担当課
母子生活支援施設への入所（再掲）	施設への入所により、母子家庭の自立支援をします。	子ども家庭課
★要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施（再掲）	児童虐待や生活困窮など支援が必要な子どもや保護者、妊婦の早期発見や適切な支援を図るため、子ども相談センター、教育委員会、警察、保健センター等の関係機関が連携し、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議を開催し虐待を受けている子どもや、養育支援が必要である子どもや保護者、妊婦に対し、関係機関で適切な支援を図ります。	子ども家庭課
子どもの学習・生活支援事業	ひとり親等の子どもに対し学習支援や生活習慣の習得支援を行います。	子ども家庭課
こども食堂への支援	実施団体、関係団体と連携し、情報発信、物資の提供などを行います。	子ども家庭課
こども家庭センターの運営（再掲）	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課
★子育て世帯訪問支援事業（再掲）	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭や養育環境を整えられるよう、家事・子育て等の支援を実施します。	子ども家庭課
要保護・準要保護児童生徒への就学援助制度	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通うこどもを対象に給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を補助します。	学校教育課

基本目標3 子育てをする人に、笑顔とゆとりと喜びを！

(1) 子育てや教育に関する経済的負担と心の負担の軽減

事業名	事業内容	担当課
子ども医療費 助成事業（0～18歳） （再掲）	18歳までの子どもの医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。	社会福祉課
重度心身障害者 医療費助成事業 （再掲）	身体障害者手帳1～4級、療育手帳A1・A2・B1・B2、精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者の医療費の自己負担額（保険診療分）を助成します。（所得制限あり）	社会福祉課
難聴児補聴器 購入費等の助成 （再掲）	身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴のある児童（18歳未満）に対し、言葉の習得や教育における健全な発達を支援するため、補聴器の購入・修理費を助成します。	社会福祉課
高校生バス通学 補助事業（再掲）	経済的負担の軽減のため、遠距離通学の高校生の通学定期券購入費用に対して補助を行います。（補助額：定期券購入額から1カ月あたり6,000円を差し引いた額の1/2）	定住推進課
子育て世帯住まい 応援事業（再掲）	阿木・神坂・山口・川上・加子母地区で住宅を取得する子育て世帯を応援します。補助額30万円。	定住推進課
児童手当の支給 （0～18歳） （再掲）	家庭等の生活の安定と児童の健やかな成長を目的として児童手当を支給します。（3歳未満：1万5千円、3歳以上：1万円、第3子以降3万円）	子ども家庭課
妊婦支援給付金 （再掲）	妊娠・出産時の関連用品の購入や子育て支援サービス等の利用負担軽減を図る「経済的支援」です。妊婦に対して5万円、妊娠しているこどもの人数に応じて5万円を支給します。	子ども家庭課
岐阜県第2子以降 出産祝金（再掲）	第2子以降の子が生まれた世帯に対し、10万円の祝金を支給します。（岐阜県事業）	子ども家庭課
高校就学準備等 支援金（再掲）	お子さんの中学校卒業後、進学や就職等の準備費用に対する経済的な支援を行います。児童一人につき3万円を支給します。（岐阜県事業）	子ども家庭課
奨学金貸付制度 （再掲）	進学の意欲と能力を有しながら経済的理由により修学困難な方に対し、修学上必要な資金を貸与し、有用な人材を育成することを目的とする制度です。	教育企画課
給食費無償化事業 （再掲）	幼稚園・保育園・こども園等に在籍する3歳以上児の給食費のうち、副食費分について月額4,800円を上限として無償化しています。	幼児教育課
要保護・準要保護 児童生徒への就学援 助制度（再掲）	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通うこどもを対象に給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を補助します。	学校教育課
こども家庭センター の運営（再掲）	すべての子育て世帯に対する包括的な支援体制の中心として「こども家庭センター」を運営し、地域資源や支援メニューを活用しながら、専任の相談員や支援員が妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援や、要支援家庭やヤングケアラー、ひとり親家庭など困難な状況にある子育て世帯やこどもへの支援を行います。	子ども家庭課

事業名	事業内容	担当課
★利用者支援事業 (再掲)	子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供、相談・助言、関係機関との連絡・調整をします。また、子育て支援センターに利用者支援専門員を配置し、「子育てなんでも相談窓口」(基本型)や子育て家庭の身近な場所で気軽に相談できるよう出張相談を行います。	子ども家庭課
★地域子育て 相談機関 (再掲)	中学校区に1カ所を目安に子育てに関する身近な相談機関を設け子育ての状況把握や、子育てに関する不安解消を図ります。	子ども家庭課

(2) 安心してこどもを預けられる環境整備の推進

事業名	事業内容	担当課
★病児・病後児保育 の実施 (くりっこハウス)	児童が「病気」または「病気の回復期」であり、集団保育が難しく、保護者が仕事や病気、冠婚葬祭などにより家庭で保育ができない場合に一時的に預かり、保護者の就労支援を行います。	子ども家庭課
★放課後児童健全 育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、家庭に代わる生活の場として、放課後児童クラブを実施します。地域の実情に応じた開所時間の延長ができるよう、支援を行います。	子ども家庭課
★ファミリー・ サポート・センター の充実	ファミリー・サポート・センターによる一時預かりなど相互援助活動を充実させるため、子育て中の保護者会員(サービス利用者)の利用促進と有償ボランティア(サポーター会員)の確保を市内全域で広げます。	子ども家庭課
★子育て短期支援 (ショートステイ) の実施	児童を養育している家庭の保護者が疾病、事故、冠婚葬祭などにより家庭での養育が一時的に困難な場合、児童養護施設等を活用して、宿泊をともなう子育て短期支援事業を実施します。(原則7日以内)	子ども家庭課
★延長保育の実施	保護者の就労形態の多様化などに対応するため、保育園、こども園において午後6時から7時までの延長保育を行います。	幼児教育課
★未満児保育の推進	3歳未満児を公立・私立保育園、こども園、小規模保育施設等で受入れます。	幼児教育課
★一時預かりの実施	保護者が仕事・傷病・看護・冠婚葬祭等で、一時的に児童を家庭で保育できない事情に対応するため、児童を次の施設で一時預かり児童として受入れ、保護者を支援します。 ・保育園(東さくら保育園、坂本さくら保育園) ・こども園(にしこまの森、南さくら幼稚園) ・小規模保育事業所(家庭保育園くっく)	幼児教育課
★こども誰でも通園 制度の推進 (再掲)	保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促します。	幼児教育課
幼稚園の長期休業中 の保育の推進	夏休み・冬休み・春休みに預かり保育を実施します。	幼児教育課

(3) ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名	事業内容	担当課
ひとり親医療費 助成事業	ひとり親家庭の経済的不安解消のため、母子・父子世帯等の医療費の自己負担（保険診療分）を助成します。 （所得制限あり）	社会福祉課
要保護・準要保護 児童生徒への就学援助 制度（再掲）	母子家庭などで経済的に苦慮する家庭に対して、小中学校に通うこどもを対象に給食費、学用品費、修学旅行費などの一部を補助します。	学校教育課
ひとり親家庭の自立 支援相談	子ども家庭課にひとり親家庭自立支援員を配置し、ひとり親家庭の日頃の生活にかかわる悩みなどの相談に応じ、問題解決にあたります。	子ども家庭課
児童扶養手当の支給	離婚・死別などでひとり親となった世帯や父または母が重度の障がいをもつ世帯の生活の安定と自立を助け、児童の心身の健やかな成長を目的として支給します。	子ども家庭課
母子生活支援施設への入所	施設への入所により、母子家庭の自立支援をします。	子ども家庭課
高等職業訓練 促進給付金	ひとり親家庭のお父さんやお母さんが経済的自立に効果の高い資格を取得するため、6か月以上の養成機関で修業する場合に、その生活費の負担軽減を図るため支給します。	子ども家庭課
自立支援教育訓練 給付金	ひとり親家庭のお父さんやお母さんの就業を支援するため、指定された講座を受講した場合、その受講料の一部を支給します。	子ども家庭課
母子父子寡婦福祉 資金貸付制度	ひとり親家庭並びに寡婦の方の経済的自立の助長を図り、扶養している児童の福祉増進に役立てるため、様々な資金を融資します。	子ども家庭課
病児保育所使用料の 減免	ひとり親世帯や多子世帯（こどもが3人以上の世帯）の方が病児保育所（くりっこハウス）を利用した際の使用料を減免します。	子ども家庭課

基本目標4 まち全体で力を合わせ、こどもを育む環境づくりを！

(1) 仕事と子育ての両立支援

事業名	事業内容	担当課
子育てママさん お仕事なんでも講話	子育て支援センターにて、子育て中の母親の仕事さがしや不安な事を講座を通して話し合ったり、各種保険や就活雑学を知ってもらうことを目的に行います。	商工振興課
勤労者総合支援センター (ワーカーサポート センター) の充実	勤労者が充実した職業人生を送り、安心して暮らし続けられるため、困っていることや生活改善などに関する各種相談及び各種セミナー・講習会の開催、人材活用の支援などを行い、勤労者を総合的に支援します。	商工振興課
子育てママ再就職 支援事業	子育て中の母親の再就職に向け、ホームページで、就活事例や企業情報等の紹介、ワーカーサポートセンターで就職相談を行います。	商工振興課
企業の意識向上の 推進 (ワーク・ライフ・ バランス)	中小企業等に対して事業所訪問などを行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発活動を実施します。また、仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む事業所を増やします。	商工振興課 市民協働課
市民の意識向上 (ワーク・ライフ・ バランス)	男女の性の違いにとらわれない意識の醸成や、ワーク・ライフ・バランスの考え方を普及させるため、広報紙・ホームページなどを活用した情報の提供や学習会等を開催します。	市民協働課

(2) 安全・安心なまちづくり

事業名	事業内容	担当課
交通安全教室の開催	幼稚園・保育園・こども園・小中学校での交通安全教室を開催します。	防災安全課
スマートフォン・ 携帯電話・パソコン などの情報モラルの 啓発	情報教育、道徳教育において、よりよい人間関係を築いていくことや、犯罪等に巻き込まれないために、必要な知識とモラルを身につけるよう働きかけます。	防災安全課 学校教育課
子どもの安全を守る パトロール隊 (地域安全ボランティア 団体)の推進	こどもたちの安全を守るため、地域でパトロール隊を組織し、学校と連携してこどもたちの登下校を見守ります。また、登下校中の声掛けなどから地域のひととこども達のふれあいの場とすることを目的とします。	防災安全課 学校教育課
子どもの安全を守る家 の推進	こどもたちを犯罪や危険から守るための「子どもの安全を守る家」(子ども110番の家)の指定を推進します。	学校教育課
不審者対応教室の 開催	連れ去り防止や不審者対応の訓練を実施し、不審者などからの事件・事故などを未然に防ぐ心構えや体制づくりを推進します。	学校教育課
防犯ブザーの配布	通学等の安全確保のため新入学及び転入児童全員へ防犯ブザーを配付します。	教育企画課
都市内公園などの 安全強化	公園の施設点検と維持管理を行うことで、施設の安全性の向上を図り、誰もが安心して憩うことができる公園を提供します。	建設課

(3) 地域社会で子ども・若者を支えていく仕組みづくり

事業名	事業内容	担当課
子育てボランティア支援	子育て支援団体、読み聞かせサークルなどの各種ボランティア団体への支援を行います。	生涯学習スポーツ課
三世代交流の推進	子・親・祖父母が地域行事、教育・保育機関の行事において、昔の遊びや食べ物を通して交流することにより、地域の教育力の向上を目指します。	生涯学習スポーツ課
老人クラブと園児・児童との交流	各地区老連主催の花植えや芋掘り、一斉清掃において、園児・児童が高齢者と一緒に参加することでふれあい交流を行います。	高齢支援課
コミュニティスクール（学校運営協議会制度）	保護者や地域住民の意見を学校運営に反映しながら、地域とともにある学校づくりを進め、地域で子どもたちの「よりよいひとりだち」を目指します。	学校教育課
放課後子ども教室の実施	小学校区内の子どもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設けるとともに、地域が自主的に運営する教室の支援を行います。 放課後児童クラブとの連携による一体的な実施、学校・地域・家庭が連携し、子どもたちの放課後対策を行います。	子ども家庭課
児童館・児童センターの運営	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として、児童センター（2館）児童館（2館）に児童厚生員を配置し、運営します。	子ども家庭課
児童館・児童センターのランチタイム利用	保護者が仕事などで日中家にいない家庭の放課後児童クラブ（学童）を利用していない児童を対象に、孤食問題対応のため、夏休みなどの学校の長期休暇時に昼食時間（ランチタイム）に集団で昼食する場を提供します。	子ども家庭課
児童館・児童センターにおける世代間交流	子育て支援の行事の1つとして老人クラブや地域のボランティア等と子育て親子の交流行事を行います。	子ども家庭課
園での地域住民との交流活動の推進	地域の伝統行事、地域行事、老人会行事、作品展出展など、行事に参加することにより、伝統や風習にふれながら交流を図ります。	幼児教育課
多文化共生社会の推進 （外国にルーツを持つ子どもや保護者への支援）	外国にルーツを持つ子どもや保護者など、国籍の違いに関わらず、お互いの文化や考え方を尊重し、安心して快適に暮らすことのできるまちづくりを推進します。	市民協働課



第5章

量の見込みと確保方策

第5章 量の見込みと確保方策

1 量の見込みと確保の内容の設定にあたって

(1)教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、地理的条件・人口・交通事情・その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者やこどもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとされています。

本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業については、中心市街地の施設は周辺部の各地域からの利用があることや、周辺部の施設においても地域間での利用があるため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は全市1つとして設定します。ただし、確保方策については、地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件などを考慮したうえで進めていきます。

■区域設定に係る中津川市における各種条件

地理的条件	市域は東西に 28km、南北に 49km と広大であり、中心部までの距離、山間地域特有の高低差がある地形となっている。加子母、阿木、蛭川では下呂市、恵那市に隣接していることから、中津川市内での就労や生活物資の購入等に加え、隣接市における就労等も想定される。
人口	全域に分布はあるが、人口減少の傾向にある。特に山間地域では、少子高齢化が進んでいる。
交通事情	南北に国道 19 号、257 号が中心部への導線となっており、中心部から最も遠い地域では車で 50 分ほど要する。このような地理的要因によって移動には自家用車の利用が多い。鉄道では名古屋から松本を結ぶ路線の岐阜県最東端の中核的な駅となっている。
社会的条件	平成 17 年 2 月に中津川市と旧恵北地域及び山口村との市町村合併を行い現在の中津川市になったが、合併以前から各地域の生活の拠点として、工業団地を中心とした就労、高等学校等への就学等、旧中津川市中心部への移動の状況がある。
市内教育・保育施設利用の流動状況	中心部には幼稚園・保育園（未満児保育の受入れ）施設が複数存在することから、市内各地域から中心部の教育・保育施設の利用が見受けられる。また、周辺部の地域においても地域間での施設利用が見受けられる。
教育・保育施設の整備状況	市街地では、公立・私立の幼稚園・保育園が設置されているのに対して周辺部では、幼稚園、保育園またはこども園のいずれかの設置が多く、特に未満児保育の受入れの無い施設もある。また、少子化の進展により、適正なクラス規模が保たれていない園（地域）も発生している。



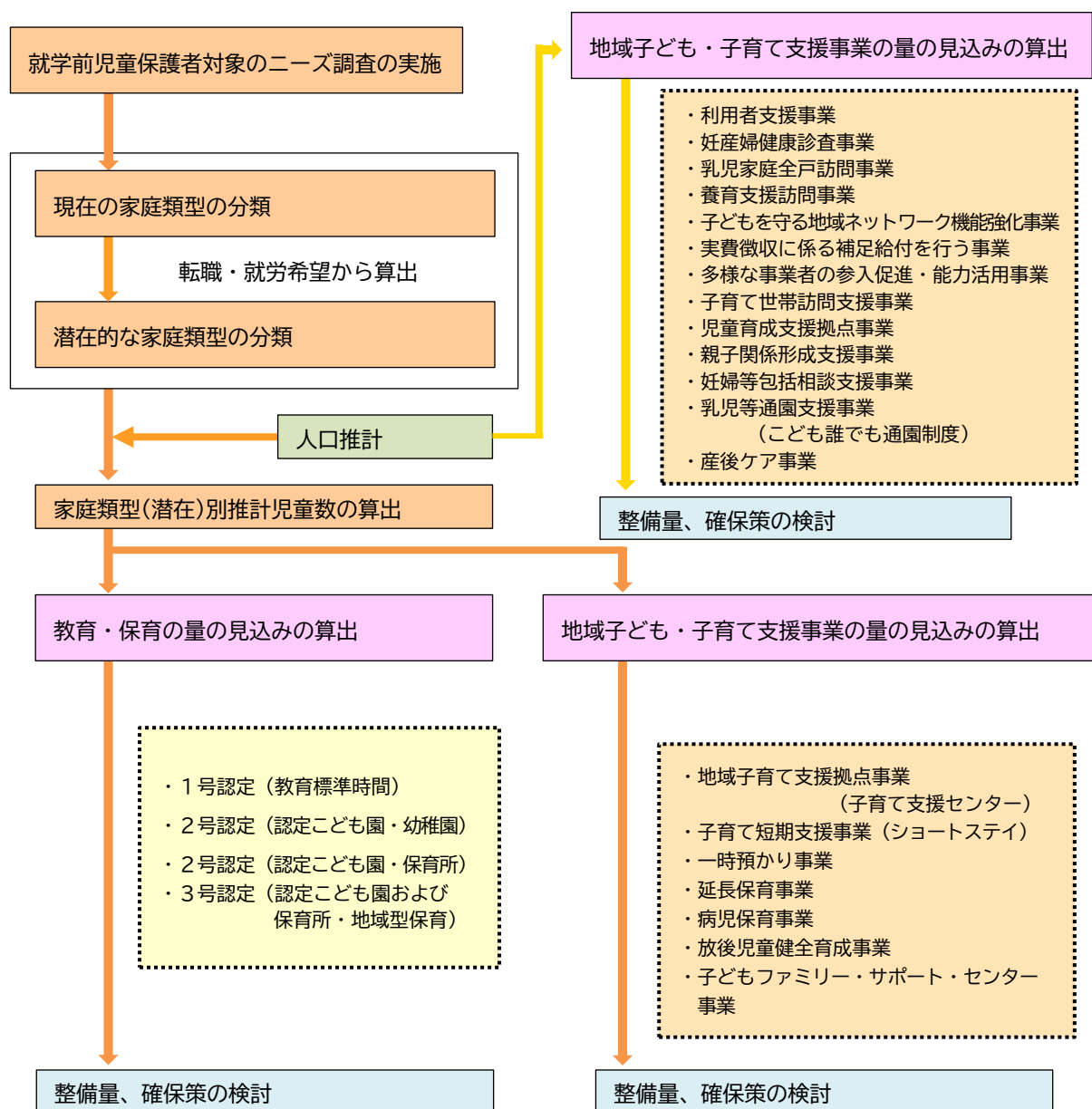
市内の各種条件や状況から、中津川市は教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、全市1つとして設定します。

(2)目標事業量の設定

国の方針では、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況および潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握した上で、令和7年度を初年度とする5年間の教育・保育事業および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容およびその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和6年2月より実施した「中津川市こども計画策定に関するアンケート調査」をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、目標事業量を設定しています。

■ 目標事業量の見込みの算出の流れ



(3) 教育・保育に関する施設

確保方策に関する施設は以下のとおりです。

■ 教育・保育に関する施設

施設	内容
幼稚園	3歳から小学校入学前までの幼児に対して、園生活全体を通して総合的に教育を行う教育施設です。
保育所	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、就労等のため家庭保育のできない保護者に代わり養護と教育を一体的に行う保育を提供する児童福祉施設です。
認定こども園	0歳から小学校入学前までの乳幼児に対して、保護者の就労状況等により在園時間の異なる乳幼児を受け入れ、教育と保育を一体的に提供する施設です。 地域の子育て支援の役割も担います。
地域型保育事業	原則として保育が必要な3歳未満のこどもを保育所より少人数の単位で、保育する事業です。 小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業があります。
認可外保育施設	児童福祉法に基づく県知事等の認可を受けていない保育施設ですが、児童を保育するのにふさわしい内容や環境を確保しているかを確認するため、原則として県が年1回以上の立入調査を実施しています。 企業が従業員の働き方に応じた柔軟な保育サービスを提供するために設置する企業主導型保育事業もこれにあたります。

(4) 認定区分と家庭類型

① こどものための教育・保育給付認定の区分

国が示している給付支給要件（年齢と内閣府令で定める「保育の必要性」の認定）によって、3つの認定区分（1号認定、2号認定、3号認定）に分かれます。

また、認定区分によって、給付を受給できる施設・事業が異なります。

■ 認定区分

認定区分	支給要件
1号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、2号認定のこども以外のもの
2号認定	満3歳以上の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
3号認定	満3歳未満の小学校就学前のこどもであって、保護者の労働または疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの

■ 利用可能施設

		1号認定	2号認定		3号認定
対象となる こども		3歳以上	3歳以上		3歳未満
		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園				
	保育所				
	認定こども園				
	地域型保育事業				

②家庭類型

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量（見込み量）を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。そのため、アンケート調査結果を基に、対象となるこどもの父母の有無、就労状況からタイプA～Fの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、「現在の家庭類型」と母親の就労意向を反映させた「潜在的な家庭類型」の種類ごとに算出します。

■ 家庭類型

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (育児休業等含む)	パートタイム就労 (育児休業等含む)			現在は就労していない 就労したことがない
				120 時間以上	120 時間未満 64時間以上	64時間未満	
ひとり親		タイプ A					
フルタイム就労 (育児休業等含む)			タイプ B	タイプ C	タイプ C'	タイプ D	
パートタイム就労 (育児休業等含む)	120 時間以上		タイプ C	タイプ E	タイプ E'		
	120 時間未満 64時間以上		タイプ C'				
	64時間未満						
現在は就労していない 就労したことがない			タイプ D			タイプ F	

区分	内容
タイプA	ひとり親家庭（母子または父子家庭）
タイプB	フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
タイプC	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月120時間以上＋64時間～120時間の一部）
タイプC'	フルタイム・パートタイム共働き家庭 （就労時間：月64時間未満＋64時間～120時間の一部）
タイプD	専業主婦（夫）家庭
タイプE	パートタイム共働き家庭 （就労時間：双方が月120時間以上＋64時間～120時間の一部）
タイプE'	パートタイム共働き家庭 （就労時間：いずれかが月64時間未満＋64時間～120時間の一部）
タイプF	無業の家庭（両親とも無職の家庭）
※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています	

2 量の見込みと確保の内容

(1)教育・保育に関する基本的な考え方

教育・保育の確保の方策については、中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画に基づき、次の「基本的な考え方」により、進めていきます。

民間との協働を図りながら、認定こども園化を含めたなかで公立園の再編についての検討を進め、適正な集団生活の場の確保と未満児の受入れのニーズに応えます。

【基本的な考え方】

- 公立と民間の役割分担を明確化し、民間との協働を進めます
- 認定こども園化を進めます
- 集団規模の適正化を図るため、公立園の適正配置を進めます
- 発達支援クラスは健常児と交流ができるよう健常児クラスと併設します

(2)教育・保育の量の見込みと確保の内容

アンケート調査結果をもとに、国から示された「市町村子ども・子育て支援事業における量の見込みの算出等のための手引き」に基づき、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を算出しました。しかし、本市の事業の提供状況と合致しない算出方法であったり、適切に利用ニーズを把握できない事業がみられたりしたことから、実態に即した今後の見込みを行うために、必要に応じて算出したニーズ量に補正を行い、量の見込みを設定しました。

① 1号認定・2号認定（教育ニーズ）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）					
1号認定	308	283	275	267	269
2号認定（3～5歳）	93	86	83	81	81
小計	401	369	358	348	350
②確保方策					
1号認定 2号認定（3～5歳）	584	584	584	584	584
特定教育・保育施設 1号認定、2号認定（3～5歳）	289	289	289	289	289
上記に含まれない幼稚園※1 1号認定、2号認定（3～5歳）	295	295	295	295	295
②-①	183	215	226	236	234

※1 特定教育・保育施設に該当しない（新制度に未移行の）幼稚園

② 2号認定（保育ニーズ）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）					
2号認定（3～5歳）	904	831	807	785	791
②確保方策					
2号認定（3～5歳）	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
特定教育・保育施設 2号認定（3～5歳）	1,170	1,170	1,170	1,170	1,170
企業主導型保育施設 2号認定（3～5歳）	-	-	-	-	-
上記以外の認可外保育施設 2号認定（3～5歳）	-	-	-	-	-
②-①	266	339	363	385	379

③3号認定（保育ニーズ）

単位：人

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（必要利用定員総数）					
0歳	27	25	25	24	24
1歳	191	176	171	166	167
2歳	227	209	203	198	199
小計	445	410	399	388	390
②確保方策					
0歳	82	82	82	82	82
1歳	214	214	214	214	214
2歳	249	249	249	249	249
小計	545	545	545	545	545
②-①	100	135	146	157	155
特定教育・保育施設					
0歳	73	73	73	73	73
1歳	194	194	194	194	194
2歳	237	237	237	237	237
地域型保育事業※1					
0歳	8	8	8	8	8
1歳	19	19	19	19	19
2歳	11	11	11	11	11
企業主導型保育施設					
0歳	1	1	1	1	1
1歳	1	1	1	1	1
2歳	1	1	1	1	1
上記以外の認可外保育施設					
0歳	-	-	-	-	-
1歳	-	-	-	-	-
2歳	-	-	-	-	-

※1 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

保育利用率の目標値

	推計				
	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
満3歳未満児数	1,097人	1,081人	1,052人	1,031人	1,012人
3号認定こどもの利用定員数	545人	545人	545人	545人	545人
保育利用率	49.7%	50.4%	51.8%	52.9%	53.9%

(3)地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

① 利用者支援事業

【事業概要】

こども及びその保護者等、または妊娠している人がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、関係機関との連絡調整等を実施し必要な支援を行います。

地域子育て支援拠点等の身近な場所で、当事者の目線に立ち、寄り添った支援を実施しながら、地域との連携を図る「基本型」と、保健センター等で専門職が、妊娠期から子育て期にわたるまでの相談、情報提供、支援プランの策定などを行う「こども家庭センター型」があります。

【現状】

平成28年12月に子育て支援センターほっとけーきに、子育てに関する総合相談窓口としての「子育てなんでも相談（専用ダイヤル）」を基本型として開設し、相談者を適切な支援先につなげ、育児不安の軽減を図りました。また、利用者支援専門員を育成し、子育て支援センターや児童館、乳幼児学級等に出向き出張相談支援を行いました。

【今後の方向性】

安心して産み育てる子育て支援を充実させるため、妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援の機能をもつ「こども家庭センター」を令和6年度に開設しました。

関係機関と更に連携した体制を充実させていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2か所	4か所	8か所	10か所	10か所
実施か所数（確保方策）	2か所	4か所	8か所	10か所	10か所

② 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業概要】

乳幼児とその保護者の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供や助言、その他の援助を行う事業です。

中津川子育て支援センターほっとけーき、中津川市子育て支援センターどーなっつ、加子母子育て支援センターくるりんぱ、坂本子育て支援センター、ひと・まちテラス子育て支援センター、蛭川子育て支援センターひるかわっこ、やさか子育て支援センターの7か所と苗木、福岡、落合、付知地区で出張ひろばを行っています。

【現状】

市内7か所の子育て支援センターでの子育てひろばや各種教室を開催し、子育ての孤立化を防ぎ、育児不安を解消するための支援を行っています。

未設置地域には、公民館や公立幼稚園・保育園などの身近な場所に出向き、「出張ひろば」や「おしゃべり会」を行い地域のニーズに応えています。保護者へのアンケート調査では、子育てに関する相談ができる人や場所が「いる/ある」と回答した人が増加しているものの「いない/ない」と回答した人も微増しているため、事業の周知が必要です。

【今後の方向性】

子育て支援センターにおける年齢に合わせた各種ひろばの開催や、子育て相談、情報の提供、その他の援助を行うとともに、事業の積極的な情報発信を行い、子育て世帯への周知に努めます。

各子育て支援センター間の連携を図り、合同での研修等を行い、職員の質の向上に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	31,962人	30,450人	29,946人	29,190人	28,665人
実施か所数（確保方策）	7か所	7か所	7か所	7か所	7か所

③ 妊産婦健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づく健康診査を実施することにより、妊産婦の健康保持及び増進を図ることを目的とします。

【現状】

妊娠届出をした人に対して、妊婦健康診査受診票14回分と産婦健康診査受診票2回分を交付し、妊産婦健康診査費用の一部助成を行っています。

子育てに不安を感じる親も増えているため、母子の健康を確保するとともに、安心して子育てができるよう妊娠期からの継続した支援が必要です。

【今後の方向性】

安心・安全な出産を迎えるため、個々の状況に応じた保健指導等妊娠期からの健康管理を一層充実していく必要があります。産後間もない時期の心身の健康状態を確認し、必要な支援につなげていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	450人	450人	440人	440人	430人
実施体制（確保方策）	実施場所：国内医療機関 実施体制：健康医療課で母子健康手帳交付時・転入妊婦に受診票を発行 検査項目：【妊婦】基本健診、初回血液検査、子宮頸がん検診、超音波検査、クラミジア核酸同定検査、B群溶血性連鎖球菌（GBS）、血算、血糖 【産婦】基本健診、エジンバラ産後うつ病質問票 実施時期：【妊婦】分娩まで 【産婦】産後8週間まで				

④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業概要】

乳児家庭全戸訪問事業は、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問して、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスに結びつける事業です。

【現状】

健康医療課の保健師、助産師が訪問を実施しています。子育て環境の変化により、子育ての不安や悩みに対する支援の強化が求められています。

【今後の方向性】

全戸訪問について、里帰り出産を含め、訪問実施率が下がることがないように実施していきます。また、育児不安や養育能力の不足などのケースは、継続した支援につながるよう、状況把握等を実施していきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	380件	380件	370件	370件	360件
実施体制（確保方策）	実施体制：健康医療課の保健師、助産師が訪問実施 相談内容：①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

⑤-1 養育支援訪問事業

【事業概要】

養育支援訪問事業等は、養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児援助）を行う事業です。

【現状】

妊婦、こどもや子育て家庭に対するニーズを把握しながら多様化する事案に対し、保健師、助産師、保育士等が訪問を実施しています。

【今後の方向性】

こども家庭センターにおいて、養育支援訪問が必要と判断したこども、子育て家庭に対しサポートプランを作成し、専門職が連携しながら支援を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	70人	70人	70人	70人	70人
実施体制（確保方策）	実施体制：保健師、助産師、保育士が訪問を実施 相談内容：①乳児の発育・発達、産婦の健康状態、養育環境の把握 ②育児に関する不安や悩みの傾聴、相談 ③保健事業（予防接種・健診等）の説明 ④子育て支援に関する情報提供				

⑤-2 こどもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関（子ども家庭課）の職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関の連携強化を図る取り組みを行う事業です。

【今後の方向性】

関係職員や、要保護児童対策地域協議会構成員の資質向上のために研修などの取り組みを実施します。

⑥ 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

- ・本市はショートステイ事業のみ実施
- ・実施場所：0～2歳は、麦の穂乳幼児ホームかがやき（乳児院）
3歳以上は、麦の穂学園、白鳩（児童養護施設）

【現状】

現状は、麦の穂乳幼児ホームかがやきと麦の穂学園、令和6年度から里親の3か所で実施しています。

トワイライトステイ事業についても、必要な事態が予測されることから、実施に向けた検討が必要ですが、課題も多く取り組めていない状況となっています。

【今後の方向性】

養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応するため、状況を把握しながら実施していきます。また、トワイライトステイ事業についても実施に向けた検討を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	15人	20人	20人	20人	20人
実施か所数（確保方策）	4か所	5か所	6か所	6か所	6か所
提供量	20人	20人	20人	20人	20人
過不足 （提供量-見込み量）	5人	0人	0人	0人	0人

⑦ 子育て援助活動支援事業（子どもファミリー・サポート・センター事業）

【事業概要】

子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人が会員となり、地域で相互援助活動を行う事業です。

援助を受けられる会員は、小学校6年生までのこどもをもつ保護者です。

【現状】

子どもファミリー・サポート・センターにはアドバイザーを配置し、援助活動の調整をしています。令和6年度からNPO法人V i v a中津川に事業を委託し、預かり、保育所等への送迎などこれまで行ってきた活動のほか、配慮が必要な家庭への支援にも取り組んでいます。

【今後の方向性】

制度の周知を徹底し、援助を必要とする家庭へ援助が届くよう会員の増加に取り組めます。

また、提供会員養成講習会を実施し安心安全な制度として充実を図ります。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	330人	363人	400人	440人	484人
提供量	330人	363人	400人	440人	484人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

⑧-1 一時預かり事業（幼稚園）

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要望に応じて幼稚園でこどもを預かる事業です。

【現状】

現状は、市内12か所の公立・私立幼稚園等で実施しています。

公立幼稚園・こども園は、16時まで、私立幼稚園・こども園は、朝8時から始業までと、終業から18時まで実施しています。（園によって多少時間が異なります）

【今後の方向性】

幼稚園における預かり保育については、私学助成による事業の継続とともに、幼稚園型一時預かり事業への円滑な移行についても、進めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
実施か所数（確保方策）	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提供量	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人	2,000人
過不足 （提供量-見込み量）	0人	0人	0人	0人	0人

※利用希望者にあわせて実施する事業のため、見込み量と提供量を同数としています

⑧-2 一時預かり事業（保育所、子どもファミリー・サポート・センター等）

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となったことについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

- ・実施園：東さくら保育園、坂本さくら保育園、めぐみ保育園、のぞみ保育園、
にしこまの森、南さくら幼稚園、誠和幼稚園
高山保育園、家庭保育園くっく、家庭保育園くっくネスト
- ・実施事業：子どもファミリー・サポート・センター事業

【現状】

現状は、公立保育園1か所、私立保育園9か所、計10か所で実施しています。

子どもファミリー・サポート・センター事業は、NPO法人V i v a 中津川へ委託し実施しています。

増加するニーズに応えるためには、保育士の確保、子どもファミリー・サポート・センターの提供会員の質の向上と確保が課題となっています。

【今後の方向性】

満3歳未満のこどもの保育利用率の高まりとともに、一時預かりに対するニーズは減少傾向にあるものの、今後も認可保育所等で確保を図り、子どもファミリー・サポート・センターでの受入れも進めていきます。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 (在園児対象を除く一時預かり)		1,420人	1,420人	1,420人	1,420人	1,420人
実施か所数（確保方策）		11か所	11か所	11か所	11か所	11か所
提供量	保育所等	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人	1,300人
	ファミリー・サポート・センター	120人	120人	120人	120人	120人
過不足 (提供量-見込み量)		0人	0人	0人	0人	0人

⑨ 延長保育事業

【事業概要】

保育認定を受けたこどもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて保育を延長して実施する事業です。

【現状】

現状は、市内認可保育所と認定こども園等の24か所で実施しています。

減少傾向はあるものの、一定量のある保育ニーズに応えるためには保育士の確保が課題となっています。

【今後の方向性】

一定量ある保育ニーズに応えるため、今後も認可保育所での延長保育の実施を引き続き行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
実施か所数（確保方策）	24か所	21か所	20か所	20か所	20か所
提供量	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人
過不足 （提供量-見込み量）	0人	0人	0人	0人	0人

⑩ 病児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期のこどもで、集団保育が難しく、保護者の就労等の理由により、家庭で保育ができない際に、一時的に保育施設でこどもを預かる事業です。

【現状】

平成31年度に中津川市民病院敷地内で中津川市病児保育所くりっこハウスを開設し、令和6年度から家庭保育園くっくに事業を委託し実施しています。

従事職員の研修への参加や、利用者のニーズを考慮し、利用しやすい病児保育所運営を行うことで、子育て家庭への支援を行っています。利用定員は10名です。

【今後の方向性】

保育所、幼稚園、こども園や小学校などを通じ、子育て家庭への周知を図り、必要な時に利用しやすい施設として利用促進に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	495 人	545 人	600 人	660 人	726 人
実施か所数（確保方策）	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
提供量	2,440 人	2,440 人	2,440 人	2,440 人	2,440 人
過不足 （提供量-見込み量）	1,945 人	1,895 人	1,840 人	1,780 人	1,714 人

⑪ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業概要】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後の遊びや生活の場を提供し、放課後児童支援員等の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

現在、各小学校区を基本に24クラブを保護者会へ委託し実施しています。

共働き家庭等の増加により利用希望家庭が増加しています。また、支援の必要な児童の利用が増加しています。

【今後の方向性】

保護者会の運営支援を行います。

毎年利用希望調査を行い、利用希望者の動向をみながら、クラブの改修や増設を計画的に行います。

支援の必要な児童の利用増加に伴う支援員の増加については、国、県の補助を活用し、クラブへの支援を図ります。また支援員の処遇改善に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量 1～3年生	561人	572人	553人	535人	485人
見込み量 4～6年生	275人	294人	321人	345人	332人
合計	836人	866人	874人	880人	817人
実施か所数（確保方策）	25か所	25か所	25か所	25か所	25か所
提供量	906人	906人	906人	906人	906人
過不足 （提供量-見込み量）	70人	40人	32人	26人	89人

⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業概要】

低所得で生計が困難である世帯の保護者が、特定教育・保育施設等に対して支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【今後の方向性】

令和6年4月から副食費が無償化されましたが、引続き、低所得者世帯・多子世帯の方に対しては本事業による補助対象とします。

⑬ 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業概要】

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

【今後の方向性】

新規事業者の参入等があった場合には、事業の導入について検討します。

⑭ 子育て世帯訪問支援事業

【事業概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭や、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事支援、育児・養育支援、子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言、母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供等を行います。

【今後の方向性】

利用が必要と考えられる対象児童の動向やニーズ等状況を把握しながら、家事支援や子育て支援事業の委託事業者を増やしていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	278人	267人	257人	249人	238人
提供量	278人	267人	257人	249人	238人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(年間延べ人数)

⑮ 児童育成支援拠点事業

【事業概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。

【今後の方向性】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童、およびその保護者の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑩ 親子関係形成支援事業

【事業概要】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者に対し、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるためのペアレント・トレーニング等の実施や、参加者同士によるピアサポートを通じ、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

【今後の方向性】

今後、本事業の利用が必要と考えられる対象児童、およびその保護者の動向やニーズを注視しながら、事業の実施について検討していきます。

⑪ 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援の制度化）

【事業概要】

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦とその配偶者に対し、面談等を通じて、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。

【今後の方向性】

母子手帳交付時に保健師が健康なこどもを産み育てるために必要な保健指導を行い、出産・育児等の見通しが持てるよう全員に面談を実施しています。妊娠7か月頃にアンケートを送付し、希望者には面談を実施するなど安心・安全な妊娠・出産ができるよう切れ目ない支援に努めます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量					
面接実施合計回数	1,350回	1,350回	1,320回	1,320回	1,290回
提供量					
上記以外で業務委託	1,350回	1,350回	1,320回	1,320回	1,290回
過不足 (提供量-見込み量)	0回	0回	0回	0回	0回

⑱ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

【事業概要】

保護者の就労有無や理由を問わず、0～2歳の未就園児が保育施設を時間単位で利用できる制度で、集団生活の機会を通じたこどもの成長を促すものです。

【今後の方向性】

誰でも通園制度については、令和7年度には試行的事業として、令和8年度からの本格実施に向けて各論点の検討がさらに進められる予定です。本格実施の際は本市においても遅滞なく市民に利用していただけるよう、準備を行います。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	32人	32人	32人	32人	32人
提供量	32人	32人	32人	32人	32人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(年間延べ人数)

⑲ 産後ケア事業

【事業概要】

令和6年の子ども・子育て支援法改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。

【今後の方向性】

産後心身に不調や育児不安があり、家族等からの十分な家事・育児支援が受けられない方を対象に委託関係機関と連携し、多様化する様々なニーズに合わせ、お母さんと赤ちゃんの心身のケアや育児サポートできるよう体制の充実に努めていきます。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
見込み量	65人	65人	70人	70人	70人
提供量	65人	65人	70人	70人	70人
過不足 (提供量-見込み量)	0人	0人	0人	0人	0人

(年間延べ人数)

3 教育・保育の一体的提供、教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の移行等に係る基本的な考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟なこどもの受け入れが可能な施設であり、本市においても令和6年度現在、幼保連携型認定こども園9園が認定を受けています。

中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画においても、少子化が進むなか、幼稚園・保育園別々では、こどもの育ちにとって適切な集団規模が確保できず、保育士が分散するなど運営も非効率であるため、親の就労の有無に関わらず利用できる「認定こども園」化を進めることとしています。

(2) 質の高い教育・保育の提供

幼稚園教諭と保育士が、幼稚園・保育園のお互いの役割や専門性、保育を相互理解するとともに、これからの教育・保育について学び合うための合同研修を開催します。

すべてのこどもの健やかな育ち、こどもの最善の利益の保障の重要性から、障がいのあるこどもや特別な支援を要するこどもについて、個々に応じた適切な教育・保育が提供されるよう、合同研修を通じ、職員の資質向上に努めます。

(3) 教育・保育の一体的な提供及び推進

新制度では、保護者の就労状況等にかかわらず、そのニーズに応じた多様な子育て支援を進めることを目指しています。幼稚園と保育所の機能や利点を併せもち、地域の子育て支援を行う認定こども園は、教育・保育を一体的に受けることが可能な施設として位置付けられ、国では普及を図ることとされています。

保護者ニーズをはじめ、就学前の教育・保育の質の向上に向けた幼保一体化の取り組みを進めるなかで、地域の実情に応じた認定こども園への移行を進めます。

(4) 教育・保育施設と地域型保育事業の連携

幼稚園、保育園、認定こども園は、子ども・子育て支援の中核的な役割を担う教育・保育施設である一方で、家庭的保育事業や小規模保育事業などの地域型保育事業は、供給が不足しがちな3歳児未満の保育を地域に根差した身近な場での保育を提供する役割を担うものとなります。

この両者が相互に補完することによって、必要とされている教育・保育の量の確保と質の充実につながります。地域型保育事業と幼稚園、保育園、認定こども園との相互の連携を図るなかで切れ目なく適切に保育が受けられるよう推進していきます。

(5) 幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。幼児期の育ちと学びが義務教育の基盤となり、0歳～15歳までの一貫したつながりにより、心豊かに生きる力の育成を目指すものです。

そのためには、こどもの発達を幼稚園・保育園・認定こども園、そして小学校、更には中学校までの長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法についての理解を深め、共有することが必要となります。

こうしたことから、幼稚園・保育園・認定こども園と小学校、中学校との交流や意見交換、合同研究など、小学校、中学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、岐阜県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みが重要となっています。

このことを踏まえ、本市では、子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設において取りまとめを依頼するとともに、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、岐阜県に対し、施設等の所在、運営状況、監査状況等の情報提供、立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請することができることを踏まえ、岐阜県との連携や情報共有を図りながら、適切な取り組みを進めていきます。



第6章

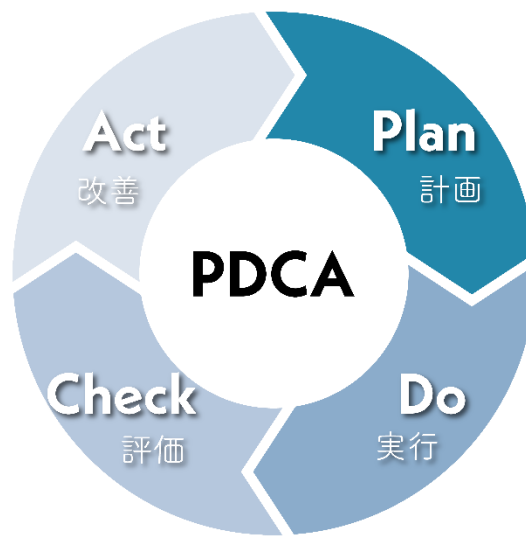
計画の進行管理

第6章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方のもと、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「中津川市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について点検し、これに基づいて対策を実施します。

■ PDCA サイクル



2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、本市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあることから、国や県、近隣市と連携して計画を推進します。



資料編

資料編

1 中津川市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 27 日条例第 19 号

改正

令和 4 年 12 月 23 日条例第 32 号

中津川市子ども・子育て会議条例

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 72 条第 1 項の規定に基づく合議制の機関として、中津川市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

一部改正〔令和 4 年条例 32 号〕

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務
- (2) 子どもが健やかに成長することができる社会の実現に関する事項及び子どもが健やかに育成される環境の整備に関する事項の審議

一部改正〔令和 4 年条例 32 号〕

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 子どもの保護者
- (3) 地域において子育て支援を行う者
- (4) 子どもの教育、保育又は養育に関する事業に従事する者
- (5) 経済団体及び労働者団体の関係者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第 5 条 市長は、子ども・子育て会議に特別の事項を調査させ、又は審議させるため必要があると認めるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が必要と認める者のうちから市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査又は審議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第 6 条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

- 2 部会は、委員長が指名する委員又は臨時委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長又は部会長は、それぞれ子ども・子育て会議又は部会において必要があると認めたときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課又は室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(会議)

第7条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

- 2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第8条 子ども・子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、委員長が指名する委員または臨時委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、委員長が指名する。

4 部会長に事故があるとき、または部会長が欠けたときは、委員長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。

5 第6条第3項の規定は部会長の職務について、前条（第1項ただし書を除く。）の規定は部会の会議について、それぞれ準用する。この場合において、第6条第3項並びに前条第1項本文及び第3項中「委員長」とあるのは「部会長」と、第6条第3項及び前条中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、前条第2項及び第3項中「委員」とあるのは「部会の委員」と読み替えるものとする。

(関係者の出席等)

第9条 委員長または部会長は、それぞれ子ども・子育て会議または部会において必要があると認めたときは、関係者の出席を求めその意見若しくは説明を聴き、または関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課または室において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年12月23日条例第32号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 中津川市子ども・子育て会議委員名簿

■ 令和5年度 中津川市子ども・子育て会議委員

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日（2年間）

区分	氏 名	所属団体	役職
有職者	田島 雅子	中津川市教育委員会	
こどもの保護者	大宮 雅博	中津川市 PTA 連合会	
	古田 景子	中津川市公立幼稚園連合 PTA 評議委員会	
	武川 菜生	中津川市私立幼稚園園友会	
	小川 和也	中津川市保育園保護者会連合会（私立）	
	長瀬 啓志	中津川市保育園保護者会連合会（公立）	
子育て支援関係者	林 秀一	中津川市学童保育所連絡協議会	
	安藤 広子	子育て支援関係団体	
	田島 輝代	主任児童委員会	副委員長
	大橋 雅樹	（福）中津川市社会福祉協議会	
教育・保育または養育従事者	大瀧 國嘉	中津川市小中学校校長会	委員長
	田中 和江	公立幼稚園長会	
	丸山 充信	私立幼稚園連絡会	
	神谷 ゆみ	公立保育園・こども園園長会	
	小林 浩二	法人保育所連絡会	
	水野 皓介	小規模保育事業所	
経済団体 労働団体	堀尾 憲慈	連合岐阜東濃地域協議会	
	可知 誠	中津川商工会議所	
	伊藤 広忠	中津川北商工会	
その他	林 弥生	（一社）恵那医師会	

■ 令和6年度 中津川市子ども・子育て会議委員

任期：令和5年6月1日～令和7年5月31日（2年間）

区分	氏 名	所属団体	役職
有職者	橋本 あみる	中津川市教育委員会	
こどもの保護者	長谷川 尚輝	中津川市 PTA 連合会	
	近藤 友紀子	中津川市公立幼稚園保護者会代表	
	前田 三奈	中津川市私立幼稚園育友会	
	熊崎 沙也佳	中津川市保育園保護者会連合会（私立）	
	各務 雅人	中津川市保育園保護者会連合会（公立）	
子育て支援関係者	林 秀一	中津川市学童保育所連絡協議会	
	安藤 広子	子育て支援関係団体	
	田島 輝代	主任児童委員会	副委員長
	大橋 雅樹	（福）中津川市社会福祉協議会	
教育・保育または養育従事者	曾我 隆	中津川市小中学校校長会	委員長
	鎌田 宮樹	公立幼稚園代表	
	丸山 充信	私立幼稚園連絡会	
	神谷 ゆみ	公立保育園・こども園園長会	
	小林 浩二	法人保育所連絡会	
	水野 皓介	小規模保育事業所	
労働経済団体	堀尾 憲慈	連合岐阜東濃地域協議会	
	成瀬 博明	中津川商工会議所	
	志津 竜良	中津川北商工会	
その他	林 弥生	（一社）恵那医師会	

3 計画策定経過

年月日	内容
令和5年6月28日	令和5年度 第1回会議 1. 子ども・子育て会議の概要と子ども・子育て支援事業計画について 2. 令和4年度子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について 3. 幼児教育・保育施設適正配置計画の進捗状況について
令和5年10月30日	令和5年度 第2回会議 1. 学校施設等適正配置計画について 2. 幼児教育・保育施設適正配置計画について 3. 第三期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について
令和6年2月より順次	アンケート調査の実施 1. 中津川市に居住する就学前児童の保護者 1,000人（無作為抽出） 2. 中津川市に居住する小学生の保護者 1,700人（無作為抽出） 3. 中津川市に居住する小学5年生、中学2年生 1,330人（悉皆調査） 4. 中津川市に居住する若者（15～39歳） 500人（無作為抽出） 5. 中津川市に居住するひとり親 300人（無作為抽出） ※調査結果概要は、本計画 22頁から56頁のとおり
令和6年3月19日	令和5年度 第3回会議 1. 学校施設等適正配置計画について 2. 第三期子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について 3. その他
令和6年6月27日	令和6年度 第1回会議 1. 子ども・子育て会議の役割について 2. 次期計画の策定について 3. 子ども・子育て支援事業計画の実施状況について
令和6年12月18日	令和6年度 第2回会議 1. 中津川市幼児教育・保育施設適正配置計画 第二次改定について 2. 学校法人緑ヶ丘学園 誠和幼稚園の利用定員の設定について 3. 第一期中津川市こども計画の策定について
令和7年1月21日～ 2月20日	パブリックコメントの実施 本市ホームページ及び子ども家庭課（健康福祉会館1階）、各総合事務所、各地域事務所で閲覧
令和7年3月4日	令和6年度 第3回会議 1. 第一期中津川市こども計画について 2. その他

第一期中津川市こども計画

発行日 令和7年3月
発行者 中津川市 市民福祉部 子ども家庭課
住 所 〒508-8501
中津川市かやの木町2番1号
T E L 0573-66-1111 F A X 0573-62-0058
U R L <https://www.city.nakatsugawa.lg.jp>

この計画と概要版は中津川市ホームページにも掲載しています



